

**大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
モニタリング実施計画（設計・建設等）（案）**

**令和6年（2024年）3月●日**

**大阪府・大阪市**

## 目次

<b>第1 総則</b>	2
1. モニタリング実施計画（設計・建設等）の位置づけ	2
2. 用語の定義	2
<b>第2 モニタリング体制</b>	3
1. モニタリング体制	3
2. SPC のセルフモニタリング体制	3
3. 府及び市のモニタリング体制	3
4. IR 事業評価委員会の体制	4
<b>第3 モニタリングの実施方法</b>	4
1. SPC によるセルフモニタリングの実施方法	4
2. 府及び市によるモニタリングの実施方法	4
(1) 書類による確認	4
(2) SPC へのヒアリング	5
(3) 会議体による確認	5
(4) 実地調査	6
(5) IR 事業評価委員会による委員会評価等	6
<b>第4 モニタリングの時期・内容・様式</b>	6
1. SPC によるセルフモニタリングの時期・内容・様式	6
2. 府及び市によるモニタリングの時期・内容・様式	6
<b>第5 認定区域整備計画の実施状況報告等</b>	7
1. 認定区域整備計画の実施状況報告	7
(1) SPC による事業実施状況等の報告	7
(2) 府及び市による区域整備計画実施状況のとりまとめ	7
(3) IR 事業評価委員会による評価等	7
(4) 国土交通大臣への区域整備計画実施状況報告	7
2. 区域整備計画実施状況評価の反映	8
<b>第6 モニタリング結果等の記録及び公表</b>	8
1. モニタリング結果等の記録	8
(1) SPC によるモニタリング結果等の記録	8
(2) 府及び市によるモニタリング結果等の記録	8
2. モニタリング結果等の公表	8
(1) SPC によるモニタリング結果等の公表	8
(2) 府及び市によるモニタリング結果等の公表	8
<b>第7 是正要求措置</b>	9
<b>別紙</b>	9
別紙1 「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」	9
別紙2 「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」	9
別紙3 「認定区域整備計画の実施状況報告書（様式）」	9
別紙4 「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」	9

## 第1 総則

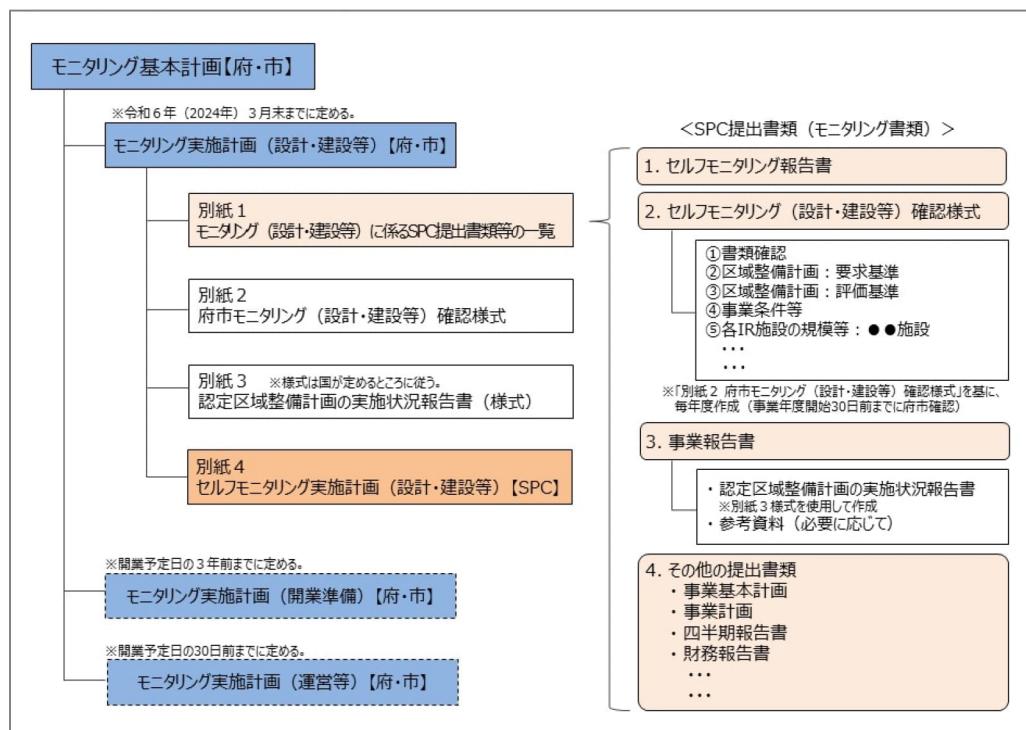
### 1. モニタリング実施計画（設計・建設等）の位置づけ

府及び市は、設置運営事業が、法令等及び関連協定を遵守し、本事業関連書類に基づき適切かつ確実に遂行されているか、また、その実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、さらに、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等を確認し、継続的な業務改善につなげることで、IR区域の整備によってめざす公益的な意義及び目標の実現、並びに設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な実施等を図るため、モニタリング基本計画において、設置運営事業の円滑かつ確実な実施を確保するための枠組みについて基本的な考え方を定めた。

本計画（モニタリング実施計画（設計・建設等））は、モニタリング基本計画に基づく本件IR施設の設計及び建設・整備等に係る具体的なモニタリングの実施項目及び方法を示すものとして、大阪IR株式会社（以下「SPC」という。）が提出した別紙4「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」（以下「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」という。）を踏まえ、モニタリングの体制、実施方法、内容等の詳細を定めるものである。

モニタリング基本計画及びセルフモニタリング実施計画（設計・建設等）の関係等は、図表1に示すとおりである。

【図表1 各種モニタリング計画の関係等】



### 2. 用語の定義

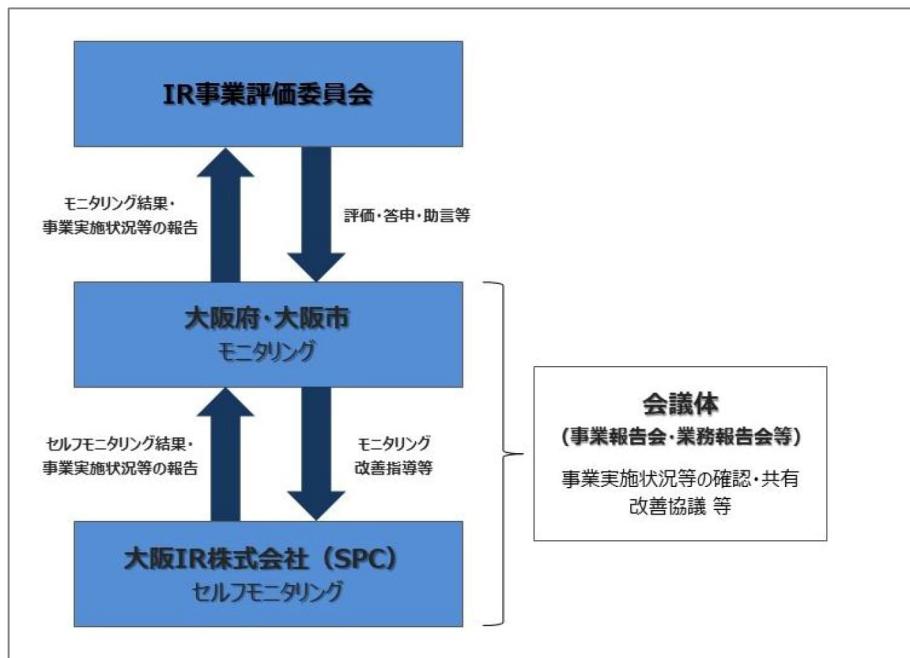
モニタリング実施計画（設計・建設等）において使用する用語の定義は、本計画で別に定める場合を除き、モニタリング基本計画に定めるところに従う。

## 第2 モニタリング体制

### 1. モニタリング体制

モニタリングは、SPC によるセルフモニタリング、府及び市によるモニタリング、府、市及び SPC で構成する会議体（図表4参照）を活用した事業実施状況等の確認・共有及び改善協議、並びに IR 事業評価委員会による委員会評価等で構成され、図表2のモニタリング体制にて実施するものとする。

【図表2 モニタリング体制】



### 2. SPC のセルフモニタリング体制

SPC におけるセルフモニタリングの実施体制は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に記載のとおりとする。

### 3. 府及び市のモニタリング体制

府及び市は、モニタリングを統括する担当（以下「モニタリング統括担当」という。）を IR 推進局推進課に置く。

モニタリング統括担当は、別紙1 「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に掲げる計画書及び報告書等（以下「モニタリング書類」という。）について、SPC から提出を受け、府及び市によるモニタリング（以下「府市モニタリング」という。）の全体を統括するとともに、モニタリング結果及び認定区域整備計画の実施状況をとりまとめ、IR 事業評価委員会に報告し、委員会評価等を得る。

また、IR 推進局の各所管課は、関係部局と連携し、SPC が実施する各所管業務について、日常的な確認及び指導を行うとともに、SPC から提出されたモニタリング書類の確認及び府市モニタリングを実施する。

なお、SPC から提出されたモニタリング書類の確認及び府市モニタリングについては、

財務モニタリングを中心に、専門性を有した外部アドバイザー（公認会計士を含む。）からの支援を受けて行う。

#### 4. IR 事業評価委員会の体制

府は、市とともに、複数の外部有識者等により構成する IR 事業評価委員会を設置し、毎年度、モニタリング結果及び認定区域整備計画の実施状況を報告するとともに、客観的・専門的な立場からの委員会評価等を得るものとする。

IR 事業評価委員会の概要は、図表 3 に示すとおりである。

【図表 3 IR 事業評価委員会の概要】

項目	内容
名称	大阪府市 IR 事業評価委員会
審議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・認定区域整備計画の実施の状況の評価に関する事項の調査審議に関すること。</li><li>・IR 整備法第 10 条第 2 項の区域整備計画の認定の更新及び同法第 35 条第 1 項第 2 号の区域整備計画の認定の取消しの申請に関する事項の調査審議に関すること。</li><li>・認定区域整備計画の変更に関する事項（大阪府知事及び大阪市長が指定する事項に限る。）の調査審議に関すること。</li></ul>
設置年月日	令和 5 年 9 月 29 日
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪府附属機関条例（大阪府）</li><li>・執行機関の附属機関に関する条例（大阪市）</li><li>・大阪府市 IR 事業評価委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する規則（大阪府）</li><li>・大阪府市 IR 事業評価委員会共同設置規約（大阪府、大阪市）</li></ul>
委員定数	10 人以内
委員構成	「法務・コンプライアンス」、「財務・経営」、「依存症」、「治安」、「観光・MICE」その他必要となる各専門分野から選任
任期	2 年以内（再任可）

### 第3 モニタリングの実施方法

#### 1. SPC によるセルフモニタリングの実施方法

SPC は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、セルフモニタリングを実施する。

#### 2. 府及び市によるモニタリングの実施方法

府及び市は、SPC によるセルフモニタリングの結果（以下「セルフモニタリング結果」という。）を踏まえ、(1)書類による確認、(2)SPC へのヒアリング、(3)会議体による確認、(4)実地調査及び(5)IR 事業評価委員会による委員会評価等により、府市モニタリングを実施する。

##### (1) 書類による確認

府及び市は、SPC から提出されたモニタリング書類に基づき、SPC によるセルフモニタリング結果が適正であるか、また、設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業

関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認する。

また、毎事業年度の終了後においては、SPC から提出された「セルフモニタリング報告書」を踏まえ、府市モニタリング結果を別紙 2 「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するとともに、SPC によるセルフモニタリングの実施結果並びに府及び市によるモニタリングの実施結果をとりまとめた報告書（以下「モニタリング結果報告書」という。）を作成する。

なお、府及び市は、SPC から提出されたモニタリング書類のみで確認ができない場合、SPC に対して、確認に必要となる資料の提出等を求める。

#### (2) SPC へのヒアリング

府及び市は、毎事業年度の終了後に行う府市モニタリングにおいては、SPC から提出された「セルフモニタリング報告書」を基に、SPC に対してヒアリングを実施し、当該ヒアリングの内容も踏まえて設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認する。

#### (3) 会議体による確認

府及び市は、図表 4 に示す会議体を開催し、SPC からセルフモニタリング結果の報告を受けるとともに、モニタリング結果、設置運営事業の進捗状況、課題等の確認及び情報共有、翌事業年度の事業計画の協議、モニタリング結果に基づく改善計画の協議や改善状況の確認等を行う。

なお、各会議体の開催期日及び構成員の詳細は、事業年度毎に、府、市及び SPC の協議により定めるものとする。

【図表 4 会議体の概要】

名称(仮称)	目的	構成員※ <sup>1</sup>	開催頻度
事業報告会	➢ モニタリング結果及び事業実施状況等の年度確認 ➢ 翌事業年度の事業計画の協議 ➢ 関連協定、モニタリング計画及び本事業関連書類等の重要事項の変更協議 等	I R 推進局 関係部局 SPC (統括責任者) ※ <sup>2</sup> 金融機関	年 1 回程度
業務報告会	➢ モニタリング結果及び事業実施状況等の四半期確認 ➢ 改善計画（是正レベル 2 以上）の協議 ➢ 改善計画に基づく改善状況の確認等	I R 推進局 関係部局 SPC (統括責任者・部門統括担当者) ※ <sup>2</sup> 金融機関	四半期に 1 回程度
連絡会議	➢ モニタリング結果及び事業実施状況等の確認 ➢ 改善計画（是正レベル 1）の協議 ➢ 改善計画に基づく改善状況の確認 ➢ 各種情報共有 等	I R 推進局 関係部局 SPC (部門統括担当者・各部門の担当者)	月 1 回程度

※<sup>1</sup>各会議体の構成員の詳細は、上記を基本に別途定める。

※<sup>2</sup>府及び市の関係部局並びに金融機関は、必要に応じて参加・連携

#### (4) 実地調査

府及び市は、モニタリング書類の確認及び SPC へのヒアリングの結果、必要と判断した場合、現地確認その他の実地調査を行う。

#### (5) IR 事業評価委員会による委員会評価等

府は、市とともに、毎事業年度の終了後、IR 事業評価委員会に対して、当該事業年度のモニタリング結果を報告し、SPC に対して説明の機会を付与した上で、客観的・専門的な立場からの評価・答申・助言等（委員会評価等）を得る。

### 第4 モニタリングの時期・内容・様式

#### 1. SPC によるセルフモニタリングの時期・内容・様式

SPC は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、セルフモニタリングを実施する。

また、毎事業年度の終了後において、当該事業年度のセルフモニタリングの結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録し、「セルフモニタリング報告書」としてとりまとめた上で、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、府及び市に提出する。

セルフモニタリングの項目、内容、提出書類、確認頻度等は、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に定めるほか、「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」において具体化するものとし、SPC は、事業年度単位で「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を作成・更新し、毎事業年度開始日まで（但し、最初の事業年度は当該事業年度の終了後 30 日以内）に、府及び市の確認を得る。

なお、SPC において作成し、府及び市に提出が必要となるモニタリング書類及びその提出時期等は、別紙 1 「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に示すとおりとし、SPC は、別紙 2 「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」の内容を踏まえて、府及び市と協議の上、毎事業年度の「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を作成・更新するものとする。

#### 2. 府及び市によるモニタリングの時期・内容・様式

府及び市は、別紙 1 「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に定める提出時期に SPC から提出されたモニタリング書類に基づき、府市モニタリングを行う。

また、毎事業年度の終了後においては、SPC から提出されたセルフモニタリング報告書を踏まえ、府市モニタリング結果を別紙 2 「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」（SPC から提出された「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を踏まえ、適宜内容を改修・更新する。）に記録するとともに、「モニタリング結果報告書」を作成する。

SPC が実施する本件土地課題対策（土壤汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去）<sup>1</sup>につ

<sup>1</sup> 大阪市が令和 5 年度債務負担行為（788 億円）を設定し実施している大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業。

いでは、事業用定期借地権設定契約並びに、SPC が府及び市との間で令和 5 年 9 月 29 日付で締結した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書」に定めるところに従い、その実施状況を確認する。

## 第 5 認定区域整備計画の実施状況報告等

### 1. 認定区域整備計画の実施状況報告

#### (1) SPC による事業実施状況等の報告

SPC は、毎事業年度の終了後、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、セルフモニタリング結果を踏まえ、設置運営事業の実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等を含め、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況を確認するとともに、これらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等を検討し、その結果を別紙 3 「認定区域整備計画の実施状況報告書」の様式<sup>2</sup>に記載し、「事業報告書」としてとりまとめ（但し、財務報告書の内容に関しては合理的に可能な範囲とする。）、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、府及び市に提出する。

#### (2) 府及び市による区域整備計画実施状況のとりまとめ

府は、市と協力の上、モニタリング結果及び SPC から提出された「事業報告書」の内容を踏まえ、自らが実施する施策及び措置を含む認定区域整備計画の実施の状況について、認定区域整備計画に基づく取組みの状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等（以下「区域整備計画実施状況」という。）をとりまとめ、SPC の事業実施状況等について意見があるときは、意見を付して、別紙 3 「認定区域整備計画の実施状況報告書」の様式に従い、認定区域整備計画の実施状況に係る報告書（以下「認定区域整備計画の実施状況報告書」という。）を作成する。

#### (3) IR 事業評価委員会による評価等

「認定区域整備計画の実施状況報告書」の作成に当たって、府は、市とともに、SPC に対して説明の機会を付与した上で、IR 事業評価委員会から、客観的・専門的な立場からの評価・答申・助言等（委員会評価等）を得る。

#### (4) 国土交通大臣への区域整備計画実施状況報告

府は、国土交通大臣から、IR 整備法第 37 条第 2 項に基づき、認定区域整備計画の実施の状況について報告を求められた場合は、市及び公安委員会に協議・報告を行った上で、国土交通大臣に対し、「認定区域整備計画の実施状況報告書」の提出により区域整備計画実施状況報告を行う。

<sup>2</sup> 報告書の名称は仮称。また、様式は国が定めるところに従う。以下同じ。

## 2. 区域整備計画実施状況評価の反映

府、市及びSPCは、国土交通大臣により区域整備計画実施状況評価の結果が公表又は府に通知された場合は、当該結果を事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させる。

# 第6 モニタリング結果等の記録及び公表

## 1. モニタリング結果等の記録

### (1) SPCによるモニタリング結果等の記録

SPCは、セルフモニタリング結果について、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するほか、「セルフモニタリング報告書」を作成する。また、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等について、「事業報告書」を作成する。

### (2) 府及び市によるモニタリング結果等の記録

府及び市は、府市モニタリング結果について、「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するほか、「モニタリング結果報告書」を作成する。また、認定区域整備計画の実施状況について、「認定区域整備計画の実施状況報告書」を作成する。

## 2. モニタリング結果等の公表

### (1) SPCによるモニタリング結果等の公表

SPCは、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、セルフモニタリングの方法及び結果並びに設置運営事業の実施状況等について、SPCのウェブサイトにおいて公表する。

但し、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容を除く。

### (2) 府及び市によるモニタリング結果等の公表

府及び市は、モニタリング基本計画、モニタリング実施計画（設計・建設等）、毎事業年度の「モニタリング結果報告書」及びIR事業評価委員会による委員会評価等について、府のホームページにおいて公表する。

また、府は、IR整備法第37条第2項に基づき国土交通大臣に提出した「認定区域整備計画の実施状況報告書」及び同条第5項に基づき国土交通大臣から通知のあった区域整備計画実施状況評価について、府のホームページにおいて公表する。

なお、府は、改善勧告、警告又は改善命令を行った場合において、府が必要と判断したときは、その内容及び改善状況を公表することができる。

但し、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容を除く。

## **第7 是正要求措置**

府及び市によるモニタリングの結果、設置運営事業が法令等、関連協定又は本事業関連書類に基づき適正に遂行されていないと認められる場合には、府は、SPC に対し、モニタリング基本計画に基づき、是正レベルの認定、注意、改善指導、改善勧告、警告及び改善命令等の是正要求措置等をとることができ、SPC はこれに従わなければならない。

なお、是正レベルの認定、是正要求措置、IR 事業評価委員会からの委員会評価等の取得、SPC との協議、改善計画の承認、改善確認等の手続は、IR 推進局の各所管課及び関係部局と連携して、モニタリング統括担当が統括して行う。

## **別紙**

別紙1 「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」

別紙2 「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」

別紙3 「認定区域整備計画の実施状況報告書（様式）」

別紙4 「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」

以上

## 別紙 1

モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧

モニタリング（設計・建設等）に係るSPC提出書類等の一覧

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考
1-1	全般	事業基本計画	変更時/更新時	・認定区域整備計画の一部
1-2	全般	事業計画	毎年度/変更時	
1-3	全般	セルフモニタリング実施計画書（設計・建設等）	策定時/変更時	
1-4	全般	セルフモニタリング実施計画書（開業準備）	策定時/変更時	・策定時は開業予定日の3年前までに提出
1-5	全般	セルフモニタリング実施計画書（運営等）	策定時/変更時	・策定時は開業予定日の30日前までに提出
1-6	全般	事業報告書	毎事業年度	・事業年度終了後60日以内に提出
1-7	全般	セルフモニタリング報告書（設計・建設等）	毎事業年度/変更時	・事業年度終了後60日以内に提出
1-8	全般	セルフモニタリング確認様式①【提出書類】	毎事業年度	
1-9	全般	セルフモニタリング確認様式②【区域整備計画：要 求基準】	毎事業年度	
1-10	全般	セルフモニタリング確認様式③【区域整備計画：評 価基準】	毎事業年度	
1-11	全般	セルフモニタリング確認様式④【区域整備計画：事 業条件等】	毎事業年度	
1-12	全般	セルフモニタリング確認様式⑤【各IR施設の規模 等】	毎事業年度	
2-1	開業準備	SPCの体制表	毎事業年度	
2-2	開業準備	SPCの体制計画	毎事業年度	・次期事業年度以降の計画を記載
2-3	開業準備	開業準備業務の体制表	毎事業年度	・委託先等についても記載
2-4	開業準備	開業準備の進捗状況を説明する資料	毎事業年度	
2-5	開業準備	IR整備法に定める手続の履践状況報告書	毎事業年度	
2-6	開業準備	実施協定等に定める手續の履践状況報告書	毎事業年度	・実施協定等：実施協定、事業用定期借地権 設定契約及び立地協定
2-7	開業準備	反社会的勢力排除のための行動指針	策定時/変更時	
2-8	開業準備	反社会的勢力排除のための行動指針の履行状況を説 明する資料	毎事業年度	
3-1	財務	四半期報告書	四半期毎	
3-2	財務	財務報告書	毎事業年度	
3-3	財務	SPCへの出資状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む
3-4	財務	SPCの登記事項証明書の写し	毎事業年度/増資時	

モニタリング（設計・建設等）に係るSPC提出書類等の一覧

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考
3-5	財務	株式引受契約書の写し	締結時/変更時	
3-6	財務	融資契約の進捗状況を説明する資料	半期毎	・担保権設定等の進捗状況を含む
3-7	財務	融資契約書の写し	締結時/変更時	
3-8	財務	融資実行の状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む
3-9	財務	融資返済の状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む
4-1	設計・建設等	管理体制表（設計業務）	毎事業年度	
4-2	設計・建設等	委託体制表（設計業務）	毎事業年度	
4-3	設計・建設等	管理体制表（施工業務）	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-4	設計・建設等	請負体制表（施工業務）	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-5	設計・建設等	設計工程表	四半期毎	
4-6	設計・建設等	設計業務の進捗状況を説明する資料	四半期毎	
4-7	設計・建設等	工事工程表	四半期毎	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-8	設計・建設等	工事の進捗状況を説明する資料	四半期毎	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-9	設計・建設等	IR施設の用途別面積表	基本設計完了時/IR施設の建設及び整備の着工時/IR施設の営業開始時	・変更時（軽微な場合を除く）にも提出
4-10	設計・建設等	IR施設の平面図・立面図・断面図	基本設計完了時/IR施設の建設及び整備の着工時/IR施設の営業開始時	・変更時（軽微な場合を除く）にも提出 ・附帯施設等を含む
4-11	設計・建設等	施工計画書	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出
4-12	設計・建設等	施工報告書	四半期毎	
4-13	設計・建設等	工事業者から暴力団員等を排除するために行った措置等を説明する資料	毎事業年度	
4-14	設計・建設等	公共インフラ整備等との連携・調整状況を説明する資料	毎事業年度	
4-15	設計・建設等	本件土地課題対策（土壤汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去）の実施状況に関する書類	土地改良事業協定に従う	・大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書（令和5年9月29日付け締結）

※ 提出頻度が毎事業年度となっている提出書類について、最初の事業年度に係る提出時期は当該事業年度のセルフモニタリング報告書の提出時とする。

別紙2

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式①【提出書類】**

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考	提出日	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
1-1	全般	事業基本計画	変更時/更新時	・認定区域整備計画の一部			
1-2	全般	事業計画	毎年度/変更時				
1-3	全般	セルフモニタリング実施計画書（設計・建設等）	策定時/変更時				
1-4	全般	セルフモニタリング実施計画書（開業準備）	策定時/変更時	・策定時は開業予定日の3年前までに提出			
1-5	全般	セルフモニタリング実施計画書（運営等）	策定時/変更時	・策定時は開業予定日の30日前までに提出			
1-6	全般	事業報告書	毎事業年度	・事業年度終了後60日以内に提出			
1-7	全般	セルフモニタリング報告書（設計・建設等）	毎事業年度/変更時	・事業年度終了後60日以内に提出			
1-8	全般	セルフモニタリング確認様式①【提出書類】	毎事業年度				
1-9	全般	セルフモニタリング確認様式②【区域整備計画：要 求基準】	毎事業年度				
1-10	全般	セルフモニタリング確認様式③【区域整備計画：評 価基準】	毎事業年度				
1-11	全般	セルフモニタリング確認様式④【区域整備計画：事 業条件等】	毎事業年度				
1-12	全般	セルフモニタリング確認様式⑤【各IR施設の規模 等】	毎事業年度				
2-1	開業準備	SPCの体制表	毎事業年度				
2-2	開業準備	SPCの体制計画	毎事業年度	・次期事業年度以降の計画を記載			
2-3	開業準備	開業準備業務の体制表	毎事業年度	・委託先等についても記載			
2-4	開業準備	開業準備の進捗状況を説明する資料	毎事業年度				
2-5	開業準備	IR整備法に定める手続の履践状況報告書	毎事業年度				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式①【提出書類】**

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考	提出日	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
2-6	開業準備	実施協定等に定める手続の履践状況報告書	毎事業年度	・実施協定等：実施協定、事業用定期借地権設定契約及び立地協定			
2-7	開業準備	反社会的勢力排除のための行動指針	策定時/変更時				
2-8	開業準備	反社会的勢力排除のための行動指針の履行状況を説明する資料	毎事業年度				
3-1	財務	四半期報告書	四半期毎				
3-2	財務	財務報告書	毎事業年度				
3-3	財務	SPCへの出資状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む			
3-4	財務	SPCの登記事項証明書の写し	毎事業年度/増資時				
3-5	財務	株式引受契約書の写し	締結時/変更時				
3-6	財務	融資契約の進捗状況を説明する資料	半期毎	・担保権設定等の進捗状況を含む			
3-7	財務	融資契約書の写し	締結時/変更時				
3-8	財務	融資実行の状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む			
3-9	財務	融資返済の状況を説明する資料	半期毎	・次年度以降の計画を含む			
4-1	設計・建設等	管理体制表（設計業務）	毎事業年度				
4-2	設計・建設等	委託体制表（設計業務）	毎事業年度				
4-3	設計・建設等	管理体制表（施工業務）	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出			
4-4	設計・建設等	請負体制表（施工業務）	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出			
4-5	設計・建設等	設計工程表	四半期毎				
4-6	設計・建設等	設計業務の進捗状況を説明する資料	四半期毎				
4-7	設計・建設等	工事工程表	四半期毎	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出			

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式①【提出書類】**

No.	モニタリング区分	提出書類	提出頻度	備考	提出日	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
4-8	設計・建設等	工事の進捗状況を説明する資料	四半期毎	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出			
4-9	設計・建設等	IR施設の用途別面積表	基本設計完了時/IR施設の建設及び整備の着工時/IR施設の営業開始時	・変更時（軽微な場合を除く）にも提出			
4-10	設計・建設等	IR施設の平面図・立面図・断面図	基本設計完了時/IR施設の建設及び整備の着工時/IR施設の営業開始時	・変更時（軽微な場合を除く）にも提出 ・附帯施設等を含む			
4-11	設計・建設等	施工計画書	毎事業年度	・準備工事の着工時及びIR施設の建設及び整備の着工時にも提出			
4-12	設計・建設等	施工報告書	四半期毎				
4-13	設計・建設等	工事業者から暴力団員等を排除するために行った措置等を説明する資料	毎事業年度				
4-14	設計・建設等	公共インフラ整備等との連携・調整状況を説明する資料	毎事業年度				
4-15	設計・建設等	本件土地課題対策（土壤汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去）の実施状況に関する書類	土地改良事業協定に従う	・大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書（令和5年9月29日付け締結）			

※ 提出頻度が毎事業年度となっている提出書類について、最初の事業年度に係る提出時期は当該事業年度のセルフモニタリング報告書の提出時とする。

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
要求基準 1	1～5号施設に関する政令要件への適合				
(評価基準5～12)	① I R事業の工程				
	②国際会議場施設の種類、機能、規模				
	1.国際会議場の種類				
	2.国際会議場施設の機能・規模				
	(1)基本的な考え方				
	(2)主として国際会議の用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）				
	(3)附帯するその他施設を含めた施設全体の機能				
	(4)国際会議場施設の最大収容人員				
	a.主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積				
	b.附帯するその他施設の床面積				
	③展示等施設の種類、機能、規模				
	1.展示等施設の規模・種類				
	(1)基本的な考え方				
	(2)主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計				
	2.展示等施設の機能				
	(1)主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）				
	(2)附帯するその他施設を含めた施設全体の機能				
	(3)附帯するその他施設の床面積				
	④魅力増進施設の種類、機能、規模				
	1.魅力増進施設の種類及び機能				
	2.魅力増進施設の規模				
	3.魅力増進施設の設置及び運営の方針				
	(1)魅力増進施設の設置及び運営方針				
	a.基本的な考え方				
	b.魅力発信機能				
	c.コンテンツ発展・創造機能				
	(2)ガーデンシアター				
	(3)三道体験スタジオ				
	(4)ジャパン・フードパビリオン				
	(5)関西ジャパンハウス				
	(6)関西アート＆カルチャーミュージアム				
	⑤送客施設の種類、機能、規模				
	1.送客施設の種類、機能、規模				
	(1)関西ワーリズムセンター				
	a.種類及び機能				
	b.規模（床面積）				
	(2)バスター・ミナル及びフェリーターミナル				
	2.送客施設の設置及び運営の方針				
	(1)基本的な考え方				
	(2)送客範囲の考え方				
	(3)ショーケース機能				
	(4)コンシェルジュ機能				
	(5)交通機能（バスター・ミナル及びフェリーターミナルとの連携）				
	(6)多言語対応の方針				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(7)送客先の観光地及び国内外の事業者との連携				
	⑥宿泊施設の種類、機能				
	1.宿泊施設の種類				
	2.宿泊施設の機能				
	(1)客室ごとの機能・客室構成				
	(2)客室タイプごとの間取図のイメージ				
	(3)施設構成（客室以外の機能の床面積）				
	3.宿泊施設の規模				
	(1)客室の床面積				
	(2)客室ごとの床面積				
	(3)スイートルームの床面積・割合				
要求基準 2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計				
(評価基準14,25)	① I R 施設の床面積の合計				
	②カジノ施設の種類、機能				
	1.カジノ施設の種類				
	2.カジノ施設の機能				
	(1)入退場管理				
	a.来訪者の入退場管理				
	b.従業員の入退場管理				
	(2)ゲーミング関連サービスの提供				
	(3)監視、警備等				
	(4)依存防止、有害影響排除				
	(5)その他				
	③カジノ施設の数、規模				
	1.カジノ施設の数				
	2.カジノ施設の規模				
要求基準 3	I R 区域の一體的な管理				
	① I R 区域が、一団の土地の区域として、I R 事業者により一體的に管理されるものであることを証する事項				
要求基準 4	I R 区域の土地の使用的の権原・I R 施設の設置根拠についての妥当性				
	① I R 区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定期				
	1.所有権の取得等の方法				
	2.所有権の取得等の予定期				
	②収支計画及び資金計画				
	1.収支計画				
	(1)収支計画の見通し				
	(2)財政状況（資産・負債）の見通し				
	(3)予定損益の見通し				
	(4)予定キャッシュ・フローの見通し				
	2.資金計画				
	(1)資金調達計画				
	(2)資金調達の内訳				
	(3)資金調達方法及び資金拠出の蓋然性				
	a.合同会社日本M GMリゾーツ及びM GMリゾーツ・インターナショナル				
	b.オリックス株式会社				
	c.中核株主以外の少数株主				
	d.金融機関				
要求基準 5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定				
	1.実施方針				
	2.募集要項				
	3.提案の概要及びその評価				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	4. I R 整備法第8条第2項の協議に関する事項 5.民間事業者を公表した際の公表資料 6.大阪府・市が定める民間事業者との接触のあり方に関するルール等				
要求基準6	地域における合意形成の手続				
	①添付書類の記載事項の概要 1.I R 整備法第9条第5項の協議に関する事項 2.I R 整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項 （1）I R 整備法第9条第6項の同意 （2）I R 整備法第9条第9項の同意 3.I R 整備法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項 （1）「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（案）に係る公聴会の開催 （2）「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（案）に対する府民意見等の募集 4.I R 整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項				
要求基準7	I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組				
	① I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組 1.コンプライアンス確保のための取組み （1）基本的な考え方 （2）コンプライアンス計画の策定及び推進 （3）コンプライアンス研修の実施 2.コンプライアンス推進体制の構築 （1）コンプライアンス・オフィサー （2）コンプライアンス部門 （3）内部監査部門・法務部門 （4）コンプライアンス委員会 3.区域整備計画の認定の申請に当たってのコンプライアンスの確保 4.情報セキュリティ・マネジメント・システム				
要求基準8	I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除				
	① I R事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ② I R事業者の役員の氏名又は名称及び住所 ③ I R事業者の役員等から反社会的勢力を排除するための措置 1.I R事業者において実施する措置 （1）基本方針 （2）行動指針・各種行為準則等の作成 （3）暴力団員等に係るデータベースの作成・維持管理 （4）I R施設の建設、物品調達等に係る契約に関する措置 （5）役員及び株主又は出資者に関する措置 （6）従業員の雇用及び教育に関する措置 2.大阪府・市による確認 ④ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者 ⑤ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の株式及び出資金額				
要求基準9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと				
要求基準10	I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性				
(評価基準15)	① I R区域を整備しようとする区域の所在地 ② I R施設の所在地 ③ I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項 1.航空ネットワーク 2.船舶ネットワーク 3.鉄道ネットワーク 4.高速道路ネットワーク				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
要求基準11	一体的かつ継続的なIR事業の実施 ① IR事業の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。） 1. IR事業の一体性の確保 2. IR事業の継続的な実施の確保 （1）基本的な考え方 （2）長期事業期間の設定 （3）適切な事業実施体制の構築 （4）IR事業者の責任の履行確保に関する事項 （5）株式譲渡制限 （6）金融機関からの長期融資 （7）株主及び協力会社からの支援体制の構築				
要求基準12	設置運営事業者と施設共用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携 ※該当なし				
要求基準13	IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること ①附帯事業に関する事項 1. IR区域北側護岸における係留施設等の整備・運営 2. 関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営 3. 関西国際空港におけるリムジン利用者専用ラウンジの設置・運営 4. 夢洲1区（グリーンテラスゾーン）における太陽光発電事業 5. IR区域拡張予定地の暫定利用 6. その他の附帯事業 ② IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業を行うものであることを証する事項				
要求基準14	設置運営事業者によるIR施設の所有 ① IR施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期 1. 所有权の取得方法 2. 所有权の取得の予定時期				
要求基準15	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等 (評価基準25) ① IR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置 1. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことにより受けける悪影響の防止 （1）日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課 a. 入場回数制限 b. 入場料等の賦課 （2）依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置 a. 依存防止規程に基づく利用制限措置 b. 普及啓発の強化 c. 相談体制の構築 d. 治療及び回復につなげる取組み e. その他事業者独自の対策 （3）日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制 a. 貸付業務の規制 b. 広告及び勧誘の規制 （4）上記の各措置の実施のために必要な体制の整備 （5）国や都道府県等との連携（その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置） （6）当該措置を適切に実施すると認められる根拠 2. 治安・地域風俗環境対策 （1）カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策 a. 自主警備のための体制の確保（外国语にも対応できる警備員の配置を含む。） b. 治安維持のための防犯カメラの設置 （2）犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成 a. 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	b.マネー・ローンダリング防止のための措置 c.防犯上の観点も踏まえた I R 施設のレイアウトの設計 d.地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備 e.青少年の健全育成（20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を含む。） (3)都道府県公安委員会・都道府県警察との情報共有及び連絡体制の構築 (4)当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	②国や都道府県等が実施する施策への I R 事業者による協力事項 1.カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことにより受けける悪影響の防止 (1)国や都道府県等が実施する施策への協力 (2)当該事項を適切に実施すると認められる根拠 2.治安・地域風俗環境対策 (1)国や都道府県等が実施する施策への協力 (2)当該事項を適切に実施すると認められる根拠				
要求基準16	カジノ事業の収益の活用				
(評価基準24)	① I R 施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額 1. I R 施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額 2.維持管理の内容（各 I R 施設の維持管理の具体的な項目を含む。） 3.設備投資の内容 (1)施設そのものの維持更新 (2)コンテンツを支える機能の更新 (3)施設横断的な修繕・更新 4.各 I R 施設の設備投資の具体的な項目 (1)MICE 施設（国際会議場施設及び展示等施設） (2)魅力増進施設 (3)送客施設 (4)宿泊施設 (5)来訪及び滞在寄与施設 (6)カジノ施設 ②カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力 1.カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上 (1) I R 施設において提供されるコンテンツの更新・追加等 (2)カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置 a.ギャンブル等依存症対策 b.治安・地域風俗環境対策 2.カジノ事業の収益等を活用した都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力 (1)イベントの協賛 (2)カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力 a.ギャンブル等依存症対策 b.治安・地域風俗環境対策 (3)災害等緊急時のサポート ③収支計画及び資金計画との整合性				
要求基準17	認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途				
	1.認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額 2.認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の使途（府市共通） (1) I R 区域の整備の推進のための施策及び措置 a.主な施策の方向性 (a)夢洲まちづくり関連インフラ等の整備・管理等 (b)夢洲及び夢洲周辺の魅力向上 (2)カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置 a.主な施策の方向性				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(a)ギャンブル等依存症対策の充実・強化 (b)治安・地域風俗環境対策の推進 (3)観光の振興に関する施策 a.主な施策の方向性 (a)大阪ならではのぎわいを創出する都市の実現 (b)24時間おもてなし可能な周遊・観光都市の実現 (c)世界水準のMICE都市の実現 (d)世界に誇れるスポーツ推進都市の実現 (4)地域経済の振興に関する施策 a.主な施策の方向性 (a)大阪産業を支える中小企業等への支援 (b)大阪の未来を築く新たな産業の創出、起業支援等 (5)その他のIR整備法第1条の目的及び第4条の地方公共団体の責務を達成するための施策 a.主な施策の方向性 (a)大阪府・市の財政への貢献 (6)社会福祉の増進に関する施策 a.主な施策の方向性 (a)セーフティネットの充実など市民生活の支援 (b)学びの保障等教育の質の向上 (c)感染症対策の強化・健康寿命の延伸 (7)文化芸術の振興に関する施策 a.主な施策の方向性 (a)大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市の実現 (b)あらゆる人々が文化を享受できる都市の実現				
要求基準18	I.R区域の整備による経済的社会的効果				
【1】評価基準17	①MICEの開催件数及び伸び率 1.国際会議の開催件数の見込み (1)MICEの開催件数 (2)ICCA基準の国際会議の開催件数 2.展示会・見本市の開催件数の見込み (1)エキシビション／イベント（E）の開催件数 (2)ISOの「展示会」の定義に合致する展示会・見本市の開催件数 3.MICEの開催件数の増加件数・伸び率の見込み (1)ミーティング及びインセンティブツアーの増加件数・伸び率（年間見込み） (2)コンベンションの増加件数・伸び率（年間見込み） (3)エキシビション／イベントの増加件数・伸び率（年間見込み） 4.MICE開催件数等の推計方法 (1)ミーティング、インセンティブツアー (2)コンベンション (3)エキシビション／イベント ②国内外からのIR区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。） 1.IR区域への来訪者数の見込み 2.来訪者数の増加人数・伸び率の見込み 3.来訪者数の推計方法 ③送客施設の機能による他地域への観光客数 1.送客施設の機能による他地域への観光客数 2.送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法 ④各事項に関する推計方法 1.MICE開催件数等の推計方法 2.来訪者数の推計方法				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	3.送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法 4.各事項の推計結果を実現するための方策 (1)大阪 I R のマーケティング戦略 a. I R 全体のマーケティング戦略 b. I R 施設等の魅力の維持・向上 (2)M I C E 事業のマーケティング戦略 a.セールス組織 b.大阪 I R での特徴的な取組み (3)送客施設の機能を最大化するための方策				
[2]評価基準18	① I R 施設に対する投資の金額の見込み（I R 施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。） 1. I R 施設の投資の金額の見込み 2. I R 施設全体に対する投資による経済波及効果 (1)経済波及効果の推計方法 3.建設フェーズにおける雇用創出効果 4.雇用創出効果の推計方法 ② I R 区域への来訪者による旅行消費額の見込み（その増加額・伸び率を含む。） 1.来訪者が I R 区域に滞在している間に支出する金額（旅行消費額）の見込み、増加額・伸び率 (1) I R 開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで (2) I R 区域の後背圏における旅行消費額の現状値 a.後背圏の設定 b.後背圏における旅行消費額の現状値 c. I R 区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み 2. I R 運営による経済波及効果（対近畿圏（2府5県）） ③ I R 施設において雇用する従業員の数の見込み 1.雇用する従業員の数の見込み 2.雇用する従業員の数の推計方法 ④他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果 1.地元調達額の見込み額 2.地元調達額の推計方法 ⑤経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組みの内容 1.大阪・関西が強みを有する産業領域に関するM I C E 開催及びこれによる産業強化 2.大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み (1)M I C E 施設へのイノベーション促進施設の設置 (2)I R を活用したイノベーションの創出支援 (3)中小企業・スタートアップ企業の支援 (4)地元調達、地域資源の発掘及び地域プランディングの向上 (5)大阪・関西・広域への送客強化と地域での消費喚起 (6)質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化 (7)夢洲及びペイエリアー帯の活性化 (8)地域社会と連携した地域経済振興				
[3]評価基準19	① I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数 1.国外からの I R 区域への来訪者数の見込み 2.来訪者数の伸び率の考え方 ② I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び推計集計方法 1. I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定 2.推計方法 3. I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組みの内容 (1)ハイクオリティの施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上 (2)M G M 及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用 (3)M I C E によるビジネスコミュニティへの訴求最大化				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式②【区域整備計画：要求基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
要求基準19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置				
(評価基準25)	①カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置 1.カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことによる悪影響の防止 (1)大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み I 普及啓発の強化 II 相談支援体制の強化 III 治療体制の強化 IV 切れ目のない回復支援体制の強化 V 大阪独自の支援体制の構築 ■ 推進計画に基づき実施するその他の取組み (2) I R 事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置等と連携して、都道府県として行うカジノ行為に対する依存防止のための取組み (3) I R 区域の周辺地域においてギャンブル等施設の設置を認めない措置 2.犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成				

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準 1	I R 区域全体のコンセプト				
	① I R 施設の名称及び所在地 ② I R 事業の名称 ③ I R 区域の位置及び規模等 ④区域整備計画の意義及び目標 1.意義 2.目標 (1)世界水準のオールインワン M I C E 拠点の形成 (2)国内外からの集客力強化への貢献 (3)日本観光のゲートウェイの形成 ⑤ I R 区域全体のコンセプト 1. I R 区域全体のコンセプト (1)基本理念：「結び」 (2) I R 区域全体のコンセプト：「結びの水都」 (3) I R のビジョン：“WOW” N e x t (4)「世界最高水準」の「成長型 I R」を地域とともに実現 (5)多様かつハイエンドの訪日外国人旅行者を誘致し、観光産業の高度化、持続可能性の向上に寄与 2.日本及び大阪 I R の事業環境 (1)シンガポール及びラスベガスの I R 事例との比較を踏まえた、大阪 I R のコンセプト (2)近年の都市・街区開発の潮流を踏まえたコンセプト策定 a.複合用途による多様なアクティビティ b.健康に過ごせる、憩いの場の形成 c.地域固有の文脈を活かした魅力づくり d.地域社会との連携による持続的な成長 ⑥ I R 事業の概要 1.事業概要 2.コンセプト (1)コンセプトの反映（ハード面） a.大阪・関西を世界とつなぐゲートウェイ b.ここにしかない最高のエンターテイメント c.未来を創出するイノベーション d.大阪の発展を象徴する水 (2)コンセプトの反映（ソフト面） a.交通の結節点：大阪・関西、日本のゲートウェイ b.伝統：にぎわいとエンターテイメント c.産業：地域産業と連携したイノベーションの創出 d.歴史・文化：真の大阪・関西の魅力 3. I R 事業の工程 4. I R 事業実現に向けた主な課題 (1)新型コロナウイルス感染症の影響 (2)国の詳細制度設計（I R 税制・カジノ管理規制等） (3)夢洲特有の課題				
評価基準 2	I R 区域内の建築物のデザイン				
	① I R 区域内の建築物の外観及び内装 1.「結びの水都」の具現化				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	2.空間の象徴性・先進性 3.大阪の文化や歴史的背景を踏まえた空間創出 4.周囲の景観や環境との調和 ② I R 区域内の建築物の配置 1.基本的な考え方 2.具体的な配置計画 (1)開発コンセプトに基づいたゾーニング a.「関西ゲートウェイ」ゾーン b.「イノベーション」ゾーン c.「ウォーターフロント」ゾーン d.「結びの庭」ゾーン (2)ゾーン毎の配置計画 a.「関西ゲートウェイ」ゾーン b.「イノベーション」ゾーン c.「ウォーターフロント」ゾーン d.「結びの庭」ゾーン 3. I R 区域と周囲との調和に関する基本的な考え方 4. I R 区域と周囲との調和に関する具体的な計画				
評価基準 3	I R 施設の規模				
	① I R 区域の面積 ② I R 施設の床面積 ③その他スケールに関する事項				
評価基準 4	ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード				
	①ユニバーサルデザイン、多文化共生 1.多様な来訪者の受け入れ (1)多言語でのサービス、案内及び情報提供 (2)特別なニーズを持つ来訪者への対応 (3)多世代が楽しめる施設やプログラムの提供 2.ユニバーサルデザイン (1)公平性 (2)自由度 (3)単純性 (4)分かりやすさ (5)安全性 (6)体への負担の少なさ (7)スペースの確保 3.労働環境の整備、多様な人材の受け入れ (1)経営層、従業員等の女性登用 (2)障がい者の雇用率 4.多様な文化への配慮、尊重 (1)宗教的な要件を満たすメニューの提供等 (2)文化的・宗教的な習慣や伝統を実践できる環境の提供 (3)従業員理解の促進 ②スマートなまちづくり（環境負荷低減等） 1.施設整備（建設）における取組み (1)建設資材 (2)工事作業員通勤車両、施設関連車両 2.運営時における取組み (1)日々の運営で消費するエネルギー、水、燃料の消費の継続的な低減				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(2)最先端技術及びＩＣＴ技術の活用によるスマートなまちづくり 3.取得予定の認証 ③フェアトレード等 1.地域ミニエティとの共創 2.各種原材料の調達についてのフェアトレードに関する取組み				
評価基準 5	国際会議場施設及び展示等施設の規模				
(要求基準1)	①国際会議場施設の規模の考え方 1.国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方 (1)競合環境に関する現状認識 a.国内およびアジア・太平洋地域の主要な国際会議場施設 b.国際会議の開催動向 c.国際会議場施設の市場ニーズ (2)国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方 ②国際会議場施設の床面積及び収容人員 1.床面積 2.収容人数 3.附帯するその他施設の床面積 ③展示等施設の規模の考え方 1.国内外の競合施設に対する競争力確保の考え方 ④展示等施設の収容人員及び床面積 1.収容人員及び床面積 (1)実際の利用シーンにおける収容人員及び床面積 (2)消防法施行規則第1条の3の規定に基づく収容人員 2.附帯するその他施設の床面積				
評価基準 6	国際会議場施設及び展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針				
(要求基準1)	①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 1.国際会議場施設の種類、機能 2.外観及び内装の特徴 (1)外観の特徴 (2)内装の特徴 3.設置及び運営の方針 (1)設置方針 a.グランドボールルーム b.プレジデンシャル・ボールルーム c.中小規模の会議室 d.高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用 e.飲食サービス f.動線計画 (a)一般来場者動線 (b)VIP来場者動線 (c)搬出入動線・サービス動線 (2)運営方針 4.評価基準7に記載するMICEのターゲットとの整合性 ②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 1.展示等施設の規模・種類 2.展示等施設の機能・仕様 3.外観及び内装の特徴 (1)外観の特徴 (2)内装の特徴				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	4.設置及び運営の方針 (1)設置方針 a.大規模な展示等施設 b.高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用について c.動線計画について (a)一般来場者動線 (b)V I P 来場者動線 (c)搬出入動線・サービス動線 (2)運営方針 5.評価基準7に記載するM I C E のターゲットとの整合性				
評価基準7	国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法				
(要求基準1)	①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針 1.設置運営方針 2.誘致見込み (1)M・I・C・E別の開催規模 a.M（ミーティング）・I（インセンティブツアー）・C（コンベンション） b.E（エキシビション／イベント） (2)主な誘致ターゲット a.M（ミーティング）・I（インセンティブツアー） b.C（コンベンション） c.E（エキシビション／イベント） 3.既存の国内M I C E 施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組み (1)M（ミーティング）・I（インセンティブツアー）・C（コンベンション） (2)E（エキシビション／イベント） ②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法 1.M・I・C・E別の誘致・開催の取組み方針及び誘致体制 2.参画企業とその実績 3.近隣M I C E 施設との役割分担や連携 (1)国際会議場施設・展示等施設の共通事項 (2)大阪国際会議場との連携 (3)大阪国際見本市会場・中小展示等施設との連携 4.誘致活動（主催者への開催支援を含む。）にかける資金とその調達方法 5.従業員の確保・育成 (1) I R 全体に共通する事項 a.従業員の確保 b.従業員の育成 (2) M I C E に特徴的な事項				
評価基準8	魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法				
(要求基準1)	①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 1.魅力増進施設の整備計画 2.魅力増進施設の種類、機能、規模 3.ガーデンシアター (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線） b.コンテンツ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	f.リピート促進のための取組み g.魅力の幅広い・より深い発信				
	4.三道体験スタジオ (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線） b.コンテンツ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明 f.リピート促進のための取組み g.魅力の幅広い・より深い発信				
	5.ジャパン・フードパビリオン (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線） b.コンテンツ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明 f.リピート促進のための取組み g.魅力の幅広い・より深い発信				
	6.関西ジャパンハウス (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線） b.コンテンツ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明 f.リピート促進のための取組み g.魅力の幅広い・より深い発信				
	7.関西アート＆カルチャーミュージアム (1)外観及び内装の特徴 (2)設置及び運営の方針 a.動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線） b.コンテンツ内容 c.ターゲットとする客層 d.発信方法 e.訴求力の高さに関する客観的説明 f.リピート促進のための取組み g.魅力の幅広い・より深い発信				
	②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法 1.各施設における業務の実施体制及び実施方法 (1)ガーデンシアター a.運営体制、参画企業と実績 b.従業員の確保・育成 c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績				
	(2)三道体験スタジオ				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	a.運営体制、参画企業と実績 b.従業員の確保・育成 c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績 (3)ジャパン・ードバリオン a.運営体制、参画企業と実績 b.従業員の確保・育成 c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績 (4)関西ジャパンハウス a.運営体制、参画企業と実績 b.従業員の確保・育成 c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績 (5)関西アート＆カルチャーミュージアム a.運営体制、参画企業と実績 b.従業員の確保・育成 c.提供コンテンツの調達方法、役割分担、実績				
評価基準 9	送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法				
(要求基準1)	①送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 1.送客施設の概要 2.送客施設の種類、機能、規模 (1)関西ツーリズムセンター a.種類及び機能 b.規模（床面積） c.規模（収容人員） (2)バスター・ミナル及びフェリーターミナル 3.外観及び内装の特徴 (1)外観の特徴 (2)内装の特徴 4.設置及び運営の方針 (1)基本的な考え方 (2)導入機能 a.ショーケース機能 b.コジエルジュ機能 c.交通機能 (3)多言語対応の方針 (4)送客先の観光地及び国内外の事業者との連携 ②送客施設の業務の実施体制及び実施方法 1.送客施設の実施体制及び実施方法 (1)基本的な考え方 (2)旅行会社の活用 (3)テクノロジー企業の活用 (4)交通事業者等の活用 2.従業員の確保・育成				
評価基準 10	宿泊施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針				
(要求基準1)	①宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 1.宿泊施設の概要 2.宿泊施設の種類 3.設置及び運営の方針 (1)動線計画 a.来訪者動線				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	b.搬出入動線、サービス動線 (2)レンタル比 (3)ターゲットとする客層（国・地域別等） 4.外観および内装の特徴 (1)外観の特徴 (2)内装の特徴 ②宿泊施設の機能 1.宿泊施設の機能 (1)客室ごとの機能・客室構成 (2)客室タイプごとの間取図のイメージ (3)施設構成（客室以外の機能の床面積） 2.設置するホテルのブランド ③宿泊施設の規模 1.宿泊施設の規模、客室ごとの収容人員 (1)客室ごとの床面積及び収容人員 (2)全ての客室の合計床面積、客室のうち最小のものの床面積、スイートルームの最小面積・割合				
評価基準11	宿泊施設の設置及び運営の方針				
(要求基準1)	①宿泊施設の飲食サービス 1.設置予定の飲食施設 (1)宿泊施設に附帯する飲食施設 (2)国際競争力の高さ (3)MICE 参加者の利用者ニーズへの対応 (4)レストラン以外での飲食サービスの提供方針 ②宿泊施設のその他附帯サービス				
評価基準12	宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法				
(要求基準1)	①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法 1.宿泊施設の運営体制及び運営方法 (1)各宿泊施設での共通方針 (2)MG M 大阪の運営体制及び運営方針 (3)M U S U B I ホテルの運営体制及び運営方針 (4)MG M 大阪ヴィラの運営体制及び運営方針 2.宿泊施設の運営実績 (1)MG Mリゾーツ・インターナショナルの主な実績 (2)オリックスの主な実績 3.従業員の確保・育成方針 (1)基本的な考え方 (2)人材確保の方針 (3)人材育成の方針				
評価基準13	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の施設ごとの種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針、業務の実施体制及び実施方法				
	①その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 1.来訪及び滞在寄与施設の概要 2.エンターテイメント施設 (1)エンターテイメント施設の一覧 (2)夢洲シアターの概要 a.外観及び内装の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)動線計画（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(3)「結びの庭」の概要 a.外観の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)来訪者動線				
	(4)フェスティバルパークの概要 a.外観の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)来訪者動線				
	(5)イノベーションパークの概要 a.外観の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)来訪者動線				
	3.飲食施設 (1)飲食施設の一覧 (2)ローカルパートナー／グローバルパートナーダイニングの概要 a.外観及び内装の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）				
	(3)ジャズクラブ、サーバークラブ、バー／アレー等のナイトエンターテイメント施設の概要 a.外観及び内装の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）				
	4.物販施設 (1)物販施設の一覧 (2)Luxuryリテールの概要 a.外観及び内装の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）				
	(3)その他リテールの概要 a.外観及び内装の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）				
	5.その他施設 (1)その他施設の一覧 (2)エネルギー供給施設（エネルギーセンター）の概要				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	a.外観及び内装の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)動線（サービス動線） (3)駐車場（屋内・屋外）の概要 a.外観及び内装の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)ターゲットとする客層 (c)動線（来訪者車両動線） (4)共通パッケージの概要 a.外観及び内装の特徴 b.設置及び運営の方針 (a)基本的な考え方 (b)動線				
	②その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設の業務の実施体制及び実施方法				
	1.エンターテイメント施設 (1)運営体制、参画企業とその実績 (2)従業員の確保・育成 2.飲食施設 (1)運営体制、参画企業とその実績 (2)従業員の確保・育成 3.物販施設 (1)運営体制、参画企業とその実績 (2)従業員の確保・育成				
評価基準14	カジノ施設の種類、機能、数、規模、配置、外観及び内容の特徴、設置及び運営の方針				
(要求基準2)	①カジノ施設の種類、機能、配置、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 1.カジノ施設の種類 2.カジノ施設の機能 (1)入退場管理 a.来訪者の入退場管理 b.従業員の入退場管理 (2)ゲーミング関連サービスの提供 (3)監視、警備等 (4)依存防止、有害影響排除 a.カジノに関する潜在的な負の影響を可能な限り減らし、来訪者の健全なプレイを支援する。 b.カジノ施設内の来訪者が見やすい場所に正確な時計を配置し、適切なゲーミング行動を促す。 c.依存防止のための措置の実効性を確保するため、カジノ施設内においてATMの設置を行わない。 (5)その他 3.カジノ施設の配置 (1)入退場ゲートの限定、外部から目立たない配置・デザイン (2)カジノ施設の一体化的な運営・維持管理 a.マス・ゲーミング・フロア b.プレミア・ゲーミング・フロア c.VIPゲーミング・フロア 4.カジノ施設の外観及び内装の特徴 (1)外観 (2)内装 5.カジノ施設の設置及び運営の方針				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(1)設置方針 (2)運営方針 ②カジノ施設の数、規模 1.カジノ施設の数 2.カジノ施設の規模				
評価基準15	I R区域の交通の利便性				
(要求基準10)	①国際アクセス ②国内アクセス ③域内アクセス 1.航空ネットワーク 2.船舶ネットワーク 3.鉄道ネットワーク 4.高速道路ネットワーク 5.交通アクセスの現状と渋滞対策 6.交通事業者等との連携について				
評価基準16	I R区域の整備の推進、滞在型観光の実現に関する施策・措置				
	① I R区域内の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策など交通環境の改善 1.周辺地域の開発及び整備 (1)夢洲のめざすべき姿 a.夢洲まちづくり構想（平成29年8月4日策定） b.夢洲まちづくり基本方針（令和元年12月18日策定） (2)法定計画 2.交通環境の改善 (1)夢洲へのアクセス整備 a.鉄道アクセス b.道路アクセス c.海上・航空アクセス (2)交通環境の改善に係る施策の実施体制 ②M I C E 誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置 1. M I C E 誘致のための施策及び措置 (1)大阪におけるM I C E 推進に係る戦略及び体制 (2)主要M I C E 拠点の役割分担及び連携 2.インバウンドの促進のための施策及び措置等 (1)周辺地域及び全国各地の観光地等と連携した広域的な観光ルートの設定 (2) I R区域を含めた地域における観光の魅力に関するプロモーション				
評価基準17	観光への効果				
(要求基準18)	①M I C E の開催件数（その増加件数・伸び率を含む。）及び④その推計方法 1.国際会議の開催件数の見込み (1)開催件数 (2) I C C A 基準に基づく開催件数 2.展示会・見本市の開催件数の見込み (1)開催件数 (2) I S Oの定義に基づく開催件数 3. M I C E の開催件数の増加件数・伸び率の見込み (1)ミーティング及びインセンティブツアーアの増加件数・伸び率（年間見込み） (2)コンベンションの増加件数・伸び率（年間見込み） (3)エキシビション／イベントの増加件数・伸び率（年間見込み） 4. M I C E 開催件数等の推計方法 (1)ミーティング、インセンティブツアーア				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(2)コンベンション (3)エキシビション／イベント ②国内外からの I R 区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）及び④その推計方法 1. I R 区域への来訪者数の見込み 2.来訪者数の増加人数・伸び率の見込み 3.来訪者数の推計方法 (1)M I C E 施設への来訪者数の推計方法 (2)魅力増進施設への来訪者数の推計方法 (3)送客施設への来訪者数の推計方法 (4)宿泊施設への来訪者数の推計方法 (5)来訪及び滞在寄与施設への来訪者数の推計方法 (6)カジノ施設への来訪者数の推計方法 a.国内旅行者数（日帰り） b.国内旅行者数（宿泊） c.訪日外国人旅行者数 ③送客施設の機能による他地域への観光客数及び④その推計方法 1.送客施設の機能による他地域への観光客数 2.送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法 ④各事項に関する推計方法 1.M I C E 開催件数等の推計方法 2.来訪者数の推計方法 3.送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法 4.各事項の推計結果を実現するための方策 (1)大阪 I R のマーケティング戦略 a. I R 全体のマーケティング戦略 b. I R 施設等の魅力の維持・向上 (2)M I C E 事業のマーケティング戦略 a.セールス組織 b.大阪 I R での特徴的な取組み (3)送客施設の機能を最大化するための方策				
評価基準18	地域経済への効果				
(要求基準18)	① I R 施設に対する投資の金額の見込み（ I R 施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。）及び⑤その推計方法 1. I R 施設の投資の金額の見込み 2.主な初期投資額の考え方及びポイント 3. I R 施設全体に対する投資による経済波及効果 (1)経済波及効果の推計方法 4.建設フェーズにおける雇用創出効果 (1)雇用創出効果の推計方法 ② I R 区域への来訪者による旅行消費額の見込み（その増加額・伸び率を含む。）及び⑤その推計方法 1.後背圏の設定 2. I R 区域の後背圏における旅行消費額の現状値 3.来訪者が I R 区域に滞在している間に支出する金額（旅行消費額）の見込み、増加率・伸び率 4.旅行消費額の計算方法 5. I R 区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み 6. I R 区域の後背圏における旅行消費額の計算方法 7. I R 運営による経済波及効果 8.経済波及効果の推計方法 ③ I R 施設において雇用する従業員の数の見込み 1.雇用する従業員の数の見込み				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	2.雇用する従業員の数の推計方法 (1)主な施設等における推計の基本的な考え方 a.カジノ施設 b.宿泊施設 c.飲食施設 (4)その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果 1.後背圏の考え方 2.地元調達額の見込み額 3.経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組みの内容 (1)大阪・関西が強みを有する産業領域に関するMICE開催及びこれによる産業強化 (2)大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み a.MICE施設へのイノベーション促進施設の設置 b.IRを活用したイノベーションの創出支援 c.中小企業・スタートアップ企業の支援 d.地元調達、地域資源の発掘及び地域プランディングの向上 (a)地元産品の調達 (b)地域資源の発掘 (c)地域プランディングの向上 e.大阪・関西・広域への送客強化と地域での消費喚起 f.質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化 g.夢洲及びベイエリア一帯の活性化 h.地域社会と連携した地域経済振興				
評価基準19	2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献				
(要求基準18)	①IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数及び③その推計方法 1.国外からのIR区域への来訪者数の見込み 2.来訪者数の伸び率の考え方 3.後背圏についての考え方（訪日外国人旅行者） ②IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び③その推計方法 1.IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定 2.推計方法 3.IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組みの内容 (1)ハイクオリティな施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上 (2)MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用 (3)MICEによるビジネスコミュニティへの訴求最大化				
評価基準20	IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力、役割分担と連携				
	①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制 1.IR事業者の構成員 2.IR事業の実施体制 (1)基本的な考え方 (2)設計・建設の実施体制 (3)開業準備の実施体制 (4)運営・維持管理等の実施体制 3.IR事業者の概要 4.IR事業者の従業員 5.IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者 (1)主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者 (2)合同会社日本 MGMリゾーツ (3)オリックス株式会社 ②IR事業の工程				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準21	財務の安定性				
	① I R施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額 1. I R施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額 2.設備投資の内容 (1)施設そのものの維持更新 (2)コンテンツを支える機能の更新 (3)施設横断的な修繕・更新 3.維持管理の内容 (1)什器備品の修繕保守 (2)施設の修繕保守 (3)機材の修繕保守 ②収支計画及び資金計画 1.収支計画 (1)収支計画の見通し (2)財政状況（資産・負債）の見通し (3)予定損益の見通し (4)予定キャッシュ・フローの見通し 2.資金計画 (1)資金調達計画 (2)資金調達の内訳 (3)資金調達方法及び資金拠出の蓋然性 a.合同会社日本MGMリゾーツ及び MGMリゾーツ・インターナショナル b.オリックス株式会社 c.中核株主以外の少数株主 d.金融機関 ③財務の状況が悪化した場合の措置 1.財務状況を悪化させるリスクと対処方法 (1)財務状況を悪化させるリスク a.建設中・運営中共通のリスク (a)法令制度変更リスク (b)経済環境の変化によるリスク (c)インフラ整備リスク (d)不可抗力（火災・地震等）による損害リスク b.建設中のリスク (a)スケジュール遅延リスク (b)建設コスト増加リスク c.運営中のリスク (a)許認可に関するリスク (b)従業員関連リスク (c)需要低迷リスク (d)与信リスク (e)不可抗力以外のリスク (2)各リスクの対処方法 a.事業者として行う対応策 (a)保険の付保 (b)保守的かつ健全な事業計画の作成 (c)最善の見通しに基づくスケジュール (d)地震・水害等の災害に強い施設設計・配置 (e)継続的な従業員の研修				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(f)運営上の対応策 (g)合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスからの事業サポート b.関係者と協働して行う対応策 (a)規制当局や他の行政機関との継続的なコミュニケーション (b)事業計画の見直し (c)合同会社日本MGMリゾーツ及びオリックスからの緊急時の支援 (3)業績が事業計画を下回るケース（ストレスケース）の対応策 a.ショックケース（一時に大きな収入減が発生） (a)平常時から緊急時用の現預金を確保 (b)借入返済準備金を確保 (c)金融機関からの運転資金コミットメントラインを設定 b.ダウンケース（業績が計画を下回る状態が継続）				
評価基準22	防災及び減災のための取組等				
	①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等				
	1.自然災害 (1)ハード面で実施予定の対策 a.大阪市の取組み b. I R事業者の取組み (2)ソフト面で実施予定の対策 a.大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み b. I R事業者の取組み (a)防災対策計画の策定及び実施 (b)情報発信の強化 (c)帰宅困難者支援 2.非自然災害 (1)感染症対策 a.ハード面で実施予定の対策 b.ソフト面で実施予定の対策 (2)サイバーセキュリティの確保 a.大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み b. I R事業者の取組み (a)ハード面で実施予定の対策 (b)ソフト面で実施予定の対策 (3)テロ対策 a.大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察の取組み b. I R事業者の取組み (a)ハード面で実施予定の対策 (b)ソフト面で実施予定の対策 3.危機管理体制及び I R区域周辺の滞在者や住民への配慮 (1) I R事業者の危機管理体制等 a.内部体制 b.外部関係者との連携 c.夢洲島内連携 (2)関係者の役割分担 4.費用の見込み (1)大阪府・市における費用の見込み (2) I R事業者における費用の見込み ③予定する保険の詳細				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
評価基準23	地域における十分な合意形成				
(要求基準6)	①地域との合意形成の手続き・十分な合意形成 1. I R 整備法に基づく合意形成の手続き (1) I R 整備法第9条第5項の協議に関する事項 (2) I R 整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項 a. I R 整備法第9条第6項の同意 b. I R 整備法第9条第9項の同意 (3) I R 整備法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項 (4) I R 整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項 2. I R 誘致に向けた合意形成の取組み (1)大阪府・市共同でのI R 区域の整備の推進 (2)府民理解の促進の取組み a.府民全体への情報発信 b.地元企業への情報発信 c.大学生・若い世代への情報発信 d.女性・フミリー層への情報発信 (3) I R 推進会議の設置 (4)府内市町村への説明 3.長期的かつ継続的に地域における良好な関係を構築していくための取組み				
評価基準24	カジノ事業の収益の活用				
(要求基準16)	①カジノ事業の収益等を活用したI R 事業の事業内容の向上 1. I R 施設の整備等（資本的支出） (1) I R 施設の整備 (2) I R 施設・設備等への再投資 a. M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設） b. 魅力増進施設 c. 送客施設 d. 宿泊施設 e. 来訪及び滞在寄与施設 f. カジノ施設 2. I R 施設の維持管理 3. I R 施設において提供するコンテンツの更新・追加等 (1) M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設） (2) 魅力増進施設 (3) 送客施設 (4) 宿泊施設 (5) 来訪及び滞在寄与施設 (6) カジノ施設 (7) その他 4. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置 (1) ギャンブル等依存症対策 (2) 治安・地域風俗環境対策 5. 支出の優先順位等、再投資の方針 ②カジノ事業の収益等を活用した都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力 1. イベントの協賛 2. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力 (1) ギャンブル等依存症対策 (2) 治安・地域風俗環境対策 3. 災害等緊急時のサポート				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	③収支計画及び資金計画との整合性				
評価基準25	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除				
(要求基準2,15,19)	①カジノ施設の特徴（設備、構造、サービス）、業務の実施体制及び実施方法 1.カジノ施設の特徴 (1)設備上の特徴 a.入退場管理 b.ゲーミング関連サービスの提供 c.監視、警備等 d.依存防止、有害影響排除 (2)構造上の特徴 (3)サービス上の特徴 a.飲食サービス b.ロイヤルティ・プログラム c.カジノ行為関連サービス d.相談対応 e.その他サービス 2.業務の実施体制及び実施方法 (1)施設の運営体制 (2)従業員の確保・育成 ② I R事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針 1.ギャンブル等依存症対策 (1)関係者の役割分担 (2)連携協力の方針 2.治安・地域風俗環境対策 (1)関係者の役割分担 (2)連携協力の方針 a.情報共有及び連絡体制の構築 b.国や都道府県等が実施する施策への協力 ③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（実測値及び将来目標） 1.調査・算出方法 (1)判定基準 (2)調査地域 (3)調査対象 (4)調査数 (5)抽出方法 (6)調査方法 2.実測値及び将来目標値について ④依存症対策項目の具体的な内容 1. I R事業者の実施する依存症対策 (1)日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課 a.事前（発生抑制策） (a)入場回数制限 (b)入場料等の賦課 (2)依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置 a.事前（発生抑制策） (a)普及啓発の強化 (b)相談体制の構築 (c)治療及び回復支援につなげる取組み (d)その他事業者独自の対策				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	b.事後（発生後対処策） (a)依存防止規程に基づく利用制限措置 (b)治療及び回復支援につなげる取組み (3)日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制 a.事前（発生抑制策） (a)貸付業務の規制 (b)広告及び勧誘の規制 (4)当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	2.大阪府・市が実施する依存症対策 (1)大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み a.事前（発生抑制策）と事後（発生後対処策）共通 (a)大阪独自の支援体制の構築 b.事前（発生抑制策） (a)普及啓発の強化 (b)相談支援体制の強化 (c)治療体制の強化 (d)切れ目のない回復支援体制の強化 c.事後（発生後対処策） (a)相談支援体制の強化 (b)治療体制の強化 (c)切れ目のない回復支援体制の強化 (2)IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置等と連携して、都道府県として行うカジノ行為に対する依存防止のための取組み a.事前（発生抑制策） (3)IR区域の周辺地域においてギャンブル等施設の設置を認めない措置 a.事前（発生抑制策）				
	⑤カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的な内容 1.カジノ施設及びIR区域内の警備 (1)自主警備のための体制の確保 a.事前（発生抑制策） b.事後（発生後対処策） (2)外国語にも対応できる警備員の配置 a.事前（発生抑制策） b.事後（発生後対処策） (3)当該措置を適切に実施すると認められる根拠 2.カジノ施設及びIR区域内の監視（治安維持のための防犯カメラの設置を含む） (1)カジノ施設の監視 a.事前（発生抑制策） b.事後（発生後対処策） (2)IR区域内の監視 a.事前（発生抑制策） b.事後（発生後対処策） (3)当該措置を適切に実施すると認められる根拠 ⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目の具体的な内容 1.IR事業者が実施する対策 (1)犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 a.暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止 (a)事前（発生抑制策） (b)事後（発生後対処策） b.マネー・ローンターリング防止のための措置				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式③【区域整備計画：評価基準】**

様式番号	確認項目	区分	確認資料等	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	(a)事前（発生抑制策） (b)事後（発生後対処策） c.防犯上の観点も踏まえたIR施設のレイアウトの設計 (a)事前（発生抑制策） (b)事後（発生後対処策） d.地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備 (a)事前（発生抑制策） (b)事後（発生後対処策） e.当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	(2)青少年の健全育成 a.20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止等 (a)事前（発生抑制策） (b)事後（発生後対処策） b.当該措置を適切に実施すると認められる根拠				
	2.大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察が実施する対策 (1)警察力の強化 a.警察署等の設置 b.警察職員の増員 (2)治安・地域風俗環境対策 a.事前・事後（共通） b.事前（発生抑制策） c.事後（発生後対処策）				
	⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策				

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式④【事業条件等】**

確認項目	事業条件書	区分	確認資料等	確認結果	本件特定合意	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
I R予定区域等の位置及び規模等に関する事項	第3					
1. I R予定区域（敷地A及びB）の位置及び規模等	1					
2. 臨港緑地（敷地C）について	2					
3. I R区域拡張予定地（敷地D）について	3					
4. グリーンテラスゾーンの利用について	4					
5. 法令等による土地利用の制限等	5					
・導入用途に関する事項	5(1)					
・危険物の使用及び貯蔵に関する事項	5(2)					
・風俗営業等（特定遊興飲食店営業）に関する事項	5(3)					
・道路上空利用等に関する事項	5(4)					
・景観に関する事項	5(5)					
・容積の移転に関する事項	5(6)					
6. 供給インフラに関する情報	6					
・上水道・工業用水道	6(1)					
・下水道	6(2)					
・電気・ガス・通信	6(3)					
・供給スケジュール	6(4)					
7. 埋立地・地盤状況等に関する情報	7					
・I R予定区域の土地造成計画	7(2)					
8. 開発に当たっての留意事項	8					
・消防水利	8(2)					
・開発許可等の取得等に関する事項	8(3)					
事業用地の権利関係及びその使用に関する事項	第4					
1. I R予定区域の土地（敷地A及びB）の使用	1					
2. 臨港緑地（敷地C）の使用	2					
・便益施設を設置する範囲	2(1)					
・海上交通サポート施設を設置する範囲	2(2)					
・工事ヤード等としての使用	2(3)					
3. I R区域拡張予定地（敷地D）の使用	3					
・暫定利用	3(1)					
・工事ヤード等としての使用	3(2)					
4. 事前調査等	4					
5. 地中障害物の撤去等に関する事項	5					
6. 土壤汚染対策に関する事項	6					
7. 建設発生土等の処分に関する事項	7					
8. 地盤沈下及び液状化対策に関する事項	8					
9. 地盤沈下計測に関する事項	9					
10. 契約不適合が判明した場合の取扱い	10					
事業スケジュールに関する事項	第5					
1. 想定事業スケジュール	1					
2. 行政手続きの必要期間等	3					
・環境影響評価（環境アセメント）	3(2)					
・都市計画変更	3(3)					
・都市計画法第29条（開発許可）	3(4)					
・大規模建築物の建設計画の事前協議	3(5)					

確認項目	事業条件書	区分	確認資料等	確認結果	本件特定合意	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
事業実施体制に関する事項	第6					
1. 適切な事業実施体制の構築	1					
2. 適切な組織体制の構築	2					
3. ガバナンス機能の確保	3					
4. 大阪府・市等関係者との連携・調整体制の構築	4					
5. 設置運営事業者の廉潔性確保	5					
I R施設（中核施設）の設置及び運営等に関する事項	第7					
1. M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設）に求める事項	2					
2. 魅力増進施設に求める事項	3					
3. 送客施設に求める事項	4					
4. 宿泊施設に求める事項	5					
5. カジノ施設に求める事項	6					
I R施設（中核施設以外）の設置・運営に関する事項	第8					
1. 國際競争力を有するリゾート形成	1					
・全体空間デザイン	1(1)					
・駅前広場（エントランス広場）	1(2)					
・にぎわい空間・オープンスペース	1(3)					
・ウォーターフロント空間	1(4)					
2. エンターテイメント拠点の形成	2					
3. 交通アクセス拠点の形成	3					
・海上アクセス拠点	3(1)					
・バスアクセス拠点	3(2)					
・その他のアクセス拠点	3(3)					
4. 質の高い飲食・物販・サービス等の提供	4					
大阪 I R の魅力・持続可能性を高める取組みに関する事項	第9					
1. 最先端技術の活用によるスマートなまちづくりに関する取組み	1					
・電気・ガス・通信	1(2)					
・エネルギー・マネジメント	1(3)					
・ICT等の技術を活用したデータの利活用	1(4)					
・エリアマネジメント	1(5)					
・建築物等の環境配慮	1(6)					
2. I R 区域内の交通ネットワークに関する取組み	2					
・歩行者ネットワーク	2(1)					
・道路ネットワーク	2(2)					
・駐車場	2(3)					
・駐輪場	2(4)					
・I R 区域等内の円滑な移動手段	2(5)					
3. 交通対策に関する取組み	3					
・外周道路から I R 区域への円滑な車両流入	3(1)					
・歩行者・自転車と自動車の動線分離	3(2)					
・適正な駐車場計画	3(3)					
・交通マネジメント	3(4)					
・道路上の駐車・駐輪対策	3(5)					
4. 健康・衛生の確保に関する取組み	4					
5. 危機管理・防災対策に関する取組み	5					
・事業継続計画	5(1)					
(a)危機管理・防災対策	5(1) b (a)					
(b)災害時における対策等	5(1) b (b)					
・土地造成及び施設整備に当たっての留意事項	5(2)					
6. 質の高い雇用・人材確保・育成に関する取組み	6					
7. 地域経済の振興・地域社会への貢献に関する取組み	7					

確認項目	事業条件書	区分	確認資料等	確認結果	本件特定合意	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
8. 訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する取組み	8					
9. 地域の合意形成に関する事項	9					
10. 夢洲のまちづくりへの協力及び周辺エリアとの連携に関する取組み	10					
<b>懸念事項対策に関する事項</b>	<b>第10</b>					
1. ギャンブル等依存症対策	1					
・設置運営事業者の役割	1(2)					
・設置運営事業者に求める対策	1(3)					
2. 治安・地域風俗環境対策	2					
・設置運営事業者の役割	2(2)					
・設置運営事業者に求める対策（ハード）	2(3)					
a.総合防災センター等の設置	2(3)a					
b.警察活動への協力	2(3)b					
c.防犯カメラの設置	2(3)c					
d.先進技術を活用した機械警備等による自主警備・自主防犯の徹底	2(3)d					
e.サイバーセキュリティに配慮したIoTデバイスの使用	2(3)e					
f.テロの未然防止及び被害拡大防止のための警備環境の整備	2(3)f					
g.優れた防犯環境の整備	2(3)g					
・設置運営事業者に求める対策（ソフト）	2(4)					
a.自主警備体制の整備	2(4)a					
b.警察活動への協力	2(4)b					
c.組織犯罪対策（犯罪収益対策）	2(4)c					
d.暴力団等反社会的勢力対策	2(4)d					
e.元凶対策	2(4)e					
f.犯罪防止対策	2(4)f					
g.地域風俗環境対策	2(4)g					
h.青少年対策	2(4)h					
<b>カジノ収益の活用に関する事項</b>	<b>第11</b>					
1. カジノ事業の収益の活用に関する事項	1					
・再投資義務	1(1)					
・展示等施設及び宿泊施設の拡張整備	1(2)					
・I R区域拡張予定地の開発	1(3)					

確認項目	事業条件書	区分	確認資料等	確認結果	本件特定合意	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
万博・インフラ工事との連携・調整に関する事項	第13					
1. 夢洲調整会議への参加	1					
2. 計画・設計・施工に係る協議	2					
3. 工事条件について	3					
・外周道路工事の予定	3(1)					
・高架道路整備工事の予定	3(2)					
・工事用仮道路の設置予定	3(3)					
・I R 予定区域内の掘削及び盛土について	3(4)					
・工事車両の出入口	3(5)					
・道路境界付近の施工	3(6)					
・道路工事に対する協力	3(7)					
・工事車両の集中緩和に向けた取組み	3(8)					
・計画工程表、施工計画書の提出	3(9)					
4. 公衆災害防止・安全衛生関連	4					
・工事事務所等の設置	4(1)					
・工事車両の取決め	4(2)					
5. 関係機関、地元対応	5					
6. 工事ヤード等について	6					
・工事ヤード等の確保	6(1)					
・敷地 C の工事ヤード等使用	6(2)					
・敷地 D の工事ヤード等使用	6(3)					
7. 工事交通計画について	7					
・資機材の陸上運搬	7(1)					
・資機材の海上運搬	7(2)					
・作業員通勤	7(3)					
・工事用通路の通行	7(4)					
・コンクリート及びアスファルト等	7(5)					
8. 万博及びインフラ工事における海上輸送との工事調整について	8					
9. 工事用供給インフラについて	9					
10. 立体横断施設の施工について	10					
11. 万博開催期間中について	11					
その他の事業条件	第14					
1. 万博との連携・調整について	4					

※他の確認様式・提出書類において確認できる項目については省略。

※具体的な確認内容については、事業条件書の該当箇所を参照。

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

### 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：国際会議場施設】

区分	区域整備計画			実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）				
	大項目	中項目	小項目								
<b>国際会議場施設</b>											
<b>国際会議場施設の種類</b>											
			取容人員が概ね6,000人以上となる規模が最大の会議室（グランドボールルーム）を核として、ボールルーム、多目的室、ボーデルーム、V I P会議室等、M I C E等主催者のニーズに応じて多用途に利用可能な会議室を一体的に配置し、国際会議の用に供する全ての室の取容人員の合計が概ね12,000人以上となる国際会議場施設を整備する。	要求基準1 (1/11)							
<b>国際会議場施設の機能・規模</b>											
基本的な考え方	世界水準の質・規模を有する国際会議場施設及び展示等施設が一体的に配置された複合型のM I C E施設を整備する。			要求基準1 (1/11)							
	M I C E施設とM I C E開催を支える各種施設（宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテイメント施設等）との機能連携や良好なアクセスの確保により、国際競争力を有するとともに、利用者目線で使いやすい「オールインワン」のM I C E拠点を形成する。			要求基準1 (1/11)							
	国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の高度な需要に十分に対応できるよう、国際競争力の高い優れたクオリティを有する機能を備える。			要求基準1 (1/11)							
	多様な催事が同時に開催可能となるよう、また、I C T・デジタル技術の活用等により新たな生活様式やオンライン開催への対応が可能となるよう、M I C E施設の設計、空間構成及び導入設備等を工夫する。			要求基準1 (1-2/11)							
	オールインワンM I C E拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（パンケット、ユニークメニュー、インセンティブツアー等）の工夫により、M I C E拠点としての魅力向上及び恒常的な集客力確保を図る。			要求基準1 (2/11)							
	主として国際会議の用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）										
主として国際会議の用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）	主要なボールルームは平土間タイプとし、可動間仕切りの導入並びに照明・空調設備、天井吊物機構等の充実によって、フレキシブルなレイアウトが可能で、多彩なイベントや複数イベントの同時開催に対応できる仕様とする。			要求基準1 (2/11)							
	その他、多目的室・ボーデルーム・V I P会議室を含め、映像・音響設備、ビデオ会議システム等、オンライン中継や多言語でのコミュニケーションに対応可能な設備を導入する。			要求基準1 (2/11)							
<b>附帯するその他施設を含めた施設全体の機能</b>											
附帯するその他施設を含めた施設全体の機能	国際会議場施設に附帯してM I C E専用のキッチンを設置することで、パンケットサービスの利用が可能な機能を備える。			要求基準1 (2/11)							
	来場手段に応じた複数の出入口や滞留スペース並びにパックヤードから主要な諸室へアクセス可能な通路を設置することで、円滑で利便性の高い催事参加者の来場・回遊動線及び搬出入動線を確保する。			要求基準1 (2/11)							
	政府要人やV I Pが参加する国際会議・レセプションの開催に備え、V I P専用の車寄せの整備、裏勤線等の整備によるV I P動線と一般動線の分離等、適切なセキュリティ対策が講じられる施設設計・空間構成の工夫を行う。			要求基準1 (2/11)							
	大規模イベントや多彩なイベントに柔軟に対応できるよう、M I C E施設の隣接に、屋外イベントスペース（M I C E プラザ）を整備する。			要求基準1 (2/11)							
<b>床面積</b>											
	※別紙：国際会議場施設【床面積等】のとおり		要求基準1 (2/11)	評価基準3 (1-2/2) 評価基準5 (2/3) 評価基準6 (1/4)							
<b>収容人員</b>											
	※別紙：国際会議場施設【床面積等】のとおり		要求基準1 (2/11)	評価基準3 (2/2) 評価基準5 (2/3) 評価基準6 (1/4)							

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：国際会議場施設】**

附帯するその他施設の床面積						
※別紙：国際会議場施設【床面積等】のとおり	要求基準1 (3/11)	評価基準3 (2/2) 評価基準5 (3/3)				
外観及び内装の特徴						
外観の特徴	全体コンセプトを踏まえ、周囲の施設と呼応した形態とし、特徴的なランドマークを形成する。	評価基準6 (1/4)				
	周囲のオープンスペースに開かれた設計とすることで、屋内外を一体活用できる空間を演出する。	評価基準6 (1/4)				
内装の特徴	様々なタイプの催事に対応するため、シンプルであります上質な室内空間を創出する。	評価基準6 (1/4)				
	内部空間のホワイエは、来場者が安らぎを感じられるよう自然光を取り入れた空間を形成する。	評価基準6 (1/4)				
設置及び運営の方針						
設置方針	グランドボールルーム シアター形式で最大6,000人以上を収容可能。 複数区画に分割可能な可動間仕切りを設置することで、展示会に付随するセミナー開催等にも対応する。	要求基準1 (1/11)	評価基準6 (1/4) 評価基準6 (1/4)			
プレジデンシャル・ボールルーム	シアター形式で最大2,000人程度を収容可能。 複数区画に分割可能な可動間仕切りを設置することで、数百人規模の企業ミーティングやインセンティブツアーの同時開催にも対応する。		評価基準6 (1/4) 評価基準6 (1/4)			
中小規模の会議室	全体総会後の分科会ニーズに対応するため、多様な中小会議室を設置する。 中小会議室を一か所に配置することで、来場者の移動負荷の軽減のみならず、効率的なサービス提供ができる。		評価基準6 (1/4) 評価基準6 (1-2/4)			
高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用	可動間仕切りを導入する事に加え、照明・空調設備、天井吊物機構等を充実させることで、多彩なイベントの同時開催にも対応する。 各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等に対応可能な機能を整備する。 持続可能な施設をめざし、屋上に太陽光パネルを設置する。		評価基準6 (2/4) 評価基準6 (2/4) 評価基準6 (2/4)			
飲食サービス	MICE施設内に専用のキッチンを設置し、飲食ニーズを伴う多様なMICEイベントの同時開催に対応する。		評価基準6 (2/4)			
動線計画（一般来場者動線）	MICE施設の各エントランスより入場し、ホワイエを経由して各会議室に来場する。大規模イベント開催時においても、来場者の円滑な通行が可能なホワイエ空間を確保する。		評価基準6 (2/4)			
動線計画（VIP来場者動線）	VIP専用の車寄せ及びエントランスを整備するとともに、各諸室にバックヤード側から入退場できる動線を設け、VIPと一般来場者の動線を分離する。		評価基準6 (2/4)			
動線計画（搬出入動線・サービス動線）	MICE施設の搬入口で荷卸しを行い、各会議室にはバックヤード側から搬出入を行う。 主要なボールルームと会議室はバックヤードと接続することで、スタッフは来場者とは異なる動線を利用して、準備・片付けを行う。		評価基準6 (2/4) 評価基準6 (2/4)			
運営方針	飲食サービスやエンターテイメントをはじめ、ウェルネスやサステナビリティを意識したプログラム等、MICE来場者に喜ばれる様々なサービスを提供する。 オールインワンMICE拠点の要となり、宿泊施設、飲食施設、エンターテイメント施設等の大蔵IR内の各施設と連携して、来場者に付加価値の高いサービスを総合的に提供する。		評価基準6 (2/4) 評価基準6 (2/4)			

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：国際会議場施設】**

評価基準7に記載するMICEのターゲットとの整合性						
	海外企業のミーティングや大規模なインセンティブツアーは、会議・展示会・パーティー等を伴う複合型イベントとして開催されることから、大阪IRのMICE施設では、国内最大級の大規模ホールの整備に加えて、飲食、エンターテイメント等のサービス及びコンテンツを提供することで、多様なイベント需要に応える。		評価基準6 (2/4)			
	国際会議の誘致には、大規模な国際会議場施設に加え、VIPへの対応も含めグローバルスタンダードに沿った宿泊施設が必要である。大阪IRでは約2,500室の高グレードな宿泊施設が国際会議場施設に隣接する強みを活かし、VIP専用動線の確保やVIPのためにカスタマイズされた専用のサービスなどVIP特有のニーズにも対応する。		評価基準6 (2/4)			

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：国際会議場施設】**

施設 名称	事業条件書				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）				
	大項目	中項目	小項目	確認内容								
<b>国際会議場施設の整備基準</b>												
施設規模												
最大国際会議室												
会議室の面積は、会議室の形状がひな壇上の固定席を有する劇場タイプの場合は1人当たり0.9m <sup>2</sup> 以上、平土間タイプの場合は1人当たり1.08m <sup>2</sup> 以上で計算すること。												
中小会議室												
会議室の面積は、1人当たり1.08m <sup>2</sup> 以上で計算すること。												
機能・仕様												
可動間仕切り等によりフレキシブルなレイアウトが可能となるよう、施設設計の工夫を行うこと。												
ホテルのバンケットサービスの利用が可能な施設配置の工夫を行うこと。												
音響、空調、吊バトン及び同時通訳設備等、各会議室で必要な機能を利用できるよう工夫すること。												
円滑で利便性の高い催事参加者の来場・回遊動線及び搬出入動線の確保など、適切な動線計画を行うこと。												
政府要人やVIPが参加する国際会議・レセプションの開催に当たって、一般利用者との動線分離など、適切なセキュリティ対策が講じられる施設設計・空間構成の工夫を行うこと。												

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

## 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：展示等施設】

区分	区域整備計画				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	大項目	中項目	小項目	確認内容				
展示等施設								
展示等施設の規模・種類 基本的な考え方	世界水準の質・規模を有する国際会議場施設及び展示等施設が一体的に配置された複合型のMICE施設を整備する。 MICE施設とMICE開催を支える各種施設（宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテイメント施設等）との機能連携や良好なアクセスの確保により、国際競争力を有するとともに、利用者目線で使いやすい「オールインワン」のMICE拠点を形成する。 国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の高度な需要に十分に対応できるよう、国際競争力の高い優れたクオリティを有する機能を備える。 多様な催事が同時に開催可能となるよう、また、ICT・デジタル技術の活用等により新たな生活様式やオンライン開催への対応が可能となるよう、MICE施設の設計、空間構成及び導入設備等を工夫する。 オールインワンMICE拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫により、MICE拠点としての魅力向上及び恒常的な集客力確保を図る。							
	要求基準1 (3/11)							
	要求基準1 (3/11)							
	要求基準1 (3/11)							
	要求基準1 (3/11)							
	要求基準1 (3/11)							
	要求基準1 (3/11)							
	要求基準1 (3/11)							
	要求基準1 (3/11)							
展示等施設の機能 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）								
展示ホールのレイアウト及び柱構造については、今後のMICE需要も踏まえ、設計の進捗に伴って変更が生じる可能性がある。 展示ホールの床耐荷重は、概ね2t/m <sup>2</sup> （ピット部分除く。）以上を確保し、重量物展示や設営・搬出入作業の効率等を踏まえて設定する。 展示ホールの天井高は、概ね8m以上を確保し、開催する催事に応じた多様な演出や設営・搬出入作業の効率化が可能となる仕様とする。 BtoB展示会及びBtoC展示会その他のイベント等、開催する催事に応じ多様な演出が可能となるよう、天井に吊物機構（1か所あたり300～500kg程度の吊り荷重に対応できる吊物機構を格子状に設置）を設置するとともに、展示ホールごとに主催者用の専用事務スペースを配置する（当該主催者用事務スペースは展示等施設の床面積には算入していない。）。 催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、ITインフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図る等、最先端で高利便な設備・機能を備える。 展示ホールの床下に、催事開催に必要となる給排水・電源等を配備するためのピットを設置する。 展示ホール床面（ピット部分を除く。）はアンカーボルトの打設に対応できる仕様とする。	要求基準1 (3/11)	評価基準6 (2-3/4)						
	要求基準1 (3/11)	評価基準6 (2/4)						
	要求基準1 (3/11)	評価基準6 (2/4)						
	要求基準1 (3-4/11)	評価基準6 (3/4)						
	要求基準1 (4/11)							
	要求基準1 (4/11)	評価基準6 (3/4)						
	要求基準1 (4/11)	評価基準6 (3/4)						
	要求基準1 (4/11)	評価基準6 (3/4)						
	要求基準1 (4/11)	評価基準6 (3/4)						
附帯するその他施設を含めた施設全体の機能								
展示等施設に附帯してMICE専用のキッチンを設置することで、バンケットサービスの利用が可能な機能を備える。 数万人／日の来場者が見込まれる施設であることに配慮し、間口の広い共通ホワイエの設置、一般来場者と主催者・関係者の動線分離等を行い、安全で快適な来場・回遊動線及び催事関係者動線を確保する。 搬出入車両の展示ホール内への進入、短時間での効率的な荷捌き作業、展示会開催日前後の夜間を活用した搬出入等に対応できる仕様とする。また、必要に応じて、夢洲・舞洲等のIR区域周辺エリアにおいて、搬出入車両の一時待機場所として活用できる提携駐車場や駐車スペースを確保し、周辺道路への交通負荷軽減や搬出入の円滑化を図る。 大規模イベントや多彩なイベントに柔軟に対応できるよう、MICE施設の隣接に屋外イベントスペース（MICEプラザ）を整備する。 人と人との交流を通じて、大阪・関西の産業を世界と結び付け、イノベーションの創出をめざすコワーキングスペース及びビジネスラウンジをMICE施設の附帯機能として整備する。	要求基準1 (4/11)							
	要求基準1 (4/11)							
	要求基準1 (4/11)							
	要求基準1 (4/11)							
	要求基準1 (4/11)							
	要求基準1 (4/11)							

## 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：展示等施設】

収容人員及び床面積					
※別紙：展示等施設【床面積等】のとおり	要求基準1 (3-4/11)	評価基準3 (1-2/2) 評価基準5 (3/3)			
附帯するその他施設の床面積					
※別紙：展示等施設【床面積等】のとおり	要求基準1 (3-4/11)	評価基準5 (3/3)			
外観及び内装の特徴					
外観の特徴	全体コンセプトを踏まえ、周囲の施設と呼応した形態とし、特徴的なランドマークを形成する。	評価基準6 (3/4)			
	周囲のオープンスペースに開かれた設計とすることで、屋内外を一体活用できる空間を演出する。	評価基準6 (3/4)			
内装の特徴	展示ホール床は、アンカーボルト設置が可能なコンクリート仕上げとし、床下にはピットを設置する。	評価基準6 (3/4)			
	展示ホール壁は、耐久性、音響に配慮した仕様とする。	評価基準6 (3/4)			
	様々なビジネスイベント、展示会及びイノベーションに関する情報発信等を行いながら、来場者の交流、コラボレーションを促すコワーキングスペース・ビジネスラウンジを設置する。	評価基準6 (3/4)			
設置及び運営の方針					
設置方針	大規模な展示等施設				
	1階に20,000m <sup>2</sup> 以上の一休利用ができる空間として整備する。	評価基準6 (3/4)			
	約10,000m <sup>2</sup> ごとの分割ができ、2t/m <sup>2</sup> 以上の床耐荷重を確保する。	評価基準6 (3/4)			
	BtoBの展示会に加え、BtoCの見本市やフェスティバルなど様々なイベントの開催に対応する。	評価基準6 (3/4)			
	高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手、情報通信技術の活用について				
	展示ホールごとに可動間仕切りを設置し、さらに、照明・空調設備、天井吊物機構、電源等を充実させることで、多彩なイベントの同時開催に対応する。	評価基準6 (3/4)			
	展示ホールごとに主催者用事務スペースを設け、利便性向上を図る。また、搬出入車両の展示ホール内への進入を可能とし、短時間での効率的な荷捌き作業や、展示会開催日前後の夜間を活用した搬出入に対応する。	評価基準6 (3/4)			
	他のMICE施設との差別化要素として、人と人の交流を通じて、大阪・関西の産業を世界と結び付け、イノベーションの創出をめざすコワーキングスペース・ビジネスラウンジを設置する。同施設は、展示会等の開催時にも活用することができる。	評価基準6 (3/4)			
	大規模なMICEイベントにおける一休利用を想定し、MICE施設に隣接して屋外イベントスペースを配置する。	評価基準6 (3/4)			
	オンラインイベントの同時開催や、来場者の利便性に対応すべく、安定性・実用性の高い通信環境を整備する。	評価基準6 (3/4)			
動線計画（一般来場者動線）	MICE施設の各エントランスより入場し、ホワイエを経由して各展示ホールに来場する。大規模イベント開催時においても、来場者の円滑な通行を可能とするホワイエ空間を確保する。	評価基準6 (3/4)			
	動線計画（VIP来場者動線）				
	VIP専用の車寄せ及びエントランスを整備するとともに、各諸室にバックヤード側から入退場できる動線を設け、VIPと一般来場者の動線を分離する。	評価基準6 (3-4/4)			
動線計画（搬出入動線・サービス動線）	大型トラックが安全に通行可能な車路幅等を確保し、各展示ホール内を通り抜けて入退場できる仕様とする等、効率的な搬出入動線・サービス動線を確保する。				
		評価基準6 (4/4)			
運営方針	飲食サービスやエンターテイメントをはじめ、ウェルネスやサステナビリティを意識したプログラム等、MICE来場者に喜ばれる様々なサービスを提供する。	評価基準6 (4/4)			
	オールインワンMICE拠点の要となり、宿泊施設、飲食施設、エンターテイメント施設等の大阪IR内の各施設と連携し、来場者に付加価値の高いサービスを総合的に提供する。	評価基準6 (4/4)			
評価基準7に記載するMICEのターゲットとの整合性					
評価基準7に記載するMICEのターゲットとの整合性	BtoBの展示会、BtoCの見本市やフェスティバル、VIPの来場が想定されるイベント等、多彩な催事に対応するため、十分な規模を兼ね備えるとともに、催事のタイプにかかわらず開催の受入れが可能な天井高、床耐荷重、可動間仕切り等、柔軟性ある施設の仕様とする。	評価基準6 (4/4)			
	国際会議場施設と一体的に整備する事で、複合型のイベントにも対応するとともに、イベント運営に配慮した効果的な搬出入動線・サービス動線を整備することで、効率的なオペレーションを求める主催者や出展者のニーズにも適切に対応する。	評価基準6 (4/4)			

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：展示等施設】**

施設 名称	事業条件書			実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）				
	大項目	中項目	小項目								
<b>展示等施設の整備基準</b>											
施設規模	展示面積10万m <sup>2</sup> 以上の計画とすること。なお、展示等施設の整備は段階的に行うことも可能とし、段階整備とする場合の条件は「第7-2-(6)展示等施設の段階整備について」によるものとする。										
	展示面積の算出方法は、IR関係法令等に基づくものとする。										
	アリーナ施設を整備する場合のホール部分（平面ホール部分であり、客席部分を除く。）、屋外展示スペース及び展示ホールと一体利用可能なホワイエなど、展示会及び見本市その他の催しの開催時に活用可能なエリアは、IR関係法令等において展示等施設に該当しないと解される場合においても、1万m <sup>2</sup> を限度として、展示面積（但し、当初開業時は展示面積2万m <sup>2</sup> を超える部分に限る。）に含むことができるものとする。										
	上記により展示面積を算出するエリアは、当該エリアが展示面積として含められるか否かについて、当初開業時の展示面積（但し、展示面積2万m <sup>2</sup> を超える部分に限る。）に関しては募集要項に定める質問回答及び競争的対話の手続きにおいて、また、段階整備時の展示面積に関しては第7-2-(6)-b-(c)及び(6)-c-(b)に定める協議において、大阪府・市に確認すること。										
	多様な催事に対応するため、様々な規模に分割・一体利用できる柔軟性を備えたレイアウトとすること。										
	展示ホールの床耐荷重は、重量物展示や設営・搬入作業の効率等を踏まえて設定すること。										
	展示ホールの天井高さは、開催する催事に応じた多様な演出及び設営・搬入作業の効率等を踏まえて設定すること。										
	BtoB展示会やBtoC展示会、その他のイベント等、開催する催事に応じ多様な演出が可能となるよう、必要な設備・機能を備えること。										
	催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、ITインフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図るなど、最先端で高利便な設備・機能を備えること。										
	Wi-Fi等の通信環境やデジタルサイネージ等を活用した誘導・案内機能の充実等、利便性の向上に資する付帯設備を整備すること。										
機能・仕様	飲食・物販施設等について、施設内若しくは周辺に商業や物販等が可能なスペース若しくは施設を設置し、にぎわい空間を整備すること。										
	利用者動線について、数万人／日の来場者が見込まれる施設であることに配慮し、開口部の広い共通ホワイエの設置、一般来場者と主催者・関係者の動線分離、十分なガレリアスペースの確保及び来場者が移動しやすい立体横断施設の設置等により、安全で快適な動線計画の工夫を行うこと。										
	搬出入動線について、車両待機場所や荷捌きスペースの確保、一般利用者との動線分離及び1way動線の確保等により、搬出入の円滑化を図ること。										
	感染症対策その他の健康・衛生確保の観点から、新たな生活様式や感染症発生時の対応等にも考慮の上、施設レイアウトや導入設備・機能等の工夫に努めること。										
	幅広い展示会需要に対応するため、総展示面積のうち1万m <sup>2</sup> 以上は、第7-2-(6)-bに定める展示面積6万m <sup>2</sup> 以上への拡張に際して、以下の基準を満たすこと。なお、以下の各基準は、同一の展示ホール空間で満たす必要はない。										
	i. 無柱空間（無柱空間とは、部屋の内部に柱がない空間をいう。）を確保すること。										
	ii. 床耐荷重を5t/m <sup>2</sup> （ピット部分除く）以上確保すること。										
	iii. 天井高を15m以上確保すること。										
	運営要件										
	安定的かつ継続的な施設運営が可能となる体制を構築するとともに、産業振興・ビジネス創出・経済波及等の効果が高いと見込まれる、大規模あるいは外国人ビジネス客の来訪につながる国際会議・展示会・イベントを積極的に誘致・開催すること。										
運営要件	国際会議は、国際基準であるICCA基準やUIA基準、国内の基準であるJNTO基準に該当する会議を積極的に誘致すること。										
	大阪・関西の産業振興やビジネス創出に寄与するため、大阪・関西が強みを有する産業・研究などをテーマとした国際会議や大規模展示会等の誘致に積極的に取り組むこと。										
	設置運営事業者は、大阪MICE推進委員会準備会が策定した「大阪におけるMICE推進方針」を踏まえ運営方針を定めること。また、大阪府・市、経済界及び公益財団法人大阪観光局等が一体となったオール大阪での誘致体制に連携・協力して取り組むこと。										
	オール大阪として主催・共催・協力する催事が開催される場合には、積極的に協力及び支援すること。										

## 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：展示等施設】

展示等施設の段階整備について ※展示等施設の整備を段階的に行う場合は、次のとおり取り扱う。					
当初開業時	IR施設の当初開業時には、展示面積2万m <sup>2</sup> 以上とする。				
展示面積6万m <sup>2</sup> 以上への拡張	当初開業から10年以内を目途に拡張計画を決定し、当初開業から15年以内を目途に展示面積を6万m <sup>2</sup> 以上に拡張する。 設置運営事業者は、当初の開業日から9年以内に、展示面積6万m <sup>2</sup> 以上への拡張計画（以下「2期計画」という。）の素案を作成し、大阪府・市に提出すること。 大阪府・市及び設置運営事業者は、協議の上、2期計画の素案の提出から1年以内を目途に、拡張する展示等施設（以下「2期施設」という。）の機能・仕様等の詳細を含めた2期計画の内容を決定し、認定区域整備計画の変更等IR関係法令等及び実施協定上必要な手続きを履践するものとする。 設置運営事業者は、変更区域整備計画の認定後、行政手続き及び設計に合理的に必要となる期間を確保した上で、速やかに2期施設の建設及び整備の着工を行うものとする。				
展示面積10万m <sup>2</sup> 以上への拡張	事業期間内に展示面積を10万m <sup>2</sup> 以上に拡張する計画（以下「3期計画」という。）とする。 3期計画の実施時期及び整備内容等については、2期計画の決定に合わせて、大阪府・市と設置運営事業者で協議の上、定めるものとする。なお、2期計画の決定に合わせて、3期計画の実施時期・整備内容等を確定できない場合は、これらを確定する時期について協議の上、定めるものとする。				
展示面積の規模等の見直し	設置運営事業者は、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、展示会・イベント等の需要動向（展示等施設の増床を必要とする催事需要が存在するか等）、MICEビジネスモデル及び新しい生活様式のあり方並びに開業後の展示等施設の運営状況及び設置運営事業者の財務状況（当該段階整備のための追加投資に伴う設置運営事業者の財務健全性への影響等）等を踏まえ、必要な範囲で拡張を行う展示面積の規模及び時期等の見直しについて、大阪府・市に協議を申し入れることが出来る。				

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

### 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】

区分	区域整備計画			実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）														
	大項目	中項目	小項目					確認内容	要求基準	評価基準											
魅力増進施設全般																					
魅力増進施設の種類及び機能	<p>コンテンツの種類及び特性に合わせた多様な魅力増進施設を設置するとともに、大阪IR内の他の施設や敷地全体も活用し、大阪・関西及び日本のおもてなしの創造・発信に取り組む。</p>																				
魅力増進施設の種類、機能、規模	<p>※別紙：魅力増進施設【床面積等】のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>要求基準1 (4/11)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価基準3 (2/2) 評価基準8 (1/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							要求基準1 (4/11)							評価基準3 (2/2) 評価基準8 (1/6)						
要求基準1 (4/11)																					
評価基準3 (2/2) 評価基準8 (1/6)																					
魅力増進施設の設置及び運営の方針																					
基本的な考え方	<p>大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等の観光魅力について、効果的な手法を活用して幅広く世界に向けて発信する。</p> <p>コンテンツの磨き上げや発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に取り組む。</p>																				
魅力発信機能	<p>エンターテイメント性を高める工夫や最先端技術の活用、プレミアム感の創出等により、多様な来場者の誘客や恒常的な集客力の確保に向けた工夫を行う。</p> <p>来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツの種類・内容・表現方法を工夫する。</p> <p>IR施設の開業後も、来訪者のニーズや流行等の変化を踏まえ、継続的にコンテンツ・サービス等の進化・更新を図り、誘客効果の維持・向上に努める。</p> <p>送客施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な広域観光振興につなげる。</p>																				
コンテンツ発展・創造機能	<p>誘客効果を維持・向上させるため、新たなコンテンツの創造並びにコンテンツの磨き上げ及び発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展に取り組む。</p>																				
ガーデンシアター																					
全般	<p>伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテンツや体験型のイベントといった多彩なプログラムを提供する。</p>																				
外観及び内装の特徴	<p>外観については、周辺のランドスケープと調和した、建築と空間そのものが1つの芸術作品となるような意匠を施す。</p> <p>内装については、ホワイエ空間には観客へのホスピタリティを意識したデザインを施し、公演前後の安らぎや余韻を生み出す。また、舞台及び客席空間は、シンプルなデザインを意識することで、幅広いジャンルの演目に対応した空間づくりを行う。</p>																				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】**

設置及び運営の方針						
<b>動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）</b>						
視認性が高くアクセス性に優れた来訪者動線とする。		評価基準8 (1/6)				
搬出入動線・サービス動線を来訪者動線と分離する等、観客と運営関係者の動線ができるだけ交錯しないよう配慮する。		評価基準8 (1/6)				
<b>コンテンツ内容</b>						
日本の伝統文化から現代的なポップカルチャーにいたるまで、時代を問わない日本の魅力を発信する。	要求基準1 (6/11)	評価基準8 (1/6)				
テクノロジーを駆使した現代的かつ芸術的な表現手法を組み入れた、これまでにない革新的な舞台芸術作品の創出をめざす。	要求基準1 (6/11)	評価基準8 (1/6)				
伝統芸能を身近に体験できるプログラムや、伝統的な太鼓芸能団と世界的に人気を博すパフォーマンス団によるコラボレーション・ショー等の公演を企画する。	要求基準1 (6/11)	評価基準8 (1/6)				
<b>ターゲットとする客層</b>						
日本の伝統、文化及び芸術に興味・関心がある海外からの来訪者をメインターゲットとする。また、国内外を問わず、芸術祭やオペラ、クラシック等を好む本物志向の観客層からファミリー層、地域住民まで、あらゆる人々を惹きつける。		評価基準8 (2/6)				
<b>発信方法</b>						
幅広い分野のアーティストやクリエイターとのコラボレーションによって、伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテンツや没入感の高いショー、体験型のイベント等、誰もが楽しむことができる多彩なプログラムを提供する。		評価基準8 (2/6)				
<b>リピート促進のための取組み</b>						
日本の伝統的及び現代的な要素を取り入れた新しいコンテンツの創造に継続的に取り組み、その時々のニーズやトレンドに合わせた最適なコンテンツを提供する。		評価基準8 (2/6)				
<b>魅力の幅広い・より深い発信</b>						
日本の伝統芸能を身近に楽しむことができる体験等を盛り込んだプログラムによって、伝統的魅力を国内外の人々に分かりやすく発信する。		評価基準8 (2/6)				
<b>三道体験スタジオ</b>						
<b>外観及び内装の特徴</b>						
外観の特徴として、エントランスや外壁には、「日本らしさ」を表現するような素材や照明等のデザインを施す。		評価基準8 (2/6)				
内装については、施設全体を演出空間とし、ゾーンごとに、テーマに合わせたプロジェクションマッピングの導入やインсталレーション（映像、音楽、オブジェ等のアートによる空間演出）を実施する。		評価基準8 (2/6)				
<b>設置及び運営の方針</b>						
<b>動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）</b>						
宿泊施設内に設置し、送客施設やIR敷地の中心に配置するオープンスペースからの良好なアクセスを確保することで、多くの人々を呼び込む来訪者動線とする。		評価基準8 (2/6)				
搬出入動線及びサービス動線は、バックヤードからの適切な経路を確保する。		評価基準8 (2/6)				
<b>コンテンツ内容</b>						
華道・茶道・香道等の日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出によって、五感を通じた体験として提供する。	要求基準1 (6/11)	評価基準8 (2/6)				
<b>ターゲットとする客層</b>						
日本文化に興味を持つ訪日外国人旅行者をメインターゲット、国内のファミリー層や若い世代の来訪者をサブターゲットとする。		評価基準8 (2/6)				
<b>発信方法</b>						
通常期には、施設内の様々な演出を順路に沿って展開する。特別企画として、各芸道の専門家等と連携し、ライブ・パフォーマンスや参加型のイベント開催を検討する。	要求基準1 (6/11)	評価基準8 (2/6)				
<b>リピート促進のための取組み</b>						
季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新を行い、プログラムや体験を変化させる。再訪時には前回とは異なる体験ができるよう工夫を行う。	要求基準1 (6/11)	評価基準8 (2/6)				
<b>魅力の幅広い・より深い発信</b>						
伝統的な芸道を、高精細な映像技術や立体音響技術等を用いて誰もが楽しめるコンテンツへと昇華させることで、訪日外国人旅行者に加え、普段こうした文化に触れる機会の少ない国内居住者にもその魅力を発信する。		評価基準8 (3/6)				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】**

ジャパン・フードパビリオン										
全般	世界中で幅広い知名度を有するシェフや大阪・関西の有名シェフ、「食」に関わる団体と連携し、大小様々なイベント・プロモーションを実施する。									
外観及び内装の特徴	外観については、木調の材料を用いたランドマーク性のある外観を形成する。 内装については、大阪・関西の歴史と文化をモチーフにしたデザインによる独創的な空間を創出する。									
設置及び運営の方針										
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）										
主要宿泊施設の下層かつ「結びの庭」に面した場所に位置し、IR施設各所からの来訪がスマートな来訪者動線とする。		評価基準8 (3/6)								
搬出入動線は、施設の下層階に設置されるサービスヤードからとする。		評価基準8 (3/6)								
サービス動線は、各店舗区画内キッチンのほか、施設の下層階に設置する専用のキッチンからとする。		評価基準8 (3/6)								
コンテンツ内容										
大阪・関西の幅広く奥深い食文化の魅力を伝えるため、気軽に楽しめるフードホールから、「食」の奥深さを味わえる高級店にいたるまでの多様な飲食施設を配置する。		要求基準1 (6/11)	評価基準8 (3/6)							
ターゲットとする客層										
訪日外国人旅行者、ファミリー、富裕層を含む大阪IRの全ての来訪者をターゲットとする。		評価基準8 (3/6)								
発信方法										
国内外の有名シェフ、「食」に関わる団体と連携しプロモーションを実施する。		評価基準8 (3/6)								
食べ比べやオリジナルの食器づくり等の多様な食文化体験プログラムを提供する。		要求基準1 (6/11)	評価基準8 (3/6)							
リピート促進のための取組み										
地元のシェフやレストラン、企業と連携した大小様々なイベントの実施及び次世代の料理人の発掘・継続的な育成による新たなコンテンツの創造を通して、「食」における新たな体験価値を地域とともに継続的に創出する。		評価基準8 (3/6)								
魅力の幅広い・より深い発信										
レストランや食事そのものに限らず、「大阪産（もん）」をはじめとした食材や調理方法、調理器具等にいたるまで、様々な「食」の魅力を体験できるフードツーリズムを推進し、奥深い大阪・関西の食文化への理解を促進する。		評価基準8 (3/6)								
関西ジャパンハウス										
外観及び内装の特徴										
外観については、周辺からアプローチしやすい形態とし、内部への視認性を確保することで、来訪者の利用の促進を図る。		評価基準8 (3/6)								
内装については、来訪者と職人が交流しやすい開放的な空間を創出する。		評価基準8 (3/6)								
設置及び運営の方針										
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）										
送客施設に併設し、多くの来訪者が最初に訪れる来訪者動線とする。		評価基準8 (3/6)								
搬出入動線は、宿泊施設に設置されるサービスヤードからとする。		評価基準8 (3/6)								
サービス動線は、送客施設のバックヤードからとする。		評価基準8 (3/6)								
コンテンツ内容										
来訪者が工芸文化に触れることができる空間で、大阪・関西にゆかりが深い商品を取り扱う。		評価基準8 (3/6)								
工芸職人が実際の仕事場として活用し、工芸品そのものだけでなく、制作技術や歴史を発信する工房スペースを設置する。		要求基準1 (6/11)	評価基準8 (4/6)							
ターゲットとする客層										
アジアや欧米の富裕層をはじめとした、旅先ならではの体験を求めるVIPを含む訪日外国人旅行者をターゲットとする。		評価基準8 (4/6)								
発信方法										
工芸品の販売だけにとどまらず、工芸品の制作過程見学及び制作体験プログラム等、日本の伝統的な工芸文化の魅力に触れる機会を提供する。		要求基準1 (6/11)	評価基準8 (4/6)							
リピート促進のための取組み										
定期的に工房に滞在する職人の入替えを行う。		評価基準8 (4/6)								

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】**

	魅力の幅広い・より深い発信 各地の工芸職人とのネットワークを活用した、工芸の本場を巡るクラフトツーリズムを推進し、日本のものづくりの文化の奥深い魅力を発信する。		評価基準8 (4/6)				
関西アート＆カルチャーミュージアム							
全般	IR全体における芸術体験の拠点として、地域住民を含む多様な人々にアートに親しむ機会を提供する。 国内外の文化機関等と連携し、企画展やラーニング・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供する。	要求基準1 (6/11) 要求基準1 (6/11)					
外観及び内装の特徴	外観については、ウォーターフロントという立地を活かし、本施設自体が海の風景と調和した芸術作品となるようなデザインを施す。 内装については、アートを楽しむことができるようシンプルな空間とする。		評価基準8 (4/6) 評価基準8 (4/6)				
設置及び運営の方針							
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）	「結びの庭」へつながる位置にメインエントランスを設け、敷地内の様々な屋外空間にもアート作品を設置することで回遊性を生み出す来訪者動線とする。 搬出入動線、サービス動線を来訪者動線と分離する等、来館者や歩行者と運営関係者の動線が交錯しないよう配慮する。		評価基準8 (4/6) 評価基準8 (4/6)				
コンテンツ内容	古典的な芸術作品からメディアアート等の現代的な作品まで幅広い作品を取り扱う。	要求基準1 (6/11)	評価基準8 (4/6)				
ターゲットとする客層	文化・芸術に関心の高い人々のみでなく、ファミリー層等の国内外の幅広い来訪者をターゲットとする。		評価基準8 (4/6)				
発信方法	国内外の文化機関等と連携し、企画展やラーニング・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供する。		評価基準8 (4/6)				
リピート促進のための取組み	企画展の開催に加えて、ワークショップ等の参加型のプログラム等、多彩な体験でリピーターの来館を促す。		評価基準8 (4/6)				
魅力の幅広い・より深い発信	展示作品の芸術的・文化的背景の解説における多言語対応や、先進技術を活用し、国籍や世代を超えてその魅力を体験することができるノンバーバルな演出を加えた作品の展示を検討する。		評価基準8 (4/6)				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：魅力増進施設】**

施設 名称	事業条件書				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）						
	大項目	中項目	小項目	確認内容										
<b>魅力増進施設全般</b>														
<b>魅力増進施設に求める事項</b>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的な考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等の観光魅力について、効果的な手法を活用して幅広く世界に向けて発信すること。</td> </tr> <tr> <td>コンテンツの磨き上げや発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に取り組むこと。</td> </tr> </tbody> </table>									基本的な考え方	大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等の観光魅力について、効果的な手法を活用して幅広く世界に向けて発信すること。	コンテンツの磨き上げや発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に取り組むこと。			
基本的な考え方														
大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等の観光魅力について、効果的な手法を活用して幅広く世界に向けて発信すること。														
コンテンツの磨き上げや発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に取り組むこと。														
<b>導入機能及び整備・運営要件</b>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>魅力発信機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I R 関係法令等に従うとともに、設置運営事業者の創意工夫を活かし、施設を適切に設置及び運営すること。</td> </tr> <tr> <td>エンターテイメント性を高める工夫や最先端技術の活用、プレミアム感の創出等により、多様な来場者の誘客や恒常的な集客力の確保に向けた工夫を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツの種類・内容・表現方法を工夫すること。</td> </tr> <tr> <td>I R 施設の開業後も、来訪者のニーズや流行等の変化を踏まえ、継続的にコンテンツ・サービス等の進化・更新を図り、誘客効果の維持・向上に努めること。</td> </tr> <tr> <td>送客施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な広域観光振興につなげること。</td> </tr> </tbody> </table>									魅力発信機能	I R 関係法令等に従うとともに、設置運営事業者の創意工夫を活かし、施設を適切に設置及び運営すること。	エンターテイメント性を高める工夫や最先端技術の活用、プレミアム感の創出等により、多様な来場者の誘客や恒常的な集客力の確保に向けた工夫を行うこと。	来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツの種類・内容・表現方法を工夫すること。	I R 施設の開業後も、来訪者のニーズや流行等の変化を踏まえ、継続的にコンテンツ・サービス等の進化・更新を図り、誘客効果の維持・向上に努めること。	送客施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な広域観光振興につなげること。
魅力発信機能														
I R 関係法令等に従うとともに、設置運営事業者の創意工夫を活かし、施設を適切に設置及び運営すること。														
エンターテイメント性を高める工夫や最先端技術の活用、プレミアム感の創出等により、多様な来場者の誘客や恒常的な集客力の確保に向けた工夫を行うこと。														
来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツの種類・内容・表現方法を工夫すること。														
I R 施設の開業後も、来訪者のニーズや流行等の変化を踏まえ、継続的にコンテンツ・サービス等の進化・更新を図り、誘客効果の維持・向上に努めること。														
送客施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な広域観光振興につなげること。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>コンテンツ発展・創造機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘客効果を維持・向上させるため、新たなコンテンツの創造並びにコンテンツの磨き上げ及び発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展に取り組むこと。</td> </tr> </tbody> </table>									コンテンツ発展・創造機能	誘客効果を維持・向上させるため、新たなコンテンツの創造並びにコンテンツの磨き上げ及び発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展に取り組むこと。				
コンテンツ発展・創造機能														
誘客効果を維持・向上させるため、新たなコンテンツの創造並びにコンテンツの磨き上げ及び発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展に取り組むこと。														

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

## 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：送客施設】

区分	区域整備計画			実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）
	大項目	中項目	小項目				
<b>送客施設全般</b>							
送客施設の種類、機能、規模	<p>大阪・関西を中心に最新の交通・観光情報を紹介する質の高いショーケース機能と、旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能を有した関西ツーリズムセンターを整備する。</p> <p>来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備えることで、IR来訪者の他地域への送客をめざす。</p> <p>関西ツーリズムセンターに近接して大規模なバスターミナルを整備するとともに、海に囲まれた立地を活かし、IR区域外の敷地北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル（係留施設を併設）を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。</p> <p>※別紙：送客施設【床面積等】のとおり</p>						
	要求基準1 (6/11)	評価基準9 (1/4)					
	要求基準1 (6/11)	評価基準9 (1/4)					
	要求基準1 (6/11)	評価基準9 (1/4)					
送客施設の設置及び運営の方針							
送客範囲の考え方	<p>大阪IRをハブとする利便性の高いネットワークを構築し、大阪・関西及び西日本を中心に日本全国への送客と周遊観光をサポートする。</p> <p>関西の交通事業者との連携により、バスアクセスや海上アクセス網の新たな整備に取り組み、大阪IRから日本各地への交通ネットワークの構築をめざす。</p>						
	要求基準1 (8/11)						
	要求基準1 (8/11)						
	要求基準1 (8/11)						
交通機能（バスターミナル及びフェリーターミナルとの連携）	<p>IRを起点とした多様なバスネットワークを提供するバスターミナルを、関西ツーリズムセンターに近接して整備することにより、来訪者の利便性向上及びIRからの効果的な送客を図る。</p> <p>バスターミナルやフェリーターミナルを発着地とした観光商品の組成等の工夫を行い、関西ツーリズムセンターで提案することにより、多様な来訪者を送り出す。</p>						
	要求基準1 (8/11)						
	要求基準1 (8/11)						
	要求基準1 (8/11)						
<b>関西ツーリズムセンター</b>							
外観及び内装の特徴	<p>外観の特徴</p> <p>施設内部へ来訪者が足を運びやすいよう視認性の高い外観デザインとアプローチしやすい形態の工夫を行うことで、ゲートウェイとしての高揚感の提供と、送客施設の利用促進を図る。</p>						
内装の特徴	<p>内装の特徴</p> <p>ショーケース機能、コンシェルジュ機能、通路等の共用部を含め、ショーケース機能による興味喚起からコンシェルジュ機能による予約手配等のサービスに至る一連の体験をシームレスに提供できる内装とする。</p>						
<b>設置及び運営の方針</b>							
基本的な考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポット及び魅力増進施設で紹介するコンテンツをIR区域の外で楽しむための観光情報を提供（大阪府下にある観光・魅力資源の紹介を含む。）するほか、来訪者の希望に応じたツアーを企画・提案・手配し、また、広域の自治体、DMO、観光事業者等との連携体制を構築することにより、大阪・関西・西日本を中心に、日本全国への送客と周遊観光に取り組み、日本観光のゲートウェイ形成をめざす。</p> <p>関西の交通事業者等との連携により、大阪IRを起点としたバスアクセスや海上アクセス網の新たな整備等に取り組み、日本各地への交通ネットワークの構築をめざす。</p> <p>送客施設の運営に、観光事業に実績・ノウハウ・ネットワークを有した旅行会社を活用することで、日本全国の宿泊施設や観光地と連携した情報の取得及び提供、予約手配を可能とし、広域への送客実現に寄与する。</p>						
	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (2/4)					

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：送客施設】

導入機能						
<b>ショーケース機能</b>						
国内外から訪れる多様な来訪者のニーズに応じた交通・観光情報を、多様なショーケースを通じて提供し、日本の観光魅力を効果的に発信する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (2/4)				
新たな魅力発見の機会を提供するため、各地における季節ごとや旬のイベント等に合わせたコンテンツの入替えや更新、来訪時間帯に適したコンテンツ選定等を工夫する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (2/4)				
自治体・DMOがIR来訪者に直接プロモーションを行うことのできる場を提供する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (2/4)				
ショーケースのデバイスについては、VR（VR、AR、MR等の仮想空間技術、空間拡張技術の総称）等の最先端技術の活用によって観光地をリアルに感じられる体験を提供する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (2-3/4)				
提供するコンテンツについては、観光事業に十分な実績・ノウハウを有した旅行会社の知見・経験に加え、各地の自治体・DMO等から幅広く情報収集を行う。収集したコンテンツは、来訪者のデータベース等を参考に、ショーケースの設備等に合わせて映像等の形式にカスタマイズし、発信方法を工夫して提供する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (3/4)				
<b>コンシェルジュ機能</b>						
多様なスタイルのコンシェルジュを配置し、IR来訪者の属性、観光ニーズ、接客の好み等、各来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (3/4)				
対面でサービスを提供するコンシェルジュでは、豊富な企画・提案の実績・ノウハウを有したコンシェルジュを配置し、来訪者の直接的なニーズだけではなく、潜在的なニーズを満たすような観光コンテンツやツアー等を提案する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (3/4)				
デバイスを活用したコンシェルジュは、タッチパネルやタブレット端末等を通じて旅行者自身による旅行の予約・手配が可能となるサービスを提供する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (3/4)				
日帰りツアーや、広域で周遊観光を楽しむ募集型ツアー等の多様な観光商品を揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスにより幅広い需要に対応する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (3/4)				
旅行者や観光コンテンツ等にかかるデータベースを活用し、各旅行者の関心に応じた企画・提案を行う。また、旅行者による一元的な予約・手配・決済に対応した効率的かつ利便性の高い交通・観光コンテンツ等サービスの仕組みを整備する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (3/4)				
<b>交通機能</b>						
関西の交通事業者等との連携により、IRを起点とした多様なバス及び海上アクセスルートの構築を可能にするバスターーミナル、フェリーターミナル及び係留施設を整備する。		評価基準9 (3/4)				
<b>多言語対応の方針</b>						
日本各地の外国語表記の基準となっている英語・中国語・韓国語を中心に、文字表記だけでなく対人の多言語サービスを整備する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (3/4)				
言語や文化の違いにかかわらず、視覚的、直感的に理解が可能なピクトグラムの表示、写真・動画の活用等、情報提供手法を工夫する。	要求基準1 (8/11)	評価基準9 (3/4)				
<b>送客先の観光地及び国内外の事業者との連携</b>						
各地の自治体・DMOとの直接的なコントакトや、自治体・DMOとの関係を既に構築している旅行会社や交通事業者のネットワークを活かし、広範な連携体制を構築する。	要求基準1 (9/11)	評価基準9 (3/4)				
大阪府・市及び大阪観光局をはじめ、全国の観光地や自治体・DMOから受け取った観光情報をIR事業者から発信するほか、観光関係者等が直接情報発信できる場を送客施設で提供する。	要求基準1 (9/11)	評価基準9 (3/4)				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：送客施設】**

施設 名称	事業条件書				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）				
	大項目	中項目	小項目	確認内容								
<b>送客施設全般</b>												
送客施設に求める事項												
<b>基本的な考え方</b>												
日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポット及び魅力増進施設で紹介するコンテンツをIR区域の外で楽しむための観光情報を提供（大阪府下にある観光・魅力資源の紹介を含む。）するほか、来訪者の希望に応じたツアーを企画・提案・手配することで、IRから大阪・関西・西日本をはじめ日本各地に送客を行い、日本観光のゲートウェイ形成をめざすこと。												
<b>導入機能及び整備・運営要件</b>												
<b>ショーケース機能（情報提供機能）</b>												
全国各地の様々な観光情報を端末や情報提供ブース、旅行博覧会をはじめとするイベント、その他の手法により情報提供する機能を有する施設を設けること。												
大阪観光局をはじめ各地の自治体やDMO（Destination Management/ Marketing Organization）等との連携により、常に最新の情報を集めて来訪者に提供すること。												
観光情報の提供に当たっては、最先端技術等も活用し、臨場感やクオリティを高める工夫を行うこと。												
来場者の言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツやサービスの種類・内容・表現方法を工夫すること。												
魅力増進施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な送客及び広域観光振興につなげること。												
<b>コンシェルジュ機能（企画・提案・手配機能）</b>												
日本各地へのツアーを企画・提案するとともに、交通機関、観光施設及び宿泊施設等の予約・決済等、必要なサービスをワンストップで手配するサービス・機能を導入すること。												
プレミアム感のある企画旅行の提案やオーダーメイドのツアーに対応するサービス・機能を導入すること。												
ツアー等の企画に当たっては、関係機関・施設等と十分に連携すること。また、ウェルネスやフード、スポーツなど大阪・関西の強みを活かしたニューツーリズムの創出に向けた工夫を行うこと。												
相談窓口の設置、アプリ等の提供及びコンシェルジュによる個別対応等、来訪者のニーズに応じたサービス・機能を導入すること。												
<b>交通機能</b>												
<b>海上アクセス拠点</b>												
夢洲及びIR施設等へのアクセス強化と送客施設の機能拡充の観点から、大阪市等が整備予定の海上アクセス拠点を活用し、海上交通ネットワークの形成に努めること。												
<b>バスアクセス拠点</b>												
夢洲及びIR施設等へのアクセス強化と送客施設の機能拡充の観点から、IR区域内にバスアクセス拠点を整備し、バス交通ネットワークの形成を図ること。												
専用車、ヘリコプター及び船舶等、富裕層ニーズに柔軟に応じる送客サービスの工夫に努めること。												
<b>その他の留意事項</b>												
日本各地への観光客の送客に当たっては、持続可能な観光の推進や受入先観光地のニーズ・受入環境等を踏まえ、長期的かつ効果的な我が国の観光推進に寄与する取組みとなるよう工夫すること。												

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

### 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：宿泊施設】

区分	区域整備計画			実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）				
	大項目	中項目	小項目								
<b>宿泊施設全般</b>											
宿泊施設の種類											
			グレード、特徴等を差別化した「M G M 大阪」、「M G M 大阪ヴィラ」及び「M U S U B I ホテル」の3つの宿泊施設を整備し、大阪 I R 全体のブランド価値の向上や宿泊需要の喚起に貢献する。	要求基準1 (9/11)							
宿泊施設の機能											
客室ごとの機能・客室構成	日本有数の規模となる総客室数約2,375～2,760室を整備する。			要求基準1 (9/11)							
	寝室、バスルーム、トイレ、ソファー・テーブル等の基本的な設備のほか、来訪者の多様なニーズに対応し、リピーターに対しても常に新しい体験価値を提供できるよう、様々なタイプの客室を用意する。			要求基準1 (9/11)							
	最低客室床面積をスタンダードルームは概ね30m <sup>2</sup> 以上、スイートルームは概ね65m <sup>2</sup> 以上に設定し、スイートルームは全体客室数の概ね20%以上を確保する。			要求基準1 (9/11)							
	あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめざす。			要求基準1 (9/11)							
	世界中から訪れる富裕層の需要にも対応できるよう、スーパー・ラグジュアリーといった最高級クラスの客室も整備し、大阪 I R 全体のブランド価値向上に貢献する。			要求基準1 (9/11)							
	※別紙：宿泊施設【床面積等】のとおり			要求基準1 (10-11/11)	評価基準3 (2/2) 評価基準10 (1,3-4/4) 評価基準11 (1/2)						
<b>M G M 大阪、M G M 大阪ヴィラ、M U S U B I ホテル</b>											
宿泊施設の概要											
			利用者需要の高度化・多様化に対応した総客室数約2,375～2,760室を有する3つの宿泊施設を整備し、大阪 I R 全体のブランド価値や集客力の向上、滞在長期化の促進に貢献する。		評価基準10 (1/4)						
設置及び運営の方針											
動線計画	来訪者動線				評価基準10 (1/4)						
	来訪者の安全性・快適性を確保するため、搬出入動線やサービス動線と交錯しないよう配慮した動線設定を行い、かつ利便性にも配慮したものとする。										
	M G M 大阪及びM U S U B I ホテルは、夢洲における新駅、交通広場、関西ツーリズムセンター等の交通アクセス拠点に隣接し、公共交通機関を利用する宿泊者にとってアクセスしやすい動線を計画する。				評価基準10 (1/4)						
	M G M 大阪ヴィラは、L u x u r y リテール、レストラン、V I P ゲーミング・フロアに、プライバシーを確保しつつアクセスしやすい動線とする。				評価基準10 (1/4)						
搬出入動線、サービス動線	搬出入動線は、複数の施設が共同で利用するバックヤードと各宿泊施設をつなぐ区域内通路を活用し、効率的な運用が可能な動線を計画する。				評価基準10 (1/4)						
	サービス動線は、ルームサービス用キッチン、客室清掃員用控室等を宿泊施設ごとに配置することで、従業員の移動を最小化する。サービス動線を来訪者動線から分離するよう配慮することで、安全で快適な滞在環境を構築する。				評価基準10 (1/4)						

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：宿泊施設】**

ターゲットとする客層（国・地域別等）	中国や韓国等の近隣アジア諸国を中心に、欧米豪等の訪日外国人旅行者をはじめ、国内外の幅広い来訪者に向けて最適な客室を整備する。来訪者の属性や来訪目的・嗜好に応えるため、客室単価の違いだけでなくコンセプトや仕様に変化や工夫を加え、バラエティ豊かな客室を導入する。		評価基準10 (1/4)				
	宿泊施設ごとに異なるターゲットに応じた客室を計画し、独自の価値を提供する。		評価基準10 (1/4)				
	MGM大阪はエンターテイメント性に富んだ機能を施設内及び隣接施設に備え、ビジネス客からレジャー客まで幅広い層の来訪者をターゲットとする。		評価基準10 (1/4)				
	MGMヴィラは最もハイエンドの富裕層をターゲットとする。宿泊者の専属スタッフ（バトラー）がきめ細かなサービスを提供する。		評価基準10 (1/4)				
	MUSUBIホテルはカップル・夫婦、MICE参加者から、子ども連れのファミリーやグループ客、富裕層まで最も幅広い来訪者をターゲットとする。		評価基準10 (1/4)				
	外観および内装の特徴						
	外観の特徴						
	全体コンセプトを踏まえ、「結びの庭」を中心アイコニックな形状をしたMGM大阪とMUSUBIホテルが連なって立体的な建物群を形成し、大阪の新たなランドマークの創出をめざす。		評価基準10 (2/4)				
	MGM大阪：大阪の周囲に広がる美しい山々等の自然の姿を表現したアイコニックな形状とし、印象的でダイナミックなデザインをより一層際立たせる。		評価基準10 (2/4)				
	MGM大阪ヴィラ：全ての客室を「結びの庭」に面するように配置するとともに、MGM大阪と調和した外観とする。		評価基準10 (2/4)				
	MUSUBIホテル：「結びの庭」から望む外観も意識し、四季折々に多様なシーンを生み出す印象的なリゾート空間を創出する。		評価基準10 (2/4)				
	内装の特徴						
	I R全体及び各宿泊施設の外観デザインとの統一感や親和性を持った内装デザインとする。		評価基準10 (2/4)				
	MGM大阪：エンターテイメントホテルとして来訪者が非日常感を感じられる内装とする。		評価基準10 (2/4)				
	MGM大阪ヴィラ：VIP向けホテルに相応しい上質でラグジュアリーな内装とする。		評価基準10 (2/4)				
	MUSUBIホテル：日本の伝統や文化を感じられるデザインを取り入れつつ、多様な宿泊者に受け入れられる内装とする。		評価基準10 (2/4)				
	宿泊施設の機能						
	客室ごとの機能・客室構成						
	来訪者の多様なニーズに対応し、リピーターに対しても常に新しい体験価値を提供できるよう、様々なタイプの客室を用意する。スイートルームは全体客室数の20%以上を確保する。		評価基準10 (2/4)				
	あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめざす。		評価基準10 (2/4)				
	世界中から訪れる富裕層の需要にも対応できるよう、スーパー・ラグジュアリーといった最高級クラスの客室も整備し、大阪 I R全体のブランド価値向上に貢献する。		評価基準10 (2/4)				
	フロントのほか、レストランやバー、プール、ジム、スパの設置を予定する。		評価基準10 (2/4)				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：宿泊施設】**

宿泊施設の飲食サービス						
設置予定の飲食施設						
国際競争力の高さ	国内外有名シェフやレストランと連携し、世界的に高い評価を得られるような飲食施設を展開することで、独自性と創造性のある高付加価値な「食」の体験を提供する。		評価基準11 (1/2)			
	MGM大阪及びMUSUBIホテル内は、ウォーターフロント空間を最大限楽しめるように、レストランやパーゴラの配置を工夫する。		評価基準11 (1/2)			
MICE参加者の利用者ニーズへの対応						
来訪者の飲食ニーズに対応した幅広いサービスを提供することで、MICE開催地としての大阪IRの優位性を確立する。		評価基準11 (1/2)				
MICE利用者が大阪IRでの飲食をより快適に楽しめるよう、大人数のグループに対応できる飲食施設を用意するだけでなく、その予約・手配を行う専任スタッフを配置することで円滑にサービスを提供する。		評価基準11 (1/2)				
国内外のパートナーとの連携を通じて大阪IRを世界有数の「食」のデスティネーションへと昇華させることに取り組み、MICE参加者の長期滞在を促進するとともに再訪率の向上を図る。		評価基準11 (1/2)				
レストラン以外での飲食サービスの提供方針						
VIP向け最高級ホテルであるMGM大阪ヴィラやMGM大阪及びMUSUBIホテルには、ルームサービス用のキッチンを配置の上、客室において、多様な飲食ニーズを満たす高品質なルームサービスを提供する。		評価基準11 (1/2)				
その他、宿泊者が客室内で手軽に飲食を楽しめるよう、軽食レストラン等ではテイクアウトに対応したサービスを提供する。		評価基準11 (2/2)				
宿泊施設のその他附帯サービス						
大阪IRでしか得られない滞在体験を国内外の多様な来訪者に提供することで、リピート率の向上、来訪者の滞在の長期化を促す。		評価基準11 (2/2)				
客室や飲食施設のほかにも滞在促進に寄与するスパ、ジム、プール等の附帯サービスを提供するとともに、大阪IR内のエンターテイメント、アート、ウェルネス等の様々なコンテンツと連携することで快適性や満足度を高める。		評価基準11 (2/2)				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：宿泊施設】**

施設 名称	事業条件書				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）				
	大項目	中項目	小項目	確認内容								
<b>宿泊施設全般</b>												
宿泊施設に求める事項												
<b>基本的な考え方</b>												
利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設の整備や、独自性とブランド価値の高い滞在環境の創出により、IR全体の魅力・集客力の向上と滞在長期化をより一層促進し、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図ること。												
<b>導入機能及び整備・運営要件</b>												
3,000室以上の様々なタイプの客室を提供し、ビジネス・ファミリー・富裕層・長期滞在など、国内外からの多様な来訪者ニーズに対応できる宿泊施設を整備すること。なお、宿泊施設の整備は段階的に行うことも可能とし、段階整備とする場合、IR施設の当初開業時には客室面積10万m <sup>2</sup> 以上とする。また、事業期間内に3,000室以上に拡張する計画とする。なお、段階整備の時期・規模等については、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、来訪者の需要動向（客室数の増床を必要とする宿泊需要が存在するか等）、展示等施設の拡張状況、また、設置運営事業者の財務状況（当該段階整備のための追加投資に伴う設置運営事業者の財務健全性への影響等）等を踏まえて、必要に応じ見直すものとする。												
国内外の富裕層の来訪を促進する観点から、一定規模以上の世界水準のスイートルームを整備すること。												
レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い優れたものであること。												
オーシャンフロントの立地・眺望や日本の四季・趣などの日本らしさを活かした、非日常を感じられる滞在環境の工夫と高品質なサービスの提供を行い、独自性とブランド価値の高い滞在環境を創出すること。												
MICE施設をはじめとした他のIR施設等との連携・相乗やニューツーリズムの創出に寄与する取組み等、付加価値の高いサービスを提供する工夫を行うこと。												

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：カジノ施設】

区分	区域整備計画			実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）				
	大項目	中項目	小項目								
<b>カジノ施設</b>											
IR施設の床面積の合計											
			IR施設を構成する各施設の床面積の合計：約731,000～848,000m <sup>2</sup> （暫定計画値 770,525m <sup>2</sup> ）	要求基準2 (1/2)							
カジノ施設の種類、機能											
カジノ施設の機能											
入退場管理（来訪者の入退場管理）											
		来訪者数の予測に基づいて、来訪者を整理するために必要な面積の本人確認区画を確保した上で、マイナンバーカード利用者用とパスポート等利用者用に分けて適切な数のキオスク及び入退場ゲートを設置する。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)							
		キオスクでは、マイナンバーカード又はパスポート等による来訪者の本人確認、入場料等の徴収、入場要件の確認を実施し、入退場ゲートでは、来訪者の入退場時間を確認・記録する。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)							
		来訪者の入場前には、入場要件の確認として、マイナンバーカードのP I Nコード入力や生体認証等を行うとともに、カジノ管理委員会への入場等回数制限対象者該当性照会を行うほか、暴力団員等や20歳未満の者等の入場禁止対象者を排除するために必要な確認等を適切に行う。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)							
入退場管理（従業員の入退場管理）											
		従業員によるカジノ施設やバックヤードへの入退場についても厳格な管理を行い、権限を与えられた従業員が入退場管理システムで認証された場合のみ入退場を可能とする。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)							
ゲーミング関連サービスの提供											
		テーブルゲーム約470台、電子ゲーム約6,400台をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)							
		カジノ施設内に複数のケージやバウチャー払い機、両替機を適切に設置し、全ての来訪者にとって利便性の高い配置とする。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)							
		来訪者の利便性を考慮し、多様な飲食店や酒類等の飲料を提供するサービスバーをカジノ施設内の各所に配置する。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)							
		カジノ施設内の各所にロイヤルティ・プログラムデスクを設置し、会員アカウントやカードの発行、ロイヤルティポイントやコンプリメンタリーの管理等のサービスを行う。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)							

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：カジノ施設】

監視、警備等	カジノ施設及びその周辺を最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備により適切に監視するほか、これらの見通しを妨げるものを設置しない。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)				
	監視映像の録画・再生設備を備えた、監視及び警備を行うための室を設けた上で、顔認証システム、画像解析システム等を活用した監視、警備を実施する。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)				
	カジノ関連機器及び監視設備は、物理的及び電磁的な手法によって保護するほか、非常時に機能を維持するための非常用電源設備等を設置する。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)				
	カジノ業務に使用するサーバを安全に保管できる設備を設置するとともに、不正アクセスを防止するためのサイバーセキュリティ対策を講じる。	要求基準2 (1/2)	評価基準14 (1/3)				
	依存防止、有害影響排除						
	カジノに関する潜在的な負の影響を可能な限り減らし、来訪者の健全なプレイを支援する。	要求基準2 (2/2)	評価基準14 (1/3)				
	カジノ施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置するとともに、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法の案内や、簡易なカウンセリングを行う。	要求基準2 (2/2)	評価基準14 (1/3)				
	全ての来訪者が、ギャンブル等依存症の予防・啓発及び責任あるゲーミングに関する情報にアクセスできるように、カジノ施設内のみならず、その他のIR施設においても予防・啓発に関連するサイネージの掲示や資料の提供を行う。	要求基準2 (2/2)	評価基準14 (1-2/3)				
	カジノ施設内の来訪者が見やすい場所に正確な時計を配置し、適切なゲーミング行動を促す。	要求基準2 (2/2)	評価基準14 (2/3)				
	依存防止のための措置の実効性を確保するため、カジノ施設内においてATMの設置を行わない。	要求基準2 (2/2)	評価基準14 (2/3)				
その他	カジノ管理委員会が検査、監査その他の業務を行うために必要な広さ及び機能を有するカジノ管理委員会専用室を設け、適切な国・監視及び管理の実現に貢献する。	要求基準2 (2/2)	評価基準14 (2/3)				
カジノ施設の数、規模							
カジノ施設の数	カジノ施設の数：1	要求基準2 (2/2)	評価基準14 (2/3)				
カジノ施設の規模	カジノ施設全体の床面積：約58,600～71,700m <sup>2</sup> （暫定計画値65,166m <sup>2</sup> ） カジノ施設のうち専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積：約21,900～25,500m <sup>2</sup> （暫定計画値23,115m <sup>2</sup> ） ※設計・施工過程における計画調整により、IR施設の床面積に一定の変動が想定されるため、ゲーミング区域の床面積は、IR施設の床面積の合計の3%を超えない範囲で変更する場合がある。 別紙：カジノ施設【床面積等】のとおり	要求基準2 (2/2)	評価基準14 (3/3)				
カジノ施設の配置							
	カジノ施設を利用しないIR利用者への配慮として、カジノ施設への入退場ゲートを限定し、外部から目立たない配置・デザインとする。		評価基準14 (2/3)				
	カジノ施設内は、以下のとおり各顧客層（マス/プレミアム/VIP）の属性と嗜好に合わせた三層構造のフロア構成とした上で、エレベーター又はエスカレーター等によって全てのフロアを相互に接続するとともに、一体的に運営・維持管理を行い、全体として一のカジノ施設となる構造とする。		評価基準14 (2/3)				
マス・ゲーミング・フロア	低層階第1層は、マス顧客向けのフロアとし、ゲーミング消費額が比較的低い来訪者の属性に適したゲーム構成及びサービス機能を導入する。		評価基準14 (2/3)				
プレミア・ゲーミング・フロア	低層階第2層は、プレミアム顧客向けのフロアとし、ゲーミング消費額が比較的高い来訪者の属性に適したゲーム構成及びサービス機能を導入する。		評価基準14 (2/3)				
VIPゲーミング・フロア	低層階第2層と高層階の2つのフロアに設置するVIPゲーミング・フロアは、VIP顧客向けのフロアとし、ゲーミング消費額が最も高い来訪者の属性に適したゲーム構成及びサービス機能（より静かでプライバシーを保てるVIPサロン等）を導入する。		評価基準14 (2/3)				
カジノ施設の外観及び内装の特徴							
外観	景観の調和を実現するため、周辺施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。 カジノ施設のエントランスは8か所とし、カジノ施設が目立たない配置とするほか、本人確認区画をスクリーン壁によって隔て、外部からは本人確認区画等のカジノ施設内が見えない外観とする。		評価基準14 (2/3)				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：カジノ施設】**

内装 カジノ施設の設置及び運営の方針 運営方針	内装	来訪者が視覚的に空間を楽しむことができるデザインを導入し、全ての来訪者に利便性と快適性を提供する設計とする。 カジノ内の設計及びデザインは、MGMがカジノ運営において培ってきた経験を活かし、各顧客層のカジノ来訪者が最も快適に感じられる空間を創出するために最適な天井の高さ、照明、色調、カジノ関連機器（テーブルゲーム台、電子ゲーム等）のレイアウト等を採用する。 常に変化する顧客の嗜好や属性に対応するため、スムーズにレイアウト変更できる柔軟な設計とする。		評価基準14 (2/3)				
	カジノ施設の設置及び運営の方針	I R 関係法令等の遵守、地域の公序良俗及び治安の維持を前提とした上で、MGMのカジノ開発・運営の実績とノウハウを最大限活用したカジノ施設を設置する。 施設や設備等の最適な構成を決定するに当たり、人口動態、立地条件及び経済的要因といった複数の要素を考慮し、顧客層別の来訪者予測（来訪モデル）を構築する。 来訪モデルでは、平日・休日別の来訪パターンを適用した入退場者数及び稼働率の推計結果をもとに、入退場ゲート及び滞留スペースを有する本人確認区画の適切な規模を推定する。 稼働率の予測値を使用して、需要に応じたカジノ関連機器の数及び席数を算出した上で、MGMが保有する顧客ロイヤルティ・プログラムから各顧客層のゲーム嗜好に関するデータを分析・適用し、ゲーム構成及び各ゲームのポジション（一人がプレイする席等の場）数を決定する。		評価基準14 (2/3)				
	設置方針	評価基準14 (2/3)						
	運営方針	カジノ施設は、セキュリティ、責任あるゲーミング及び世界最高水準の顧客体験の3つの最優先事項に従って運営する。		評価基準14 (3/3)				
	セキュリティ	全ての来訪者及び従業員の安全が確保された施設設計、廉潔性の確保を最重要事項とし、入退場手続きから周辺の警備までの総合的なセキュリティプランを導入する。		評価基準14 (3/3)				
	責任あるゲーミング	国内外の最新の知見や最先端技術等のベストプラクティスを導入し、責任あるゲーミングに取り組む。		評価基準14 (3/3)				
	世界最高水準の顧客体験	大阪IRは、大阪・関西における国際観光拠点として、国内外からの来訪者に世界最高水準の体験及びサービスを提供することをめざしているため、カジノ施設においても、多様な顧客層を惹きつける国際的に魅力ある顧客体験を提供する。		評価基準14 (3/3)				

府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：カジノ施設】

施設 名称	事業条件書				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）				
	大項目	中項目	小項目	確認内容								
カジノ施設全般												
カジノ施設に求める事項												
基本的な考え方												
国内外から子どもを含めた多くの者が訪れるIR区域においては、カジノ施設に関連する犯罪やトラブルを防止することや、IR区域全体として清淨な風俗環境を保持し、IR区域を訪れる者の安全安心を確保することが極めて重要であることを踏まえ、IR関係法令等に従い、適切にカジノ施設の設置及び運営を行うとともに、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を着実に実施すること。												
導入機能及び整備・運営要件												
IR区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン及び配置とすること。												
カジノ施設の数が1を超えることなく、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条において規定する面積を超えないこと。												
カジノ施設への来場者数、入退場管理に必要となる機能及び1人当たりの入退場に係る所要時間等を的確に分析し、適切な規模の入退場ゲート及び滞留スペースを確保すること。												
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置について、「第10-1.ギャンブル等依存症対策」及び「第10-2.治安・地域風俗環境対策」に従い着実に実施すること。												
IR整備法において義務付けられている、暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく措置に上乗せしたマネー・ローンダリング防止のための措置等の対策を、確実に実施すること。												
暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止を徹底するため、大阪府公安委員会及び大阪府警察と適切に連携しつつ、最新の技術を活用することにより、暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止及びカジノ施設内において入場禁止対象者を発見するための措置、カジノ施設及びその周辺地域における監視及び警備を確実に実施すること。												

所属・役職	確認者	確認日
		年月日
		年月日

### 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：来訪及び滞在寄与施設】

区分	区域整備計画				実施主体	区分	確認結果	備考（要改善・不適の場合の内容、その他参考事項を記載）	
	大項目	中項目	小項目	確認内容					要求基準
共通	来訪及び滞在寄与施設の概要								
			大阪IRにおけるエンターテイメントの中心施設としての劇場、夢洲シアターを設置する。夢洲シアターでは年間を通じて安定的な来訪を促すイベントプログラム等の導入を行い、恒常的なにぎわい創出の工夫を図る。ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめ、大阪IRの象徴となるような国際的なエンターテイメント拠点の形成をめざす。			評価基準13 (1/6)			
			ローカルパートナー／グローバルパートナーダイニング等の飲食施設、ジャズクラブ、サパークラブ、バー／アレー等のナイトエンターテイメント施設及びL uxuryリテールをはじめとした物販施設をIR区域内の各所に配置する。このような多彩なコンテンツとサービスを提供することで、中核施設の機能を補完し、デスティネーションとしての大阪IRの国際競争力を高め、滞在中の来訪者の空間的・時間的つなぎとなることで、IR全体の快適性や満足度を高める。加えて、大阪IRへの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する。			評価基準13 (1/6)			
			※別紙：来訪及び滞在寄与施設【床面積等】のとおり			評価基準13 (1,3-5/6)			
夢洲シアター、結びの庭、フェスティバルパーク、イノベーションパーク	夢洲シアターの概要								
	外観及び内装の特徴								
	関西ゲートウェイゾーンの一角として、新駅から大阪IRを訪れる来訪者に“Sense of Arrival”的高揚感を与える、存在感のある外観デザインを設える。			評価基準13 (1/6)					
	メインエントランス及びホワイエ空間には、公演前の高揚感や公演後の感動の余韻を高めるために、富裕層を含む観客へのホスピタリティを意識した内装デザインを施す。また、舞台及び客席空間は、ダイナミックな演出等が計画される公演に相応しい舞台装置として適切なデザインを施す。			評価基準13 (1/6)					
	設置及び運営の方針								
	基本的な考え方								
	世界的なアーティストによるコンサートや映画・音楽の授賞式に加えて、グローバルなコンテンツ展開を行うエンターテイメント企業、世界で活躍するクリエイティブなアーティスト・パフォーマー等とのコラボレーションにより、新しいエンターテイメントを世界に向けて発信する。			評価基準13 (1/6)					
	既に知名度の高いエンターテイナーだけでなく、大阪・関西・日本における新たな才能の発掘と育成に取り組み、日本のエンターテイナーを世界に向けて発信していく舞台となる。			評価基準13 (1/6)					
	ターゲットとする客層								
	コンテンツに応じて、ビジネス客からファミリー層まで幅広い来訪者・客層をターゲットとする。世界的なスターのイベントでは、VIPやMICイベントへの参加者をはじめ国内外からの多様な客層をターゲットとして大阪IRに誘引する。			評価基準13 (1/6)					
大阪IRでしか見られないショーやイベントのほか、誰もが楽しめるエンターテイメント・コンテンツを多数展開することで、訪日外国人旅行者、国内旅行者、関西地域の住民など幅広い客層の誘客を促進する。			評価基準13 (1-2/6)						
動線計画（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）									
関西ゲートウェイゾーンの各所からのアクセス性・視認性が確保される動線とすることで、夢洲シアターへの来訪者に対する利便性の向上だけでなく、他施設への来訪者に対しても、大阪IRのエンターテイメント拠点への関心・認知を高める工夫を行う。			評価基準13 (2/6)						
搬出入等業務用の優先車両動線を設けスムーズな搬出入を可能とする。			評価基準13 (2/6)						
従業員や施設関係者等のためのサービス動線は、来訪者動線との交錯に配慮したものとする。			評価基準13 (2/6)						

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：来訪及び滞在寄与施設】**

「結びの庭」の概要 外観の特徴	敷地中央に位置し、周囲を特徴的な建築物に囲まれた水とみどりが広がる空間により来訪者が開放感を感じることができる景観とする。		評価基準13 (2/6)				
	設置及び運営の方針 基本的な考え方 オープンスペースでの体験と庭に隣接する施設における体験の両方を通じて、魅力的な来訪者体験を生み出す空間とする。		評価基準13 (2/6)				
	ターゲットとする客層 国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。		評価基準13 (2/6)				
	来訪者動線 庭の中に存在する異なる特徴のオープンスペース等を回遊する動線とすることで、来訪者が散策したくなるような計画とする。		評価基準13 (2/6)				
フェスティバルパークの概要 外観の特徴	ウォーターフロントに位置し、水辺空間として海の風景と調和した景観を形成する。		評価基準13 (2/6)				
	設置及び運営の方針 基本的な考え方 開けた空間を確保することで、イベント等の開催ができる空間とし、水辺空間にぎわいを創出する。		評価基準13 (2/6)				
	ターゲットとする客層 国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。		評価基準13 (2/6)				
	来訪者動線 パーク内を巡る歩行者動線は、来訪者が散策しやすい様に配慮した計画とする。		評価基準13 (2/6)				
イノベーションパークの概要 外観の特徴	ウォーターフロントに位置し、水辺空間として海の風景と調和した景観を形成する。		評価基準13 (2/6)				
	設置及び運営の方針 基本的な考え方 開けた空間を確保することで、実証実験等の開催ができる空間とし、来訪者に多様な体験を提供する。		評価基準13 (2/6)				
	ターゲットとする客層 国内外の旅行者、ビジネス客、ファミリー、富裕層、地域住民等、多様な来訪者を対象とする。		評価基準13 (2/6)				
	来訪者動線 パーク内を巡る歩行者動線は、来訪者が散策しやすい様に配慮した計画とする。		評価基準13 (2/6)				

**府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：来訪及び滞在寄与施設】**

飲食施設																																		
ローカルパートナー/グローバルパートナーダイニングの概要																																		
外観及び内装の特徴																																		
<table border="1"> <tr> <td>外観については、施設の位置するゾーニングや併設する施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>内装については、非日常的な雰囲気を醸成するデザインの工夫を行う。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							外観については、施設の位置するゾーニングや併設する施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。		評価基準13 (3/6)					内装については、非日常的な雰囲気を醸成するデザインの工夫を行う。		評価基準13 (3/6)																		
外観については、施設の位置するゾーニングや併設する施設のコンセプトやデザインに親和するデザインとする。		評価基準13 (3/6)																																
内装については、非日常的な雰囲気を醸成するデザインの工夫を行う。		評価基準13 (3/6)																																
設置及び運営の方針																																		
<table border="1"> <tr> <td>基本的な考え方</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国内外の有名シェフやレストランと連携した飲食施設を I R 区域内の各所に展開し、来訪者に独自性と創造性のある「食」の体験を提供する。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							基本的な考え方							国内外の有名シェフやレストランと連携した飲食施設を I R 区域内の各所に展開し、来訪者に独自性と創造性のある「食」の体験を提供する。		評価基準13 (3/6)																		
基本的な考え方																																		
国内外の有名シェフやレストランと連携した飲食施設を I R 区域内の各所に展開し、来訪者に独自性と創造性のある「食」の体験を提供する。		評価基準13 (3/6)																																
<table border="1"> <tr> <td>ターゲットとする客層</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>世界中の美食家や富裕層、ビジネス客からファミリー客まで多様なニーズに対応し、幅広い来訪者をターゲットとする。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							ターゲットとする客層							世界中の美食家や富裕層、ビジネス客からファミリー客まで多様なニーズに対応し、幅広い来訪者をターゲットとする。		評価基準13 (3/6)																		
ターゲットとする客層																																		
世界中の美食家や富裕層、ビジネス客からファミリー客まで多様なニーズに対応し、幅広い来訪者をターゲットとする。		評価基準13 (3/6)																																
<table border="1"> <tr> <td>動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>M G M 大阪や「結びの庭」といった多くの来訪者が往来する主要施設や主要動線の周辺に配置する。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>各店舗への搬出入は、I R 区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>各店舗区画内キッチンのほか、M G M 大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）							M G M 大阪や「結びの庭」といった多くの来訪者が往来する主要施設や主要動線の周辺に配置する。		評価基準13 (3/6)					各店舗への搬出入は、I R 区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。		評価基準13 (3/6)					各店舗区画内キッチンのほか、M G M 大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。		評価基準13 (3/6)				
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）																																		
M G M 大阪や「結びの庭」といった多くの来訪者が往来する主要施設や主要動線の周辺に配置する。		評価基準13 (3/6)																																
各店舗への搬出入は、I R 区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。		評価基準13 (3/6)																																
各店舗区画内キッチンのほか、M G M 大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。		評価基準13 (3/6)																																
ジャズクラブ、サパークラブ、バー／アレー等のナイトエンターテイメント施設の概要																																		
外観及び内装の特徴																																		
<table border="1"> <tr> <td>外観については、ジャズクラブ／サパークラブは「結びの庭」を臨む個性ある建築物とする。また、バー／アレーは、小さな酒場や隠れ家的バーが軒を連ねる空間とする。内装については、ジャズクラブ／サパークラブでは音楽やパフォーマンスと相まった特別な雰囲気を提供する。また、バー／アレー／その他のナイトエンターテイメント施設は、併設する施設や店舗の位置するゾーニングのコンセプトに合わせながら、独特の非日常空間を創出するデザインとする。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							外観については、ジャズクラブ／サパークラブは「結びの庭」を臨む個性ある建築物とする。また、バー／アレーは、小さな酒場や隠れ家的バーが軒を連ねる空間とする。内装については、ジャズクラブ／サパークラブでは音楽やパフォーマンスと相まった特別な雰囲気を提供する。また、バー／アレー／その他のナイトエンターテイメント施設は、併設する施設や店舗の位置するゾーニングのコンセプトに合わせながら、独特の非日常空間を創出するデザインとする。		評価基準13 (3/6)																									
外観については、ジャズクラブ／サパークラブは「結びの庭」を臨む個性ある建築物とする。また、バー／アレーは、小さな酒場や隠れ家的バーが軒を連ねる空間とする。内装については、ジャズクラブ／サパークラブでは音楽やパフォーマンスと相まった特別な雰囲気を提供する。また、バー／アレー／その他のナイトエンターテイメント施設は、併設する施設や店舗の位置するゾーニングのコンセプトに合わせながら、独特の非日常空間を創出するデザインとする。		評価基準13 (3/6)																																
設置及び運営の方針																																		
<table border="1"> <tr> <td>基本的な考え方</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>来訪者のナイトライフを充実させるエンターテイメント性に富んだ「食」の体験を提供する。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							基本的な考え方							来訪者のナイトライフを充実させるエンターテイメント性に富んだ「食」の体験を提供する。		評価基準13 (3/6)																		
基本的な考え方																																		
来訪者のナイトライフを充実させるエンターテイメント性に富んだ「食」の体験を提供する。		評価基準13 (3/6)																																
<table border="1"> <tr> <td>ターゲットとする客層</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>富裕層やナイトエンターテイメントを求める訪日外国人旅行者を主なターゲットとする。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							ターゲットとする客層							富裕層やナイトエンターテイメントを求める訪日外国人旅行者を主なターゲットとする。		評価基準13 (3/6)																		
ターゲットとする客層																																		
富裕層やナイトエンターテイメントを求める訪日外国人旅行者を主なターゲットとする。		評価基準13 (3/6)																																
<table border="1"> <tr> <td>動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>来訪者動線は、多くの来訪者が往来する「結びの庭」周辺にジャズクラブ、サパークラブ、バー／アレーを配置する。また、宿泊施設のロビー等にナイトエンターテイメント施設を配置する。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>各店舗への搬出入は、I R 区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。</td><td></td><td>評価基準13 (3/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>各店舗区画内キッチンのほか、M G M 大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。</td><td></td><td>評価基準13 (4/6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>							動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）							来訪者動線は、多くの来訪者が往来する「結びの庭」周辺にジャズクラブ、サパークラブ、バー／アレーを配置する。また、宿泊施設のロビー等にナイトエンターテイメント施設を配置する。		評価基準13 (3/6)					各店舗への搬出入は、I R 区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。		評価基準13 (3/6)					各店舗区画内キッチンのほか、M G M 大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。		評価基準13 (4/6)				
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）																																		
来訪者動線は、多くの来訪者が往来する「結びの庭」周辺にジャズクラブ、サパークラブ、バー／アレーを配置する。また、宿泊施設のロビー等にナイトエンターテイメント施設を配置する。		評価基準13 (3/6)																																
各店舗への搬出入は、I R 区域内の各所に設けられるサービスヤードから行うものとし、来訪者動線との交錯に配慮した搬出入動線とする。		評価基準13 (3/6)																																
各店舗区画内キッチンのほか、M G M 大阪の下層階にセントラルキッチンを設置し、下処理等の調理工程の一部を行った上で一部店舗へ搬出するサービス動線とする。		評価基準13 (4/6)																																

## 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：来訪及び滞在寄与施設】

物販施設						
Luxuryリテールの概要						
外観及び内装の特徴		外観については、大阪IRの物販施設のシンボルとなるような印象的なデザインのファサードとする。		評価基準13 (4/6)		
内装については、各所に設置されるパブリックアートと調和する高級感の溢れる仕上げを施し、上質な空間を演出する。			評価基準13 (4/6)			
設置及び運営の方針						
基本的な考え方		世界トップクラスのハイブランドをアジア有数の規模で集積させ、非日常的なショッピング体験を提供する。		評価基準13 (4/6)		
ターゲットとする客層		国内外の富裕層をターゲットとする。カップルや家族連れ等カジノを利用しない富裕層に対しても充実したショッピング体験を提供する。		評価基準13 (4/6)		
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）		来訪者動線については、富裕層が多く宿泊し、カジノをはじめとした多様な施設が集積するMGM大阪の下層に設定する。		評価基準13 (4/6)		
搬出入動線は、MGM大阪の下層に設置されるサービスヤードからの動線とする。			評価基準13 (4/6)			
サービス動線については、各施設のバックヤードと共に用する。			評価基準13 (4/6)			
その他リテールの概要						
外観及び内装の特徴		外観は併設する建物に準ずる。		評価基準13 (4/6)		
内装については、各施設の内装と統一した店舗デザインとする。			評価基準13 (4/6)			
設置及び運営の方針						
基本的な考え方		大阪・関西の土産物や日用品等を取り扱い、来訪者の多様なニーズに対応する。		評価基準13 (4/6)		
ターゲットとする客層		各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。		評価基準13 (4/6)		
動線（来訪者動線、搬出入動線、サービス動線）		各施設の利用者が多く集まる、アクセスしやすい場所に施設を配置することで利便性に配慮した来訪者動線とする。		評価基準13 (4/6)		
搬出入動線は、併設する建物のサービスヤードからの動線とする。			評価基準13 (4/6)			
サービス動線については、各施設のバックヤードと共に用する。			評価基準13 (4/6)			

## 府市モニタリング（設計・建設等）確認様式⑤【各IR施設の規模等：来訪及び滞在寄与施設】

その他施設																				
エネルギー供給施設（エネルギーセンター）の概要																				
外観及び内装の特徴																				
<table border="1"> <tr> <td>外観については、IR区域内の周辺景観に配慮したファサードとする。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内装については、設置する機器に適した内装とする。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							外観については、IR区域内の周辺景観に配慮したファサードとする。		評価基準13 (5/6)					内装については、設置する機器に適した内装とする。		評価基準13 (5/6)				
外観については、IR区域内の周辺景観に配慮したファサードとする。		評価基準13 (5/6)																		
内装については、設置する機器に適した内装とする。		評価基準13 (5/6)																		
設置及び運営の方針																				
基本的な考え方																				
<table border="1"> <tr> <td>日々の運営で消費するエネルギーや燃料の消費の継続的な低減を図るために、高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入したエネルギーセンターを設置し、大阪IR全体でのエネルギー消費の最適化や環境負荷低減に取り組む。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設内で製造した熱源や変電した電気は、IR区域内に設置した共同溝内に配管、配線して、各施設に供給する。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							日々の運営で消費するエネルギーや燃料の消費の継続的な低減を図るために、高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入したエネルギーセンターを設置し、大阪IR全体でのエネルギー消費の最適化や環境負荷低減に取り組む。		評価基準13 (5/6)					施設内で製造した熱源や変電した電気は、IR区域内に設置した共同溝内に配管、配線して、各施設に供給する。		評価基準13 (5/6)				
日々の運営で消費するエネルギーや燃料の消費の継続的な低減を図るために、高効率の設備機器及びエネルギー平準化設備等の先端技術を導入したエネルギーセンターを設置し、大阪IR全体でのエネルギー消費の最適化や環境負荷低減に取り組む。		評価基準13 (5/6)																		
施設内で製造した熱源や変電した電気は、IR区域内に設置した共同溝内に配管、配線して、各施設に供給する。		評価基準13 (5/6)																		
動線（サービス動線）																				
<table border="1"> <tr> <td>当該施設については、安全面、セキュリティ面への配慮から来訪者の立入制限区域とし、従業員や施設関係者等の移動を想定したサービス動線とする。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							当該施設については、安全面、セキュリティ面への配慮から来訪者の立入制限区域とし、従業員や施設関係者等の移動を想定したサービス動線とする。		評価基準13 (5/6)											
当該施設については、安全面、セキュリティ面への配慮から来訪者の立入制限区域とし、従業員や施設関係者等の移動を想定したサービス動線とする。		評価基準13 (5/6)																		
駐車場（屋内・屋外）の概要																				
外観及び内装の特徴																				
<table border="1"> <tr> <td>屋根付き屋外駐車場の外観及び内装については、周囲との調和に配慮した形状とする。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内駐車場の外観については、配置する建物に準じる。また、内装については、機能性を重視した仕様とする。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							屋根付き屋外駐車場の外観及び内装については、周囲との調和に配慮した形状とする。		評価基準13 (5/6)					屋内駐車場の外観については、配置する建物に準じる。また、内装については、機能性を重視した仕様とする。		評価基準13 (5/6)				
屋根付き屋外駐車場の外観及び内装については、周囲との調和に配慮した形状とする。		評価基準13 (5/6)																		
屋内駐車場の外観については、配置する建物に準じる。また、内装については、機能性を重視した仕様とする。		評価基準13 (5/6)																		
設置及び運営の方針																				
基本的な考え方																				
<table border="1"> <tr> <td>駐車場は、来訪者の利便性に考慮しIR区域内に分散配置する。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							駐車場は、来訪者の利便性に考慮しIR区域内に分散配置する。		評価基準13 (5/6)											
駐車場は、来訪者の利便性に考慮しIR区域内に分散配置する。		評価基準13 (5/6)																		
ターゲットとする客層																				
<table border="1"> <tr> <td>各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。		評価基準13 (5/6)											
各施設を利用する全ての来訪者をターゲットとする。		評価基準13 (5/6)																		
動線（来場者車両動線）																				
<table border="1"> <tr> <td>円滑な車両動線の実現のために、各駐車場の外にサイネージを設置し、駐車スペースの空き状況の見える化をする。また、敷地内においては駐車場ゲートまでに十分な滞留長を確保する。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							円滑な車両動線の実現のために、各駐車場の外にサイネージを設置し、駐車スペースの空き状況の見える化をする。また、敷地内においては駐車場ゲートまでに十分な滞留長を確保する。		評価基準13 (5/6)											
円滑な車両動線の実現のために、各駐車場の外にサイネージを設置し、駐車スペースの空き状況の見える化をする。また、敷地内においては駐車場ゲートまでに十分な滞留長を確保する。		評価基準13 (5/6)																		
共通バックヤードの概要																				
外観及び内装の特徴																				
<table border="1"> <tr> <td>外観については、バックヤードエリアが極力外観に表れないよう配慮する。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内装については、カラーリングの切り替えやサイン計画等により、従業員の移動に配慮する。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							外観については、バックヤードエリアが極力外観に表れないよう配慮する。		評価基準13 (5/6)					内装については、カラーリングの切り替えやサイン計画等により、従業員の移動に配慮する。		評価基準13 (5/6)				
外観については、バックヤードエリアが極力外観に表れないよう配慮する。		評価基準13 (5/6)																		
内装については、カラーリングの切り替えやサイン計画等により、従業員の移動に配慮する。		評価基準13 (5/6)																		
設置及び運営の方針																				
基本的な考え方																				
<table border="1"> <tr> <td>IR内の各施設で利用するバックヤード機能を、来訪者動線との分離に配慮した上で適切に配置する。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							IR内の各施設で利用するバックヤード機能を、来訪者動線との分離に配慮した上で適切に配置する。		評価基準13 (5/6)											
IR内の各施設で利用するバックヤード機能を、来訪者動線との分離に配慮した上で適切に配置する。		評価基準13 (5/6)																		
動線																				
<table border="1"> <tr> <td>従業員の移動や、来訪者動線との分離に配慮した動線計画とする。</td> <td></td> <td>評価基準13 (5/6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							従業員の移動や、来訪者動線との分離に配慮した動線計画とする。		評価基準13 (5/6)											
従業員の移動や、来訪者動線との分離に配慮した動線計画とする。		評価基準13 (5/6)																		

## 別紙：国際会議場施設【床面積等】

区域整備計画							基本設計							確認結果				
【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員							【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員											
IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考					
国際会議場施設 (1項1号)	国際会議場施設	33,100~40,600	36,875	13,645	27,907	国際会議場施設 (1項1号)	国際会議場施設											
【様式：評価基準5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 床面積および収容人員																		
No	種類	会議室名称	室数	1室あたり床面積 (計画値) [m <sup>2</sup> ]	◆床面積 (暫定計画値) [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン収容人員[人]  スクリーン形式 1.8m <sup>2</sup> /人 シアター形式 0.95m <sup>2</sup> /人 立席形式 着席形式 1.4m <sup>2</sup> /人 1.85m <sup>2</sup> /人	◇消防法 収容人員[人]	No	種類	会議室名称	室数	1室あたり床面積 (計画値) [m <sup>2</sup> ]	◆床面積 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン収容人員[人]  スクリーン形式 1.8m <sup>2</sup> /人 シアター形式 0.95m <sup>2</sup> /人 立席形式 着席形式 1.4m <sup>2</sup> /人 1.85m <sup>2</sup> /人	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考
1	最大会議室	グランドホールーム	1室	6,480~7,800	6,480	3,600 6,821 4,629 3,503 12,960	1,389 2,632 1,786 1,351 5,000	1	最大会議室	グランドホールーム								
2	中小会議室	アレジデンシャル・ホールーム	1室	2,500~3,000	6,480	833 1,579 1,071 811 3,000	417 789 536 405 1,500	2	中小会議室	アレジデンシャル・ホールーム								
3		ガラスアレジデンシャル・ホールーム	1室	1,500~1,800		272 516 350 264 980	222 422 286 216 800	3		ガラスアレジデンシャル・ホールーム								
4		セミアリーテンシャル・ホールーム	1室	750~900		166 316 214 162 600	112 210 142 108 400	4		セミアリーテンシャル・ホールーム								
5		多目的室（ラージ）	2室程度	245~294		112 212 144 108 400	112 212 144 108 400	5		多目的室（ラージ）								
6		多目的室（ミディアム）	2室程度	200~240		76 148 100 76 280	76 148 100 76 280	6		多目的室（ミディアム）								
7		多目的室（スマート）	2室程度	150~180				7		多目的室（スマート）								
8		イカセ・ケイブ・ホールーム	2室程度	100~120				8		イカセ・ケイブ・ホールーム								
9		ホートルーム	4室程度	50~60				9		ホートルーム								
10		VIP会議室	4室程度	35~42				10		VIP会議室								
合計				12,960~15,600	12,960	7,199 13,645 9,258 7,004 25,920		合計										

※1 各会議室の1室あたり床面積及び室数については、今後の設計の進捗に伴い国際会議場施設の床面積の合計（約12,960~15,600m<sup>2</sup>）の範囲で変更が生じる可能性がある

## 【様式：評価基準5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 附帯するその他施設の床面積

No	主な附帯施設	◆床面積 (計画値) [m <sup>2</sup> ]	◆床面積 (暫定計画値) [m <sup>2</sup> ]
1	ホワイ（中廊下）等	14,100~19,500	17,680
2	厨房・倉庫等	5,000~8,000	6,635

## 【様式：評価基準5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 附帯するその他施設の床面積

No	主な附帯施設	◆床面積 [m <sup>2</sup> ]
1	ホワイ（中廊下）等	
2	厨房・倉庫等	

◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考
	-	
	-	

別紙：展示等施設【床面積等】

区域整備計画						基本設計						確認結果								
【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員						【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員														
IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考						
展示等施設 (1項2号)	展示等施設	28,300~34,700	31,455	10,000	23,348	展示等施設 (1項2号)	展示等施設													
【様式：評価基準5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 床面積および収容人員																				
No	展示ホールの名称	床面積 (計画値) [m <sup>2</sup> ]	◆床面積 (暫定計画値) [m <sup>2</sup> ]	◇コンテンツ毎の収容人員[人]				◇消防法 収容人員 [人]				No	展示ホールの名称	◆床面積 [m <sup>2</sup> ]	◇コンテンツ毎の収容人員[人]				◇消防法 収容人員 [人]	
1	ホールA	10,000~12,000	10,000	一般的な BtoB	一般的な BtoC	スポーツ イベント	その他エンタ メント	10,000	10,000	10,000	10,000	2,500	1	ホールA		一般的な BtoB	一般的な BtoC	スポーツ イベント	その他エンタ メント	
2	ホールB	10,000~12,000	10,000									20,000	2	ホールB						
合計		20,000~24,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	22,500	合計							
【様式：評価基準5】国際会議場施設及び展示等施設の規模 附帯するその他施設の床面積																				
No	主な附帯施設	◆床面積 (計画値) [m <sup>2</sup> ]	◆床面積 (暫定計画値) [m <sup>2</sup> ]												No	主な附帯施設	◆床面積 [m <sup>2</sup> ]			
1	ホワイエ（中廊下）等 ※国際会議場施設と共に	14,100~19,500	17,680												1	ホワイエ（中廊下）等 ※国際会議場施設と共に				
2	厨房・倉庫等 ※国際会議場施設と共に	5,000~8,000	6,635												2	厨房・倉庫等 ※国際会議場施設と共に				
3	コワーキングスペース・ビジネスラウンジ・ビジネスセンター・主催者用事務スペース等	980~1,800	1,040												3	コワーキングスペース・ビジネスラウンジ・ビジネスセンター・主催者用事務スペース等				

## 別紙：魅力増進施設【床面積等】

区域整備計画					基本設計					確認結果			
【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員 ※評価基準8 魅力増進施設の規模に記載されている内容を含む													
IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考
魅力増進施設 (1項3号)	関西アート&カルチャーミュージアム	790～1,200	887	123	162	魅力増進施設 (1項3号)	関西アート&カルチャーミュージアム						
	ジャパン・フードパビリオン	7,300～9,100	8,220	1,450	1,779		ジャパン・フードパビリオン						
	ガーデンシアター	910～1,400	1,018	400	490		ガーデンシアター						
	関西ジャパンハウス	450～660	505	101	114		関西ジャパンハウス						
	三道体験スタジオ	460～680	520	139	152		三道体験スタジオ						

## 別紙：送客施設【床面積等】

区域整備計画					基本設計					確認結果									
【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員										【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員									
IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考					
送客施設 (1項4号)	関西ツーリズムセンター	680～990	758	151	190	送客施設 (1項4号)	関西ツーリズムセンター												
	バスター・ミナル	10,100～12,500	11,284	138	911		バスター・ミナル												
	フェリーターミナル	1,100～1,800	1,331	66	333		フェリーターミナル												
【様式：評価基準9】送客施設の規模																			
機能区分	◆規模 (床面積) [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値[m <sup>2</sup> ]			機能区分	◆暫定計画値[m <sup>2</sup> ]			機能区分	◆暫定計画値[m <sup>2</sup> ]			◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考				
	規模 (床面積)	対面による情報提供及び サービスの手配のための設 備規模 (床面積)	待合の用に供する設備 の規模 (床面積)			規模 (床面積)	対面による情報提供及び サービスの手配のための設 備規模 (床面積)	待合の用に供する設備 の規模 (床面積)		規模 (床面積)	対面による情報提供及び サービスの手配のための設 備規模 (床面積)	待合の用に供する設備 の規模 (床面積)							
ショーケース機能	360～520	400	100	300		ショーケース機能				ショーケース機能									
コンシェルジュ機能	180～260	200	100	90		コンシェルジュ機能				コンシェルジュ機能									
その他	140～210	158	—	—		その他				その他									
送客施設全体床面積	680～990	758	200	390	送客施設全体床面積				送客施設全体床面積										

※1 機能区分別及び各設備別の床面積については、送客施設の合計床面積（680～990m<sup>2</sup>）の範囲で変動が生じる可能性がある



## 別紙：カジノ施設【床面積等】

区域整備計画					基本設計					確認結果				
【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員						【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員								
IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考
カジノ施設 (10項)	カジノ施設	58,600~71,700	65,166	11,500	11,955	カジノ施設 (10項)	カジノ施設							

【様式：評価基準14】カジノ施設の規模		
	◆床面積[m <sup>2</sup> ]	専らカジノ行為の用に供される部分 (ゲーミング区域)
カジノ施設 <b>◆暫定計画値</b>	58,600~71,700 65,166	21,900~25,500 23,115

【様式：評価基準14】カジノ施設の規模		
	◆床面積[m <sup>2</sup> ]	専らカジノ行為の用に供される部分 (ゲーミング区域)
カジノ施設		

※1 ゲーミング区域：設計・施工過程における計画調整により、IR施設の床面積に一定の変動が想定されるため、ゲーミング区域の床面積は、IR施設の床面積の合計の3%を

超えない範囲で変更する場合がある

※2 利用シーンの収容人員：実際の利用シーンにおける収容人員（実際にテーブルゲーム・電子ゲームでプレイするゲスト以外のノン・ゲーミングゲスト等も含む）

## 別紙：来訪及び滞在寄与施設【床面積等】

区域整備計画					基本設計					確認結果				
【様式：評価基準3】IR施設の規模 床面積および収容人員														
IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆暫定計画値 [m <sup>2</sup> ]	◇利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	IR整備法第2条 の区分	施設名称	◆延床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆利用シーン 収容人員[人]	◇消防法 収容人員[人]	◆床面積 チェック	◇収容人員 チェック	備考	
来訪及び滞在寄与施設 (1項6号)	夢洲シアター	12,000~14,700	13,338	3,500	3,850	来訪及び滞在寄与施設 (1項6号)	夢洲シアター							
	Luxuryリテール	44,500~54,500	49,472	6,063	9,795		Luxuryリテール							
	その他リテール	370~540	415	83	95		その他リテール							
	飲食施設	11,200~13,800	12,478	2,365	2,721		飲食施設							
	共通バックヤード	98,200~153,500	125,866	—	6,519		共通バックヤード							
	駐車場	84,800~137,100	110,989	8,753	401		駐車場							
	エネルギーセンター	9,400~11,600	10,511	—	32		エネルギーセンター							
【様式：評価基準3】IR施設の規模 オープンスペースの面積											【様式：評価基準3】IR施設の規模 オープンスペースの面積			
施設名称		◆暫定計画値[m <sup>2</sup> ]				施設名称		◆計画面積[m <sup>2</sup> ]				◆床面積 チェック		
結びの庭		20,000~40,000				結びの庭								
フェスティバルパーク		20,000~40,000				フェスティバルパーク								
イノベーションパーク						イノベーションパーク								
【様式：評価基準1・3】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設ごとの規模 飲食施設											【様式：評価基準1・3】その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設ごとの規模 飲食施設			
施設		種類	機能	◆規模 (計画値) [m <sup>2</sup> ]	◆規模 (暫定計画値) [m <sup>2</sup> ]	施設		種類	機能	◆床面積 [m <sup>2</sup> ]	◆床面積 チェック			
ローカルパートナーダイニング、 グローバルパートナーダイニング	飲食施設	飲食機能	7,400~9,100	8,247		ローカルパートナーダイニング、 グローバルパートナーダイニング	飲食施設	飲食機能						
ジャズクラブ、サークル、バー、アート等のナイトエンターテイメント施設	飲食施設	飲食機能、ライブ・パフォーマンス機能	3,800~4,700	4,231		ジャズクラブ、サークル、バー、アート等のナイトエンターテイメント施設	飲食施設	飲食機能、ライブ・パフォーマンス機能						

### 別紙3

#### 認定区域整備計画の実施状況報告書（様式）

※報告書の名称は仮称。また、様式は国が定めるところに従う。

**大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）（案）**

**令和6年（2024年）3月●日**

**大阪IR株式会社**

## 目次

<b>第1 総則</b>	2
1. セルフモニタリングの目的	2
2. セルフモニタリング実施計画の位置づけ	2
3. 用語の定義	2
<b>第2 セルフモニタリング体制</b>	2
<b>第3 セルフモニタリングの実施方法</b>	3
1. 各部門による1次モニタリング	3
2. SPCモニタリング会議による2次モニタリング	4
3. SPC代表取締役による確認（3次モニタリング）	4
4. 現地確認	4
5. セルフモニタリング報告書の提出	4
<b>第4 セルフモニタリングの時期・内容・様式</b>	4
1. 設計・建設等モニタリング	4
2. 開業準備モニタリング	5
3. 財務モニタリング	6
4. その他	6
<b>第5 事業実施状況等の報告等</b>	6
1. 事業実施状況等の確認方法	6
(1) 各部門による事業実施状況等の確認	6
(2) SPCモニタリング会議による事業報告書のとりまとめ	7
2. 事業報告書の提出	7
3. 府が行う区域整備計画実施状況報告への協力	7
4. 区域整備計画実施状況評価の反映	7
<b>第6 セルフモニタリング結果等の公表</b>	7
1. セルフモニタリング結果等の記録	7
2. セルフモニタリング結果等の公表	8
(1) 基本方針	8
(2) 公表内容等	8
<b>第7 是正措置</b>	8
1. 改善計画	8
(1) 事象の確認・報告	8
(2) 改善計画案の策定	9
(3) 改善計画の実施	9
(4) 改善計画の実施状況の確認	9
(5) 改善計画の見直し等	9
2. 予防措置計画	9
(1) 事象の確認及び予防措置計画の作成	9
(2) 予防措置の実施及び確認	9
3. 内部コミュニケーション	10

## 第1 総則

### 1. セルフモニタリングの目的

大阪IR株式会社（以下「SPC」という。）は、設置運営事業が、法令等及び関連協定を遵守し、本事業関連書類に基づき適切かつ確実に遂行されているか、また、その実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、さらに、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等をセルフモニタリングし、継続的な業務改善につなげることで、IR区域の整備によってめざす公益的な意義及び目標の実現、並びに設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な実施を図る。

また、セルフモニタリングを通じて、事業継続の阻害要因や課題の早期発見と解消に繋げるとともに、設置運営事業者に係る各業務の継続的な改善につなげ、法令等、関連協定若しくは本事業関連書類に基づく適正な遂行を図る。

### 2. セルフモニタリング実施計画の位置づけ

本計画（以下「セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）」という。）は、関連協定、モニタリング基本計画及び本事業関連書類に基づき、SPCが行うセルフモニタリング（設計・建設等）の具体的な体制、実施方針、実施方法、項目・内容等を示すものであり、SPCは、当該計画に従いセルフモニタリングを行う。

### 3. 用語の定義

セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）において使用する用語の定義は、本計画で別に定める場合を除き、モニタリング基本計画に定めるところに従う。

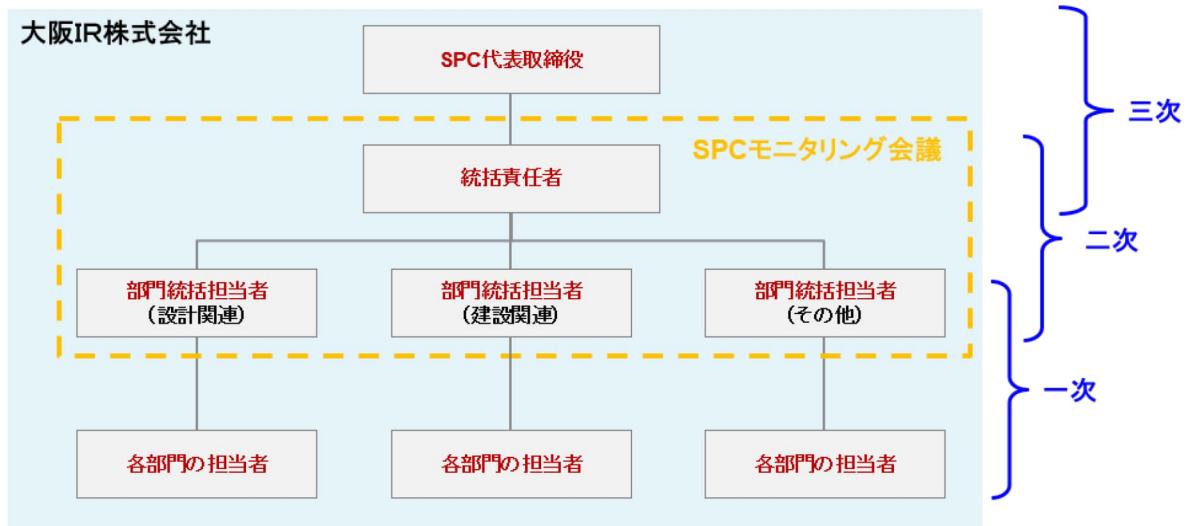
## 第2 セルフモニタリング体制

SPCにおけるセルフモニタリング（設計・建設等）は、図表1に示すとおり、SPCの執行の最高責任者である代表取締役（以下「SPC代表取締役」という。）の下、各部門の担当者及び各部門を統括する担当者（以下「部門統括担当者」という。）による1次モニタリング（ダブルチェック）、全部門を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）及び部門統括担当者が参加する会議体（以下「SPCモニタリング会議」という。）による2次モニタリング（クロスチェック）、並びにSPC代表取締役と統括責任者による3次モニタリングからなる複層かつ多角的な視点による実施体制（以下「セルフモニタリング体制」という。）を確保する。

また、モニタリングの内容に応じて、監査人及び会計監査人による監査により、SPCによる適切なセルフモニタリングの実施を担保する外部体制を確保する。

なお、設置運営事業は、IR及びこれを構成する各IR施設に係る業務に対する知見・実績・ノウハウ等を有した中核株主が中心的な役割や必要な支援を果たしながら実施していく計画としており、事業段階に応じてSPCの組織・人員体制が拡充されるまでの当面の間は、各部門による1次モニタリング、SPCモニタリング会議による2次モニタリング、及び3次モニタリングにおける統括責任者の役割は、中核株主への委託により、その支援を受けて実施する。

【図表1 セルフモニタリング体制】



### 第3 セルフモニタリングの実施方法

セルフモニタリングは、セルフモニタリング体制の下、次のとおり、各部門の担当者及び部門統括担当者による1次モニタリング（ダブルチェック）、SPCモニタリング会議による2次モニタリング（クロスチェック）、SPC代表取締役と統括責任者による3次モニタリングにより行う。また、各確認者が必要と判断した場合は、現地確認を実施する。

但し、毎事業年度の終了時に行う当該事業年度のセルフモニタリング及び事業実施状況等の確認以外のセルフモニタリングについては、セルフモニタリングの項目・内容に応じて、書類による確認（1次モニタリング）及び統括責任者による確認（2次モニタリング）によって、セルフモニタリングを行うことができるものとする。

## 1. 各部門による1次モニタリング

- (1) 各部門の担当者及び部門統括担当者は、担当業務について「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に掲げる計画書及び報告書等（以下「モニタリング書類」という。）を作成し、設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認する。
  - (2) また、「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を用いて、担当する業務についてのセルフモニタリングを行い、その結果（以下「1次セルフモニタリング結果」という。）を当該様式に記録する。
  - (3) 各部門では、担当者が日々の業務の実施状況等を確認した上で、部門統括担当者において、設置運営事業が法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認（ダブルチェック）する。

## 2. SPC モニタリング会議による 2 次モニタリング

- (1) 1 次セルフモニタリング結果を踏まえ、統括責任者及び部門統括担当者が参加する SPC モニタリング会議を開催し、部門統括担当者から業務の実施状況等の報告を受けた上で、統括責任者及び他の部門の部門統括担当者によって、設置運営事業が、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認・審議（クロスチェック）の上、その結果（以下「セルフモニタリング結果」という。）を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録する。
- (2) また、毎事業年度の終了後においては、当該事業年度のセルフモニタリング結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録し、「セルフモニタリング報告書」としてとりまとめる。

## 3. SPC 代表取締役による確認（3 次モニタリング）

SPC 代表取締役は、統括責任者から報告を受け、2 次モニタリングでとりまとめた「セルフモニタリング報告書」を確認し、それを承認する。

## 4. 現地確認

1 次モニタリング及び 2 次モニタリングにおいて、各確認者が必要と判断した場合は現地確認を実施する。

## 5. セルフモニタリング報告書の提出

毎事業年度の終了時に行う当該事業年度のセルフモニタリング結果をとりまとめた「セルフモニタリング報告書」については、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、府及び市に提出する。

その他のセルフモニタリング結果については、「モニタリング（設計・建設等）に係る SPC 提出書類等の一覧」に掲げる提出書類ごとに定める提出時期に、各モニタリング書類の提出によって府及び市に報告する。

また、必要に応じて個別事項の改善策や是正措置等を含めるものとする

# 第4 セルフモニタリングの時期・内容・様式

## 1. 設計・建設等モニタリング

設計・建設等モニタリングとして、本事業関連施設（但し、本件土地等に設置されるものに限る。以下同じ。）の設計及び本件工事の状況について、「第3 セルフモニタリングの実施方法」に基づき、図表 2 に示すモニタリング項目及び内容についてセルフモニタリングを行い、その結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するとともに、図表 2 に示す提出書類及び提出頻度（「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」の提出は毎事業年度。以下同じ。）にて府及び市に提出する。

【図表2 設計・建設等モニタリングの内容及び提出書類等】

項目	モニタリング内容	提出書類	提出頻度
設計・建設等の実施体制	設計業務の実施体制	管理体制表（設計業務）	毎事業年度
		委託体制表（設計業務）	
	施工業務の実施体制	管理体制表（施工業務）	毎事業年度 ※準備工事の着工時及び本件IR施設の建設及び整備の着工時
		請負体制表（施工業務）	
設計・建設等の実施状況	設計の進捗状況	設計工程表	四半期毎
		設計業務の進捗状況を説明する資料	
	工事の進捗状況	工事工程表	四半期毎 ※準備工事の着工時及び本件IR施設の建設及び整備の着工時
		工事の進捗状況を説明する資料	
	設計状況	IR施設の用途別面積表	基本設計完了時/本件IR施設の建設及び整備の着工時/本件IR施設の営業開始時 ※変更時（軽微な場合を除く）
		IR施設の平面図・立面図・断面図	
	施工計画	施工計画書	毎事業年度 ※準備工事の着工時及び本件IR施設の建設及び整備の着工時
	施工状況	施工報告書	四半期毎
	暴力団員等排除の取組状況	工事業者から暴力団員等を排除するために行った措置等を説明する資料	毎事業年度
	公共インフラ整備等との連携・調整状況	公共インフラ整備等との連携・調整状況を説明する資料	毎事業年度

## 2. 開業準備モニタリング

開業準備モニタリングとして、本件IR施設の開業前の準備状況について、「第3 セルフモニタリングの実施方法」に基づき、図表3に示すモニタリング項目及び内容についてセルフモニタリングを行い、その結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するとともに、図表3に示す提出書類及び提出頻度にて府及び市に提出する。

【図表3 開業準備モニタリングの内容及び提出書類等】

項目	モニタリング内容	提出書類	提出頻度
開業準備の実施状況	大阪IR株式会社の体制	SPCの体制表	毎事業年度 ※セルフモニタリング報告書の提出時に提出
		SPCの体制計画	
	開業準備の実施体制	開業準備業務の体制表（委託先等を含む）	
各種手続の履践状況	開業準備の進捗状況	開業準備の進捗状況を説明する資料（スケジュール表等）	策定時/変更時
	IR整備法に定める手続の履践状況	IR整備法に定める手続の履践状況報告書	
反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための処置の状況	実施協定等に定める手続の履践状況	実施協定等に定める手続の履践状況報告書	毎事業年度
	行動指針の設定と履行状況	反社会的勢力排除のための行動指針 行動指針の履行状況を説明する資料	

### 3. 財務モニタリング

財務モニタリングとして、本件 IR 施設の開業前における、SPC 及び設置運営事業の財務状況、資金の流れ及び組織体制等について、「第3 セルフモニタリングの実施方法」に基づき、図表4に示すモニタリング項目及び内容についてセルフモニタリングを行い、その結果を「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するとともに、図表4に示す提出書類及び提出頻度にて府及び市に提出する。

【図表4 財務モニタリングの内容及び提出書類等】

項目	モニタリング内容	提出書類	提出頻度
SPC の財務状況	SPC の財務状況	四半期報告書	四半期毎
		財務報告書	毎事業年度
SPC の資金調達状況	出資の状況	SPC への出資状況を説明する資料	半期毎
		SPC の登記事項証明書の写し	毎事業年度/増資時
		株式引受契約書の写し	締結時/変更時
	融資契約の状況	融資契約の進捗状況を説明する資料	半期毎
		融資契約書の写し	締結時/変更時
	融資の実行状況	融資実行の状況を説明する資料	半期毎
	融資の返済状況	融資返済の状況を説明する資料	半期毎

### 4. その他

本件土地課題対策（土壤汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去）<sup>1</sup>の実施状況については、事業用定期借地権設定契約並びに、SPC が府及び市との間で令和5年9月29日付けで締結した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書」に定めるところに従い、SPC において施工管理及び履行状況の管理等を行った上で、府及び市に対し、必要となる協議、報告、書類の提出等を行う。

## 第5 事業実施状況等の報告等

### 1. 事業実施状況等の確認方法

設置運営事業の実施状況等の確認は、毎事業年度の終了後、セルフモニタリング体制の下、次のとおり、各部門の担当者及び部門統括担当者による確認、SPC モニタリング会議による確認・審議並びに SPC 代表取締役による承認により行う。また、各確認者が必要と判断した場合は、現地確認を実施する。

#### (1) 各部門による事業実施状況等の確認

各部門の部門統括担当者は、毎事業年度の終了後、1次セルフモニタリング結果を踏まえ、担当する業務について、設置運営事業が実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等を含め、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況を確認するとともに、これらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等を

<sup>1</sup> 大阪市が令和5年度債務負担行為（788億円）を設定し実施している大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業

検討し、その結果を「認定区域整備計画の実施状況評価結果報告書」の様式<sup>2</sup>に記載する。

(2) SPC モニタリング会議による事業報告書のとりまとめ

各部門による事業実施状況等の確認結果及びセルフモニタリング結果を踏まえ、統括責任者及び部門統括担当者が参加する SPC モニタリング会議を開催し、担当業務以外の業務も含め、設置運営事業が実施に当たり求められる公益性を確保・達成しているか、事業継続の阻害要因や課題が生じていないか等を含め、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等について確認・審議の上、その結果を「事業報告書」としてとりまとめる。

また、SPC 代表取締役は、SPC モニタリング会議においてとりまとめられた「事業報告書」を確認し、承認する。

## 2. 事業報告書の提出

事業報告書については、毎事業年度の終了後 60 日以内又は府の指定する合理的な期限のいずれか早い日までに、府及び市に提出する。

## 3. 府が行う区域整備計画実施状況報告への協力

SPC は、府から合理的な要請があった場合には、速やかに、事業報告書の内容並びにこれに関連する資料及び情報を合理的な範囲で提供し、府が行う区域整備計画実施状況報告に誠実に協力する。

また、府が区域整備計画実施状況報告に際して講じる市及び公安委員会との協議その他 IR 整備法第 37 条第 3 項に基づき必要となる対応に、誠実に協力する。

## 4. 区域整備計画実施状況評価の反映

国土交通大臣により区域整備計画実施状況評価の結果が公表又は府から通知された場合は、当該結果を事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させる。

# 第6 セルフモニタリング結果等の公表

## 1. セルフモニタリング結果等の記録

SPC は、セルフモニタリング結果について、セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）に基づき、「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」に記録するほか、「セルフモニタリング報告書」を作成する。

また、当該事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況及び目標の達成状況、並びにこれらの要因分析及び翌事業年度以降における改善に向けた取組み等について、「事業報告書」を作成する。

---

<sup>2</sup> 報告書の名称は仮称。また、様式は国が定めるところに従う。以下同じ。

## 2. セルフモニタリング結果等の公表

### (1) 基本方針

SPCは、設置運営事業の公益性を踏まえて、設置運営事業の実施に係る情報を適切に開示し、経営の透明性の確保に努めることを基本方針とする。

また、セルフモニタリングの方法及び結果並びに設置運営事業の実施状況等について、その概要、認定区域整備計画に記載する各施策及び措置の実施状況並びに成果指標の達成状況その他必要な事項を SPC のウェブサイトにおいて公表し、本事業期間中、これを維持するものとする。

### (2) 公表内容等

セルフモニタリングの方法及び結果、設置運営事業の実施状況等に関する情報は、関連する情報と合わせて、図表5の公表書類、内容（個人情報並びに民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）及び頻度により、SPCのウェブサイトにおいて公表する。

【図表5 公表書類等項目、頻度及び方法】

公表書類	内容	頻度
事業基本計画	設置運営事業の基本となる事項に関する計画 ※認定区域整備計画の一部として公表	変更毎
事業計画	各事業年度における本件 IR 施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画	年度毎 (変更毎)
セルフモニタリング実施計画（設計・建設等）	本件 IR 施設の設計及び建設・整備等に係るセルフモニタリングの実施計画	変更毎
四半期報告書	各事業年度における各四半期における法人の概況、事業の状況、経理の状況等	四半期毎
財務報告書	法人の概況、事業の状況、経理の状況等	年度毎
セルフモニタリング報告書	各事業年度におけるセルフモニタリング結果の要旨（「セルフモニタリング（設計・建設等）確認様式」を含む）	年度毎
事業報告書	各事業年度における事業基本計画及び事業計画の実施の状況等 ※「認定区域整備計画の実施状況報告書」の一部として公表	年度毎

## 第7 是正措置

### 1. 改善計画

セルフモニタリングの結果、設置運営事業が法令等、関連協定若しくは本事業関連書類に基づき適正に遂行されていないと認められた場合や府からレベル2以上に該当するものとしては是正要求措置等が行われた場合には、次のプロセスにより是正を図る。

#### (1) 事象の確認・報告

SPCの各部門の担当者及び部門統括担当者は、事象の詳細な確認を実施するとともに、当該事象の解消、改善を図る。また、容易に解消できない事象の場合は、応急処置を

行い、事業運営等への影響の最小化を図る。

(2) 改善計画案の策定

部門統括担当者は、統括責任者の下、法令等の遵守及び本事業関連書類に従った設置運営事業の実施を確保するため、改善対策、改善期限、再発防止策を含む改善計画案を作成し、SPC 代表取締役はそれを承認する。SPC は、改善計画案を府及び市に提出し、府及び市の承認を得て改善計画を決定する。

(3) 改善計画の実施

SPC は、各部門において改善計画に基づき改善を実施するとともに、その実施状況を確認する。

(4) 改善計画の実施状況の確認

SPC は、セルフモニタリング体制に基づき、改善計画の実施状況及び有効性を確認し、その結果を府に通知する。SPC は、当該事象の内容、実施した改善対策、再発防止策等をまとめた「改善報告書」を作成し、府及び市に報告する。

(5) 改善計画の見直し等

前記(4)において、改善計画の十分な有効性が認められなかった場合、前記(2)に戻り、原因検証の上、改善計画の見直しを行い、有効性が確認されるまで、前記(3)及び(4)のプロセスを行う。

## 2. 予防措置計画

セルフモニタリングの結果、法令等、関連協定又は本事業関連書類に対して違反又は不履行に達するほどの事象ではないが、予防措置を要する事象を認めた場合又は府からレベル1に該当するおそれがあると注意を受けた場合においては、次のプロセスにより対応する。

(1) 事象の確認及び予防措置計画の作成

SPC の各部門の担当者及び部門統括担当者は、事象の詳細な確認を実施するとともに、当該事象の解消、改善を図る。

部門統括担当者は、予防措置計画案を作成し、統括責任者はそれを承認する。

(2) 予防措置の実施及び確認

各部門において予防措置計画を実施するとともに、その実施状況・有効性を確認する。

### 3. 内部コミュニケーション

セルフモニタリングの実施過程において、設置運営事業が法令等、関連協定若しくは本事業関連書類に基づき適正に遂行されていないと認められた場合、又はそのおそれが認められた場合は、SPC 代表取締役の判断により、必要に応じて、図表 6 に示す内部コミュニケーションを実施する。

【図表 6 内部コミュニケーション】

発生事象の分類	内部コミュニケーション (下段：参加者)	実施内容
法令違反又はそのおそれ	責任者会議の開催 (SPC 代表取締役、統括責任者、部門統括担当者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事実確認</li><li>・原因分析</li><li>・再発防止策の立案</li></ul>
本事業関連書類への不適合又はそのおそれ	同上	<ul style="list-style-type: none"><li>・事実確認</li><li>・原因分析</li><li>・再発防止策の立案</li></ul>
将来、法令違反や本事業関連書類の不適合に発展するおそれがあるもの	統括会議の開催 (統括責任者、部門統括担当者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・部門間での情報共有</li><li>・注意喚起</li></ul>

以上